

## 九 博愛及び慈善

一七二

女子として最も適當した事業は博愛及び慈善である。廣くは社會事業と稱してもよい。愛國婦人會とか赤十字社とか云ふ組織的な團體があつて、博愛慈善及び軍事救護に對しては相當に活動して居るが、未だ地方的には多くの成績をあげてゐない。愛國婦人會に入會するのは殆んど中流以上の婦人の義務的となつてゐるが、會員自身には自分の會と云ふ考はない。夫故今後に於ては處女會及び主婦會等に於ては愛國婦人會や赤十字社と連絡して平時に於ける社會事業を地方的にやるやうにしたいものである。處女會に於て看護術の練習をなすと云ふ場合には赤十字社から其の講師を出張せしむるとか、托兒事業を行ふ場合には愛國婦人會の助勢を乞ふことにしたい。博愛とか慈善とか云ふことも單に恩惠的救助的のものでは今日以後の社會には何等の效果をも舉げ得ない。併しながら一町村内に於ては三人や五人の同情すべき貧者や孤獨者がいないことはないもので、夫等に對しては從來より以上に手厚い救助をなさねばならぬが、寧ろ其の根本に遡つて社會の缺陷を補ひ以て救貧よりも防貧に努めねばならぬ。

動物愛護に就きては日本では徹底的に行はれてゐない。車力引きなどに聞くと馬はウント重い荷物を牽かせて二三年で倒れさす方が得である。可愛がつて軽い荷物を牽かせ甘い飼料を與へて一年や半年壽命が延びても利益はないと云ふのである。云はゞ器械と同様に使へる丈使ふ方が得だと云ふのである。外國の様に一定量以上の重荷を牽かせてゐるものは嚴重に處罰すると云ふこともないので、こんな殘酷な目にも逢はせるのである。家畜も從つて人に馴れてはゐない。家畜を見れば其の國人の氣質も判ると云ふ説があるが、誠に其の通りであつて日本の牛馬は人

を仇敵と思つてゐる。だから實際經濟上から見ても日本の家畜は遠く歐米のものに及ばない。近視眼的に目前の打算計りするから家畜の改良などは思ひもよらぬ。動物の愛護は家畜のみに限つたものではない。野棲の動物にも及ばなければならぬ。進んでは植物にも及んで茲に生物愛護の觀念を構成したいものである。害蟲害鳥の如きも之を殺戮するに一片の憐愍心がなければならぬ。蟲送と稱する四國地方の習俗なども迷信ではあるが、其の生物相愛の情の發露したる點に於て無碍に捨つべきものではない。蟲塚と稱して害蟲の捨て場所を作つてゐる所もあつたが人心の繊細な働きを思ふことが出来る。

## 一〇 慶弔慰問

會員相互の間にも祝すべきことある時は之を個人的にもまた會としても其の意を適當に表したい。會員の結婚に當りて記念品を送り且つ其の未來を祝福するの舉は兵庫縣長井村處女會に於ても香川縣麻村處女會に於ても實施してゐる。前者は次の如き順序で祝辭と鏡とを送つてゐる。

### ◎結婚者送別 (兵庫縣長井村處女會)

本會員ニシテ婚約既ニ整ヘル者アル時ハ、本人ヨリ理由ヲ附記シテ退會届ヲ差シ、結婚期日ヲ報告スルモノトス。報知ヲ受ケタル會長ハ祝辭ト一面ノ鏡トヲ送リ、決シテ離婚等ノ事アルベカラザルヲ諭シ、而シテ當該部落ノ會員ハ結婚者ノ家出ヲ全部ニテ見送り、本日ノ典ヲ祝ヒ、結婚者ヲシテ其ノ責任ノ益々重大ナルヲ感セシムル事トナシ居レリ。祝辭ノ一例左ノ如シ。  
貴女今般華偶ヲ得サセラレ某家へ御婚嫁ノ極慶賀ノ至リニ候、借テ既ニ御諒知ノ如ク婚儀ハ人生中ノ盛事ニシテ、責任ノ増



大又愈々重キモノ有之候、何卒御身ノ健康ニ留意セラレ祖先ノ靈ニ孝養忠リナク温顔以テ朝夕父母ニ仕へ、夫君ニツクシテ相和シ子女ノ教養ニ務メテ國家ノ有用ノ材タラシメ家庭ノ平和ト隆昌ニ力ヲ注ギ延イテハ近親隣郷ト親シミ以テ女性ノ天職ヲ全フセラレ、良妻タリ賢母タルノ範ヲ一郷ニ垂レ給ハン事ヲ新リテ息マザルモノニ候  
 〓、ニ粗品ヲ贈呈シ會員一同謹シミテ貴女ノ幸ナ多カレ幾久シク福ヤ多カレト神カケテ新念イタシ御祝ヒ申上候 謹言  
 年 月 日

長井村處女會長 何某

某殿

結婚以外の慶事と云へば學校へ入學したとか表彰をうけたとか特別の資格を得たとか云ふことであらう。余の提唱する學力檢定職業技能認定などが行はれて來ればその合格者に對して祝賀會を催うすと云ふことも必要となつて來る。會員中には上級學校に入學したものがあれば會としては之に送別の意を表すべきである。近來は兎角勉強でもしようとするものなどは處女會などへは入會もせぬ代りに、處女會でも之を省ひないと云ふ風である。夫れ故上級學校の在學者などで外國などのやうに休暇中に隣保事業に盡さうと云ふものもない。學生の夏休は盡々として爲すなきに終るを常とするのは寔に慨嘆せざるを得ぬ。

弔意を表することに就ては會員の死亡に對して香典を送り弔辭を送り代表者及び最寄會員の會葬をなす位のことは大抵行はれてゐる。更に進んで負傷病氣などの場合にも之を見舞ふとか天災に遭遇せる會員に對しては特に會として又會員として之に同情を表し共濟の實を擧げねばならぬ。前例の長井村處女會では會員の家族の不幸に對して

も香料を送ることになつてゐる。

青年會に於ては軍隊に入營せる自村の兵士を慰問し、又その留守宅に對しては家業の手傳をなす等の事は大抵行はれてゐるが、處女會に於ても之に準へる所もある。結構なる企であつて處女會としては或は心盡しの慰問袋を送るとか、或は留守宅中特に手不足のものに對しては家事や農事を手傳ふと云ふことを勧めたい。田植や收穫に處女會員が特に之等の家の爲に無報酬で働くことが、どんなに入營兵士の心を慰むるであらうか。今は世界も恒久平和に入らんとしてゐるが、必ずしも戦争を將來に絶無ならしむるものでない。出征兵士に對する以上の如き慰問は更に幾多の貢獻をなし得るであらう。

慶弔慰問は會員相互や軍隊入營者のみに限らない。一町村内に起つた大小の事故に對して相當の意を表するは勿論役員又は指導者たる學校教師や篤志家などに對しても事ある毎に適當に行はなければならぬ。

更に進んでは國家社會に對する慶弔の心掛けあるをも肝要とする。近くは攝政宮殿下の御慶事も行はせらるゝことであるから、處女會に於ては之を御奉祝申し上げると共に適當な記念事業を起して皇運の隆昌を祈ると共に會の向上發展をも圖るべきである。

一一表 彰

會員中品行方正にして篤行あり業の範となるものある時は之を表彰するを可とする。表彰者を定むることは非常



に困難なものである。殊に女性は他の名譽を嫉視するの性があるので適當なる表彰でないとその結果は面白くないものである。或は上級官廳又は郡市處女會又は府縣處女會等より表彰するの形式がよいと思ふ。

町村處女會で表彰する場合には會員の意向を參酌するを可とする。而して總會とか修養會の際に於て之が表彰の式を行ひ其の篤行をも詳細に説明する。會員をして羨望せしむる程度に止むべきであつて、決して嫉視せしむる程に潤色せられてはならぬ。

表彰は表彰狀を與ふると共に簡單なる記念品例へば鏡、硯箱、書籍等を授與すれがよい。記念品は會の費用で求めることもよいが、其の町村出身の先輩などから贈られたものであれば猶更結構である。凡ゆる機會に於て地方出身の知名の人士を教化の上に善用することは緊要のことに屬する。

表彰者は餘り多數でない方がよい。餘りに多數であれば其の結果の拙いものが出來た場合に表彰の價値を失墜するの虞がある。

篤行表彰に次ぎて興味あるは女子の體位表彰である。之は婦人の體位が著しく男子に比して遜色あることから思ひ付いたことであつて、又母性としても強健なる身體の所有者でなければならぬと云ふことから特に身體の保健に注意し優秀なる體格の所有者を選彰するのである。或は處女會員でなくとも母として健全なる多數の子女を挙げたものを獎勵するとか、一家舉つて長生せるものを祝福するとかの舉も面白いことである。

小學生徒などの中からも善行者を選んで處女會で表彰することも緊要なる施設である。少女會の設けがあれば處女會としては其の指導誘掖上から此種の企をなさねばならぬ。又商工都市に於ては女中とか工女とかの篤行者を選

賞の中に加へたい。處女會が處女會丈の範圍から外に出ぬ様では駄目である。

## 乙、身體の鍛練及び衛生思想の向上施設

### 一 女子の體位

女子の體位は先天的にも男子に劣つてゐるものであるが、主として其の原因は後天的に存する。殊に其の健康でふ點に於ては先天的のものとは認められない。或は精神系統の病とか或種の疾病は遺傳によるものであるが、これとても女子にのみ多く遺傳が表現すると云ふ性質のものではない。

「職業婦人に子實なし」と云ふ社會學上の定論は女子體位が一般的に劣つてゐることを説明するに足るものである。而して本邦婦人の殆んど凡てが不健康状態に在るは其の過勞と營養不良の結果である。試みに汽車や汽船の中で婦人と云ふ婦人を仔細に觀察すると、十人の中で二人と満足な體を持てゐるものはないと云つてもよい。況んや肉體美の秀でてさながらに元氣に満ち、緊張せる顔貌と、總明なる眼を有するものに於てをやである。美と云ふ標準を繊細な方面のみに見ないでも所謂美人らしい美人がないと云つてもよい位である。

海外婦人に就きて此の種の觀察を試みた人の談片であるが、「海外婦人は見るからに溢れるやうな肉體を有してゐる、それが一人や二人で見るとも五人十人乃至數十人数百人と集合した場合に最もよく見られる。だからこんな婦人の中に男子が三人五人臨んでも何だか非常な威壓を感じる。これに反して日本の婦人の集會では数が多ければ



多いほど可憐な傷々しいと云ふ感情が起る」と云ふことがあつた。併しながら我國に於ても農村に在りてはよしや其の鄙びた所はあつても、健康の點に於ては優秀なる婦人が少くない。殊に農村處女に於て然りとす。農村の中年以上の婦人は或は都市の同様の婦人に比べて幾分年を老つてゐるやうに見へる。これは極度の労働と節約によるものと認められる。

統計を示したり醫學者の説を引用する迄もなく兎に角本邦婦人の體位は著しく遜色があると云ふのは事實である。これを如何にして改善すべきかと云ふよりも、寧ろ將來の婦人に對し根本的に其の體位を向上せしむべきかの策を講ぜなければならぬ。

而して斯かる仕事は個人的に行ふよりも團體的の施設として行ふのが得策である。今後の處女會に對しは寔に好個の施設たるを失はぬ。殊に都市に於ける處女會に於ては其の精神は兎も角形式上より見れば智徳の啓發に關する施設などよりも先づ此の點に着目せなければならぬ。左に處女會として施設すべき身體の鍛練並に衛生思想の向上に關するものを列舉し説明する。

## 二 處女の衛生に關する施設

前既に述べたるが如く處女期は實に人生の花であると共にまた人生中最も變化の多い時代である。身體的にも性の發露から思春期に入り、一朝過てばあたらし一生を棒に振つてしまはなければならぬ。と云ふ所謂謎の世界である。月經に對する注意は女子の學校や處女會に於ても相當に考へられてゐるが、未だ十全のものではない。さうして

之を教へることは非常に困難なものである。處女會では最初は女子の教員とか幹部の婦人等から叮嚀親切に教へてやるもよからうが、後には年の長けた會員が弱年のものに教へることにすればよい。之は月經に對する個人衛生の例であるが、處女會としても相當の注意を拂はなければならぬ。今其主なる點を掲げると次の様である。

月經時に對する處女會の注意。

- 1、遠足、運動體操等の禁止又は軽減
- 2、勉學及び作業に對する注意
- 3、訓戒、講話等の内容の取捨

經時に在る補習學校生徒に對して嚴かなる訓戒を加へたる爲に甚しく彼女をして悲觀せしめ遂に次の日よりは出席を肯ぜなかつたと云ふ實例もある。

### 4、經時の心得書配付

出來得べくは平易なる文章で且つ處女の誇りを傷けざる書き振りで經時の心得とでも云ふべきものを配付するを妙とする。和歌山市立實科高等女學校に於て編したるものを參考として左に掲げる。

## ◎女子特別衛生に關する注意

和歌山市立實科高等女學校

夫レ女子ハ一般ニ十四才ニ達スレバ自然ニ生理的ノ變化ヲ來シマス。其内著シキモノハ月經デアリマス。月經時ノ日數ハ一定シ難クレドモ其持續ハ普通二三日ノモノガ多ク四五日或ハ八日間ニ渉ル者モアリマス（八日以上ノ出血ハ病的ナリ）而シテ月



經時普通二十八日ヲ週期トシテ順廻スルモノデアリマスガ時トシテ三週間毎ニ反復スル人アリ又毎月二三日宛早クナリ又ハ遅クナル人モアリマス(二十八日間ニ對シ)然シ此等何レモ其期間ハ常ニ一定セルモノハ之ヲ正調ト見做シテ宜シイデアリマ  
スガ經血ノ量モ人ニヨリ又時間ニヨリテ違フデアリマスガ大約百瓦ヨリ二百瓦ノ間デアリマス、其流出物ハ常ニ多量ノ粘液  
ヲ混ジテ粘液ハ殊ニ月經ノ始メト終リトニ多クシテ頂上ニ達スレバ純血トナルモノデアリマス

### 月經時ノ衛生

第一手當 外陰部へ清淨ナル脱脂綿又ハガーセヲ適當ノ大サニナシテ壓抵シ其上ニ丁字帶ヲ施スカ或ハ特製販賣セル月經帶ニ  
テ固定シ臍部ヨリ流出スル血出ヲ充分ニ吸收セシメルデアリマスガ若シ脱脂綿等ヲ臍腔ニ填充シ此血液ノ流出ヲ防ギ止メ  
ル様ナ手當ヲ致シマスト大ナル害ニナリマスカラ脱脂綿又ハガーセハ血液ノ量ニ從ヒ度々取換ヘネバナリマセヌ、又普通ノ  
すきかへし紙、古綿、古布、ナドハ不潔ナルノミナラズ時ニ恐ルベキ病毒ナドガ着テ居ル事ガアリマスカラコレ等ハ一切使  
用シナイ様ニセバナリマセヌ

第二攝生 月經ハ健康ノ成人婦人ナレバ誰ニモアルモノナレドモ通經時ハ多クハ多少ノ困難ヲ伴フモノデアリテ月經痛ト稱ヘマ  
ス、通經時ハ局處的症狀ヲ起スト同時ニ遠隔的病狀ヲ呈スルモノデアリマス、局處的症狀トハ下腹部腰部ニ於ケル緊張性疼  
痛、下腹部ノ重イ感、尿意ヲ頻リニ催スカ、肛門ノ壓セラル、感、下肢ノ疼痛、等デアリマス、遠隔的症狀トハ頭痛、耳鳴、  
又ハ食慾不振、惡心、嘔吐、等ノ胃症狀心悸亢進、發汗、足部ノ冷エル様ナ血液循環障礙、或ハ興奮、憂鬱、等ノ精神症狀  
ヲ起スデアリマス、然シ月經痛ヲ毎日ノ仕事ヲ妨害シ或ハ床ニ臥サネバナラヌ狀ナノハ當然病的ト見做サネバナリマセヌ  
イ 身體ヲ清潔ニスルコト  
世人ハ月經中ハドウセ不潔デアルカラト思ヒ其歌ムヲ待テ然レテ清潔ニスル者ガ多クアレドモ此レハ非常ナル心得違ヒト

### イハネバナリマセヌ

此流出血液ハ非常ニ腐敗シ易キ故ニ不潔ニナス時ハ局部ノ炎症ニ罹ルモノナレバ務メテ清潔ニ保タネバナリマセヌ、併シ入  
浴ハ本期間中ハ嚴禁セネバナリマセヌ、故ニ時々ガーセ或ハ脱脂綿ヲ温湯ニ温シテ外陰部ニ附着シア  
ル粘液血液等ヲ充分ニ拭ヒ取ルノガ宜シイデアリマス

### ロ 精神身體ヲ安靜ニスルコト

月經時ハ過劇ナル運動ヲナサザル様注意シ逍遙散步位ニ止メ且劇シク精神ヲ感動セシムル様ノ事ヲ避ケネバナリマセヌ

ハ 飯食物ハ平常ト異ニスル程ノ事ナケレドモ可成淡泊ニシテ消化シ易キ滋養品ヲ攝ルヲ宜シトス、殊ニ香辛料例ヘバ  
山椒、蕃椒、生姜、芥子等ノ如キモノ及ビ酒、濃茶、コヒー等ハ用ヒザル様セネバナリマセヌ

### ニ 感冒ニ罹ラヌ様ニナスコト

月經ト感冒トハ直接ノ關係ガナイ様デアリマスケレドモ、月經時中ハ冷温ノ影響ヲ身體ニ受ケルコト最モ鋭敏デアリマシテ  
月經中感冒ニ罹リ續イテ生殖器ノ疾病ヲ起ス事ガ多クデアリマスカラ感冒ヲ注意セネバナリマセヌ

### ホ 衣類ニツキテ

下體ヲ冷スハ血行ヲ惡シクスルモノナル故ニ腹、腰、足等ハ可成温包シ冷サザル様ニ氣ヲ付ケテ長時間地上ニ立ツガ如キハ  
宜シクアリマセン、尙腰部ヲ帶ニテ強ク縛ル時ハ前述ノ如ク血行ヲ害スル故ニ平素ハ勿論月經期中ハ務メテユルヤカニスル  
様注意セネバナリマセヌ

尙一言加ヘテ置キマス、經水ノ潮スル年限ハ初發ノ年ヨリ約三十年間デアリマス、尙前ニ述ベタ通り日限期節等ニツイテ充  
分ノ注意ヲナシ、若シ日限ガ餘リ長クナリ或ハ不順デアリ又ハ年齢ニ達シナガラ經水ノナキ時或ハ月經時中腹痛、下肢ノ牽



引痛激シキ時、流出スル血液ガ流動性デナク凝結スル様ナノハ必ズ病氣ノ爲デアリマスカラ速ニ母若クハ醫師ニ告ゲテ手當  
ヲナサネバナリマセヌ

◎ 思春期の子供に對する注意

大阪市社會部調査

- (一)、全身健康状態に注意し (二)、酒のむことを習はせず
- (三)、惡例を示さず (四)、性慾の教育を適當にし
- (五)、精神變狀あらば病的か生理的かを檢し
- (六)、濫りに嚴罰を行はずさりとて (七)、放任して捨て置くは不可 (八)、營養は良好なるべく
- (九)、睡眠に不足なく (一〇)、運動は適度に行ひ
- (一一)、過劇の勉學を慎しみ (一二)、空氣は新鮮のものを選び
- (一三)、身體の抵抗法 (入浴、水浴、水泳、冷水摩擦等を獎勵し)
- (一四)、遊戯體操を行ひ (一五)、卑猥の談話を避け
- (一六)、俗惡の讀物を遠ざけ (一七)、演劇活動寫真等に注意し (一八)、萬事合理的衛生を講ずべし。

三 整 容

整容と衛生は密接なものである。整容はそれ以外に所謂婦人美の發揮を目的とする。女は夫の爲に容くると云ふ語は餘りに良妻主義の權化のやうであるが、女は女の爲に整容するとか、また女は人の爲に整容すると云つてもよい。天に星あり地に花あり。花はそれ解語の花にして名を乙女と云ふ。などとシャレなくとも處女の時代は當に人としては花であり、人類としては永遠の生命であり、興亡の明星である。されば吾人は處女をして、其の天稟の美を逞くまで發揮せしめねばならぬ。人類存在の永劫を通じて天使たるべきは乙女である。それを何ぞや、世の道學者流の教育家は化粧を禁じ美粧を阻止し、以て尼僧然たる生活をなさしめんとす。寔に思はざるも甚しきものがあるまいか。

素よりお化粧たるお化粧や、孔雀然たる (眞の孔雀美なればよいが) 粧飾を以て美なりとは云はない。二六時中湯とお白粉と鏡と衣物とに生活することを勧めるのも勿論ない。然れども其の自然美を助長し端正優雅なる服裝を整へると云ふことは大に奨めねばならぬ。

田舎の處女會では極度に節約を強ふる爲に次のやうな規約を設けてゐるものもある。

- (1)、紅白粉はつけぬこと
- (2)、着物は木綿に限ること
- (3)、華美な模様の衣物や帯を用ゐぬこと
- (4)、香水は一切使用せぬこと
- (5)、下駄は表付を用ゐぬこと



曰く何々 以上は多く處女會に於けるものを集めたものであるが寔にゴ親切なものである。さなくとも鄙びてゐる田舎娘をいやが上にも土臭くすることが處女會の事業でもあるかの如くに解せられる。斯う云ふ心得が實際に行はれるものでないと云ふ證據にはある處女會の規約には特にこんなものがある。

(1)、處女會の會合には紅、白粉をつけぬこと。

(2)、處女會の會合には木綿衣に限ること。

之には種々の理由もあらうが、之では處女會の會合と云ふものは處女の實際生活ではなくて虚偽の生活であると云ふことになる。常には紅、白粉をつけてゐるが處女會だからつけぬ、では何だか妙なものではないか。

都市の婦人の會合のやうに衣裝の陳列會であつてはならぬが、出来得れば田舎娘にも美しい模様のある衣物を着せてやりたいものである。

### 整容の本義

併し衣裝も化粧も虚榮に流れてはならぬ。無い袖は振れぬことに昔から相場がきまつてゐたが、近頃では無い袖を振らうとする婦人が多く生れて來た。其の結果は三越とか白木屋には請願の刑事巡査をおいてもなほ一日に幾件かの事故が起るさうである。

整容は決して美しい着物と高い化粧品と長い風呂とで出来得るものではない。氣品を高めなければ百の化粧品も役には立たぬ。而してそれが清潔で衛生的でなければならぬ。田舎娘のお白粉のつけ方は焼山に霜が降つた様であると評するものがある。之は其の使用法が分らないからである。立派な衣物は着てゐるが衣物が人を包んでゐるやうである。それに羽織の袖口が一寸許り短くて草の切れかゝつた下駄を履いてゐる。お白粉や口紅をつけてゐるこ

とはよいが、耳の穴や耳朶の後には膏に染んだ垢を澤山つけてゐる。決して余は田舎に於ける處女諸子の缺點を摘いて潔しとするものではない。さう云ふ點を考へて見れば別に化粧法の講習をうけなくとも處女會員相互に整容の方法を發見するであらう。

近來東京美粧俱樂部の山本久榮女史によつて提唱せられた結髪法及び着付法は此の趣旨になつた美粧法である。處女會に於ては時に講習會などの科目中にかゝる美粧又は整容法を加ふべきものである。

猶左に處女の整容上注意すべき事項を掲げよう。

### 風

呂 日本人は湯浴を好む人種である。毎日のやうに風呂に入らなければ氣の濟まぬやうに思つてゐる。

西洋人は衛生と清潔とを重んずるにも拘らず入浴を度々せぬから體は常に日本人のやうに清潔だとは云へない。併しながら日本人の湯浴は習慣的であつてそれが眞に衛生的であるとは稱し難い。

試みに田舎に於て之を見ると一つの据風呂に二十人乃至三十人のものが入浴し、浴槽の中でゴシ／＼と垢を洗つたり、石鹼を使用する。さうしてドロ／＼した湯の水で顔を洗ひ齒をみがくと云ふ次第である。それはなほ我慢するとしても病毒のあるものなどが前後を構はずに入る。トラホーム患者の非常に多い地方を見ると風呂に依つて媒介せられたものが多い。斯う云ふ地方で完全なる錢湯を設けると著しくトラホーム患者の減少する傾がある。處女會などに於てはこんな點に注意して入浴の心得を印刷して配付するなり、又は完全なる風呂のない所では共同浴場を設ける（これは到底處女會の經費では出来ないであらうが）場合には會員が進んで湯屋道德の宣傳實行に當らなければならぬ。



日本人殊に日本の婦人は湯に入る時間が必要以上に長い。又湯の温度の如きも高温に過ぎる。風呂の温度は通常体温より一、二度即ち攝氏三十八度位が適當であつて夫れ以上の高温は衛生上にはよくないのである。又婦人は顔や體を洗粉石鹼等をもつてむやみに洗つてゐる。皮膚には適當の脂肪がなければならぬ。その脂肪によつて皮膚の機能も全きを得ると同時に其の美も表はれ、又化粧料ののりもよいものである。熱い湯でゆでたこの様になつて洗つたあとにお白粉でも付けようものなら、それこそ文字通り焼山に霜である。斯う云ふ手近なことについても整容上大に考へなければならぬ。

着

衣 着衣は清潔でなければならぬ。殊に下着に於て然りとす。然るに田舎でも都會でも襟垢のつかぬ衣物を着てゐるものは少ない。それでも相應に金目のかつたものを着てゐるのである。今少しく衣物の清潔とか保存とか其の着付等につきて研究せなければならぬ。地質や模様や流行やは抑も末であつて今日の問題は娘らしく垢ぬけのした身なりをすると云ふことが大事である。こんな事は一地方のみならずは判らぬものである。自分が或る地方の處女會を視察した時に特に感じたことがあつた。それは處女會員の凡てが帯の端を長く垂れてゐる。妙に思つて注意して見ると殆んど例外がない。そこで講演の序にその事を話すと全會員がお互に見合つて意外な風に驚いて、閉會後直に女教師から教はつて帯のメ方の練習會が初まつた。こんな風に地方には長短共に他に類例なき風習がある。之等を矯正するのが處女會の任務でなければならぬ。

◎五分間化粧法

今参考の爲前述の山本久榮女史の經營する婦人生活改善整容會にて主唱せる整容法を左に述べる。

此化粧法ハ至極簡單テ御湯モ用キネバ時間モカゝラズ一般婦人ニ出來ル方法デアリマス

- (第一) 脱脂綿ニ乳液ヲ濕シテ額ト頸トチヨク拭キ垢ヲ取りテ後化粧水ヲ塗ル
- (第二) 額ニタルカン粉白粉又ハ刷白粉ヲボツトニテハキ水刷毛シ後ガーセニテ水氣ヲ取
- (第三) 耳朵ト頰トニ少量ノ頰紅ヲ施ス
- (第四) 首ハ煉白粉ヲ薄ク溶キ板刷毛ニテ塗り水刷毛シガーセヲ以テ押ヘル
- (第五) 口紅ハ筆ヲ用キズ脱脂綿極少量ニ紅ヲツケテ唇ニ適宜ニ薄ク塗ル

◎二分間化粧法

此ノ方ハ前ヨリカ尙簡單ナルモノニテ女教員方ヤ事務員其ノ他繁激ナル職務ヲトラル、御婦人方ノ爲ニ案出シタモノテ、僅カ二分間ノ御手入ニヨリテ終日ノ疲レタ姿ニモ美シク生々トシタ元氣ガ生レテ參リマス

- (第一) 脱脂綿(一寸角厚サ一二分)ニ乳液ヲ濕シテ額ト頸トチヨク拭キ垢ヲ取りテ後更ニガーセ(一尺五寸位)ニテヨク拭キ水分ヲ取リ
- (第二) 白粉鏡ノ卵色ノチボツトニテ額カラ襟ヘ刷キ付ケマスト誠ニ綺麗ニ上品ナ御化粧ガ忽チノ間ニ仕上リマス

尙此ノ化粧用ノガーセハ度々洗濯シテ常ニ清潔ナモノヲ御用キニナルガヨロシイノデス

◎着付法

衣服ハ下襦袢ニテ全體ノ崩レノ様ニ着ルコトハ申スマデモナケレド着物ニモ袖付ト同寸ノ處ニ晒木綿ノ半巾長三尺五寸ノ物ヲ縦ニ二ツ折トシ香筋ヲ中心ニ左右ニ三寸ツツ縫ヒ付ケ置キ之ヲ前ニテ結ベバ終日着崩レノ恐レナシ



四 運 動 體 育

世界大戰の結果國家の盛衰興亡は、其の國の實力如何にありと云ふ自覺的教訓を國民の腦裡に深く印象せしめた。而して民力即ち體力徳力富力智力は、國力充實の四大原動力であつて、體力は其の根柢をなすものである。國民の元氣ある精神と頑丈なる體力とを以て、勤勉努力、百般事業の能率を増進する事によつて益々國力は充實せらるゝものである。國民體位の向上てふ事が國力充實の問題に對して最大なる根本的要素なりと叫ばるゝ時期に當つて、吾人が我國家の實力を思ひ、我國民體力の如何を省みる時、婦人は第二の國民の母なるを思ひ、婦人運動體育の獎勵の急務なることを切實に感ずるのである。

前に述べた通り日本婦人は、如何にも弱々しく、色艶も悪しく且活潑である。青年處女たるものは、元氣があり、血色よく活潑であるのが自然ではないかと思ふ。實に若き婦女子の健康は一家幸福の源たるは謂ふ迄もなく、子孫繁榮の基となり國家興亡の因となるものである。然るに我國現在の婦人の健康状態の如きは實に寒心に堪へない、例へば十五才以上二十五才位迄の年齢階級では、毎年女の死亡率の方が、男子よりも非常に多い。而も夫等婦人の主なる死亡原因が、普通、世人の想像するが如く出産や婦人病でなくて、結核病であると謂ふに至つては更に驚くの外はないのである。

今參考として近年の調査を左に示さう

○ 肺結核及び婦人病による死亡者調

肺結核死亡者 婦人生殖器ノ 疾患死亡者 産褥熱死亡者 其他ノ妊娠及ビ 産ニ因ル死亡者	大 正 三 年	大 正 四 年	大 正 五 年
	四〇、〇五三 (男)	四一、三六四 (女)	四一、〇九〇 (男)
	三、七九六	三、七九六	四二、一六四 (女)
	二、六六八	三、七九五	三、八三四
			二、四六八
			三、八六九

○ 肺結核死亡者年齢別

年 齢	大 正 三 年	大 正 四 年	大 正 五 年
五 歳 以 下	二、七八一	二、七八七	二、八二四
十 歳 以 下	一、五九七	一、六六三	一、八三九
十 五 歳 以 下	四、一二四	四、三〇〇	四、五六一
廿 歳 以 下	一三、一九六	一三、五〇四	一四、五五五
廿 五 歳 以 下	一三、五〇八	一三、九七四	一四、七四一
三 十 歳 以 下	〇、六一八	一一、二〇八	一一、三五七
三 十 五 歳 以 下	七、八一六	七、八五八	八、〇一八
四 十 歳 以 下	五、九九五	六、二三〇	六、一二八



以下略す

何れの文明國でも女子が男子より、餘計に死亡すると云ふ例はないので、之は野蠻國以外に見られない現象である。

宜しく今後の婦人は衛生的生活を等閑視せないと同時に、運動體育を盛に勵行せなければならぬと思ふ。一般に日本人殊に婦人は運動不足である。衛生、運動、體育、決して難かしいものではない。又金のかゝるものでもない。必ずしも馬に乗つたり、機械體操をしたり、ベースボールをやらなければならぬと云ふ理由はない。心掛け一つで容易に出来るものである。家庭に於ても室外に於ても個人としても團體としても、夫々適當なる運動遊戯は澤山あるのである。今婦人に適する各種の運動遊戯を試みに列挙する。

◎ 女子に適する運動遊戯の種類

一、戸外運動  
庭球

- フットボール
- バレーボール
- 球戯 (バスケットボール)
- 日本テニス
- ハネゲーム

走技			年齢	短距離競争	長距離競争
十三年	十四年	十五年		二〇〇米	八〇〇米
				三〇〇米	一〇〇〇米
				三〇〇米	一〇〇〇米

投擲技			年齢	圓盤投	砲丸投
十三年	十四年	十五年		四、〇ボンド	四、〇ボンド
				六、〇ボンド	六、〇ボンド
				六、〇ボンド	六、〇ボンド

走幅飛  
走高飛

體育ヲ目的トセル遠足

一日十二里ノ行程ニ成功セル女學校アリ

二、冬期運動

スキ



スケート  
楳江リ

三、夏期運動

登山  
水泳

四、室内運動

自強術  
呼吸體操  
身體調和法  
家庭體操  
永井道明氏案  
紳士淑女體操  
櫻井博士案  
三色呼吸體操  
グレンス  
武術  
柔術  
護身術  
刀體術

今参考の爲全國女子中等學校に於て目下獎勵しつゝある課外運動遊戯の種類表を掲げると次の通りである。

◎ 全國女子中等學校に於ける最も獎勵せる課外運動の種類

道府縣	戸外運動	屋内運動
北海道	蹴球、スキー、球戯、楳江、雪山築造	ピンポン 羽根
東京都	蹴球、庭球、弓術、徒歩、遠足	ピンポン 薙刀
大阪府	庭球、球戯、弓術、徒歩	
神奈川	庭球、球戯、綱引	
兵庫	庭球、遠足、登山、球戯	
長崎	體操、庭球、フットボール、水泳	
新潟	庭球、フットボール、スキー、弓術	ピンポン
埼玉	庭球、フットボール、蹴球	
群馬	陣取、球戯	羽根、ピンポン、球戯
千葉	球戯、庭球、深呼吸	ピンポン
茨城	庭球、球戯、團體鬼遊	
栃木	庭球、球戯、弓術	
奈良	徒歩、細飛、球戯	
三重	徒歩、フットボール、テニス	
愛知	庭球、球戯	
静岡	庭球、球戯	インドアーベイスポ ル、ピンポン
山梨	登山、庭球、球戯、巴鬼、徒歩	



滋賀	庭球 球戯	羽根
岐阜	庭球 球戯	
長野	スケート 庭球 體操 球戯 登山	
宮城	弓術 徒歩 羽根 庭球	
福島	球戯 冷水摩擦 深呼吸	ヒンボン
岩手	球戯	
青森	庭球 球戯 弓術 徒歩 深呼吸	
山形	庭球 球戯	
秋田	鬼遊 庭球 球戯	ヒンボン
福井	體操 庭球 球戯	
石川	庭球 徒歩 球戯 弓術	ヒンボン 羽根
富山	細引 庭球 徒歩 庭球	羽根 ヒンボン
鳥取	球戯 庭球	ヒンボン 羽根
島根	遠足 登山 球戯	習根
岡山	庭球 球戯 遠足 登山 體操	
広島	庭球 球戯 遠足 登山 體操	
山口	徒歩 庭球 體操	
和歌山	庭球 庭球 遠足 登山	
徳島	庭球 體操	
香川	徒歩 庭球 球戯	ヒンボン
愛媛	水泳 徒歩 庭球 球戯	ヒンボン
高知	遠足 庭球 球戯	
福岡	庭球 フットボール 櫻井式體操	呼吸運動 冷水摩擦

大分	球戯 細飛 遠足 登山	
佐賀	庭球 フットボール	
熊本	庭球 徒歩 フットボール	
宮崎	庭球 球戯 弓術	ヒンボン
鹿児島	徒歩 庭球	
沖縄	深呼吸	

備考 球戯トアルハ、フットボール、センチボール、バスケットボール、テットボール、パーレーボール、キャプテンボール、メナシボール等ヲ含ム、徒歩トアルハ徒歩競争ノコトナリ

要するに學校に於ける女子の運動體育に向つては當局者も教育者も共に協力して正課の體操は勿論、課外運動、家庭運動等極力獎勵に力を盡した結果其の效果も年と共に表はれ、近年女子體格の向上を示した(次表學生、生徒兒童體格の變遷参照)ことは、國家の爲喜ばしき事である。然るに一度結婚した婦人は殆ど之を棄て、省みないと云ふ現在家庭の狀況に就ては甚だ遺憾とする次第である。此の結婚婦人の運動體育に就ては今後大に研究を要す可き大問題と思ふ。大正十一年五月、東京博物館に於て文部省開催の運動體育展覽會に、畏くも 淳宮殿下御覽の節、結婚婦人の運動に就て詳細なる御下問あらせられ、今後益研究獎勵の緊念なる御旨仰せられたと承る。實に獨り當局の責任のみではなく國を舉げて講究すべき問題ではあるまいか。

◎ 學校生徒兒童體格の變遷



一九六  
本調査ハ明治四十年ヨリ大正六年ニ至ル十一年間ノ比較ニシテ身長、體重、胸圍ニ就キ男女ヲ區別シテ掲ケ、年齢ハ七歳ヨリ二十五歳迄トス(學校衛生課調査)

### 一、學生生徒及び兒童の平均身長

男子

七歳ノ平均身長ハ年度ヲ逐フテ變動極メテ少シ、十歳ヨリ十三歳迄ハ平均身長年度ヲ逐ヒテ増加セリ、即十三歳ノ平均身長ハ、明治四十年度ニハ、四、四〇尺ニシテ、其ノ後、年度ニヨリ多少變動アルモ大體ニ於テ増加シ大正四年ニハ、四、四三尺大正五年ニハ、四、四四尺、大正六年度ニ於テハ四、四三尺ヲ示セリ  
十四歳ヨリ十六歳迄ノ平均身長ハ年度ヲ逐フテ増加ヲ認ム、十七歳乃至二十五歳ノ平均身長ハ年度ヲ逐フテ増加スルコト明白ナリ

女子

七歳ニ於テハ平均身長ハ年度ヲ逐フテ増加ヲ認メズ、八歳ヨリ二十五歳迄ノ平均身長ハ年度ヲ逐フテ増加セリ。  
十五歳及二十歳乃至二十三歳迄ノ平均身長ハ年度ヲ逐フテ著シキ増加ヲ示セリ、之ヲ要スルニ身長ハ近年一般ニ増加ノ趨勢ヲ呈シ、就中發育旺盛ノ年齢期ニ於テ最モ著シク特ニ女子ハ男子ヨリモ増加優良ナリ。

### 二、學生生徒及び兒童の平均體重

男子

年度ニヨリ多少ノ増加アルモ大體ニ於テ平均體重ハ年度ヲ逐フテ増シ殊ニ、十九歳以上二十五歳ノモノニ著明ナリ。  
男子ノ平均體重ハ二十二歳ニテ最高ニ達スルガ如シ。

女子

年度ニヨリテ多少變動アルモ大體ニ於テ増加セリ、殊ニ二十歳乃至二十五歳ノ平均體重ハ年度ヲ逐フテ著明ナル増加アリ、平均體重ハ二十二歳ニシテ最高ニ達セリ。  
之ヲ要スルニ平均體重ハ逐年増加セリ。

### 三、學生生徒及び兒童の平均胸圍

男子

十七歳ヨリ二十五歳迄ノ平均胸圍ハ逐年増加シツ、アリ。  
胸圍ハ二十二歳ノ平均が最高ヲ示セリ。

女子

十四、五、六歳ノ平均胸圍ハ年度ヲ逐フテ増加シ二十歳ノ平均胸圍ハ最高ヲ示セリ。  
二十二、三歳ノ平均胸圍ハ年度ヲ逐フテ増加スルモ年齢ヲ逐フテ減セリ、之ヲ要スルニ平均胸圍ハ増加ノ傾向ヲ示ス。  
以上ニヨリ結論スレバ我國學生生徒兒童ノ平均發育ハ測定數ノ表示スルガ如ク漸次善良ノ傾向ヲ有スルモノ、如シ。  
然レドモ其ノ斷定ハ今日之ヲ下スノ域ニ達セズ。

### 四、體格と脊柱



體格ハ男女共一般ニ強健者ノ數ヲ増加シ薄弱者ノ數減少ノ傾向アリテ良好ナリ。  
脊柱症ナル者累年ニ増加シ殊ニ左彎前屈後屈ハ年々ト數ヲ減少セリ。

◎公立諸學校生徒及び兒童體格脊柱百分比例細別 (大正七年度)

(男子ノ部)

種別	検査人員	體格百分比例			脊柱百分比例		
		強健	中等	薄弱	正	左彎	右彎
小學校	一、二五、二六六	五二、三	四五、〇	三、六八	九七、一五	〇、四八	〇、二二
中學校	一四八、〇五六	五三、三	四三、一八	三、五九	九一、四七	〇、九四	〇、四
師範學校	一五、八三三	六二、一九	三六、四二	一、三九	九五、五五	〇、六五	〇、一五
實業學校	四二、六三三	五七、〇五	三九、四四	三、〇一	九六、〇一	〇、八八	〇、一三
專門學校	二、五四四	四八、一八	五〇、八七	〇、九五	九六、五六	〇、八三	〇、六一
總計	一、三三、三四四	五二、七五	四四、六三	三、六二	九六、六八	〇、六八	〇、三
大正六年度	一、三九、三七八	五二、九一	四三、五九	三、五〇	九七、〇八	〇、五七	〇、二二
大正五年度	一、三七、九九九	五三、六六	四三、一四	三、〇〇	九六、九四	〇、六二	〇、三三
大正四年度	一、三三、六八二	五三、二二	四二、四四	三、四四	九六、五九	〇、六六	〇、一九

大正三年度	一、七九、元	五二、八七	四三、七	三、七	九六、八	〇、七一	〇、八	〇、二	二、三
-------	--------	-------	------	-----	------	------	-----	-----	-----

◎公立諸學校生徒及び兒童體格脊柱百分比例細別

(女子ノ部)

種別	検査人員	體格百分比例			脊柱百分比例		
		強健	中等	薄弱	正	左彎	右彎
小學校	一、九五、二八八	四六、七〇	四八、六九	四、六八	九四、八八	〇、四六	〇、三〇
高等女學校	九七、〇六八	五一、四四	四五、一五	四、四一	九四、七七	〇、六九	〇、二九
師範學校	七、三三九	六〇、三	三八、四六	一、三	九、九四	二、二	〇、一九
專門學校	一〇三	六〇、一九	三九、八一	—	九七、〇九	—	—
總計	一、〇九、七六八	四七、二	四八、三一	四、四八	九六、二	〇、五二	〇、三
大正六年度	一、一〇、五五〇	四八、四七	四七、三六	四、一七	九六、三九	〇、四六	〇、三〇
大正五年度	一、〇八、〇四八	四九、〇	四七、二	三、八五	九六、一八	〇、四六	〇、三六
大正四年度	一、〇三、八〇五	四八、〇九	四七、七三	四、一八	九五、七九	〇、四九	〇、四
大正三年度	一、〇〇、八二〇	四七、八一	四八、〇六	四、二二	九五、五〇	〇、五六	〇、二五



### (一) 戶外運動の獎勵

一般に本邦人は運動嫌ひな國民であると思はれてゐる。之は先天的ではなく、また國民性と云ふ程の根強きものではない。其の證據には小學校や中等學校の生徒が如何に運動好であるかを見れば分かる。併し現代の一般國民が運動嫌になつてゐるのは或は日本の社會組織が然らしめたのであらう。或はまた一般庶民階級のものとは所謂放蕩を許されなかつたり、武術體育の如きも武士といふ特權階級の占有であつて町人百姓には餘計なことであるとされた習俗からであらう。近時に於てこそ眞面目に運動體育のことも論ぜられてゐるが、最近までは之を單に遊戯(遊戯と云ふ眞の意味ではない)に過ぎないものと考へられ、それ故大人のすべきものでないものと斷定されてゐた。小學校の女生徒にも上級生には體操だの躡足だのは止めて貰ひたいと云ふ父兄が今猶少ない現狀である。

一般國民がこんな考であるから國民の體位は到底歐米人と比肩するを得ない。殊に婦女子の體位の如きは論ずるに足りない。女子實業補習學校等に於ては一日五六時間を裁縫許りに費してゐれば父兄母姉も喜び本人も好むが、體操唱歌などを加へると評判が悪い。裁縫學校の生徒には肩の固くなつた脊柱の曲つたやうなものが多いのは之が爲である。

體操が嫌であれば強ひて處女會員たり補習學校生徒たるものに一定時に之を課せねばならぬものでもない。一週一時間や二時間の體操で體育が完全に行はれるものと斷定するものはなからう。要は各種の施設や注意によつて處

女の健康を増進すべきである。戶外運動の獎勵の如きはその一である。都市の處女會に於ては特に之を獎勵せなければならぬ。

戶外運動とは戶外に於て行はるゝ運動の總稱であつて、運動の種類より云へば野球、クリケット、庭球、フットボール、徒歩、乗馬、漕艇、水泳、遠足、散歩、スケート、登山等である。我國の女性は殆んど現今まではこんな運動に對して無關心であつた。それ故今直に處女會員に對して獎勵すべき運動は如何と云ふことを定むることを得ないやうな氣がする。併し最も可能性を有する戶外運動は左の如きものであらう。

處女會員に適當なる戶外運動の種類

登山、遠足、雪合戦、蕨狩、蕨狩、等

水泳、漕艇

フットボール、庭球

徒歩、

### 一、登山、遠足及び旅行

以上の中でも餘りに練習を要するものは獎勵し難いものである。單純で而も興味のあるものでなくてはならぬ。學校時代に於て特に女生に對して運動に對する興味を養つておくの要がある。

今日の小學校の設備では庭球でもフットボールでも教師と男生徒との占有になつて女生は指を叩いて見てゐると云ふに過ぎない。それ故に自ら運動嫌ともなるのである。



戶外運動中最も興味あるものは遠足登山であらう。見學旅行をかねて行ふ場合もあるが、いづれにせよ遠足や旅行人生に益するものは少からう。昔は我國に於ても殆んど月次に之を行つたものである。男子は高い山登りであるが、婦人にあつては近郊の神社とか大師堂とか寺院等を必ず巡拜して一日の放樂をしたものであつた。然るに百事新たになつて來た結果として、こんなことも遂に廢れてしまつた。婦人はお芝居を見る外には滅多に外に出ぬと云ふ風を生ずるに至つたことは寔に惜しいことである。何々講と云ふもの、中には旅行遠足の行事も含んでゐたのであるが、それが單に利殖一方になり、又組合とか銀行の發達の爲に之も廢れてしまつた。田舎では近來は遠足とか旅行は甚だ微々たるものとなつて、娛樂の方面から見ても甚だ荒涼たるの感が深くなつた。

處女會員は少くも毎月一回位の程度に於て體育日を設定し其の半分位は登山遠足にあてるやうにしたものである。盆踊や月見などに高山の頂にある神社寺院に詣で一夜を明かすなどと云ふことも、其の方法さへ注意してやれば誠に結構な企である。四國には至る所の山嶺に由緒深き名刹巨祠が少くない。六、七、八月の頃に於て老幼男女の別なく(女人禁制もあるが)相携へて之に登り護摩を焚き一夜を明かすことが多かつた。然るに今日に於ては之も漸次衰へてゐる。青年輩も打算的となつて、汗を流してお山詣をするよりもその金で菓子でも食つて寢ると云ふ退嬰的の氣分が漲つてゐる。今頃になつて青年會が漸くその施設として之を強制するやうになつてゐるのである。處女會の遠足は合理的に行はなければならぬ。今左に注意すべき諸點を列記する。

(一)、遠足一日の里程は十二歳乃至二十歳の一團としては五里以上七里以内でなくてはならぬ。殊に夏季に於ては餘り無理をしてはならぬ。

(二)、山村のものは海岸に海岸のものは山岳にと云ふ風に趣味の轉換を圖るがよい。

(三)、相當の醫藥を用意し且つ出來得れば醫者の附添を可とする。

(四)、經時にあるものは遠慮せしめるを可とする。

(五)、辨當及び旅支度の用意を周到にすることを要する。

(六)、男子が附添ふ場合に於ては風儀上の考もなくしてはならぬ。

(七)、地理、歴史、理科等の知識を與へる爲には相當の教案を作らなければならぬが餘り固まつて堅苦しくなつてはならぬ。説明の如きもアツサリとさうして趣味化してやつてのけることを肝要とする。

(八)、宿泊を要する場合には特に携帶品の處置や衛生上の注意を拂はなければならぬ。

(九)、一般に引率者は親切でなければならぬが干渉が過ぎてはならぬ。女子の缺點は一にも二にも引率者さへあれば之に倚ると云ふ風であつて、一時間乃至十分後には自分は何處へ行くかと云ふことも知らないものである。旅行の後紀行文などを書かしても其の印象は甚だ貧弱なものである。都會地方の旅行をして歸つても其の行程を順次に發表し得るものは十人中二人か三人であつて、三越とか白木屋とかを覺えてゐるに過ぎないものが多い。之等はよく宿屋でユツクリと教へておくと共に會員は各自に獨りでも宿に歸り得るやうな方法を示してやる必要がある。

## 二、水 泳

游泳の心掛けを必要とするは男子にのみ限らない。婦人に於ても多少其の修練を積まねばならぬ。海岸地方の處女會では此の點に注意を拂つてゐる競泳會などを催してゐるものもある。海岸と云つても既に二里三里を隔てると



海を利用することは困難である。河とか池、湖などを用ふる場合には水温や特に危険に對して注意を拂はなければならぬ。水泳の如きは矢張個人的に行ふよりも團體的に共同して行ふのが便利である。水泳には人命に關する危険が伴ふものであるが之は注意さへ行き届けば大したものではない。島國に生れて航海を嫌がる國民は日本人であるとされてゐる。外國人は同一の旅程で汽車と汽船の兩便がある場合には、時間さへ餘りに差がなければ汽船の方を選ぶと云ふことである。日本人は少しは時間や金がかつても汽車の方を選ぶのである。其の兩者の間の差は要するに水に親しむの程度に歸着する。游泳術を多少でも心得てゐるものであれば船に乗つても不安の念が少いが、全く此の心得のないものは波のシブキにも胸を痛める。船暈は多く心理的のものである。海國日本の處女としては是非とも之を修得せなければならぬ。

### 三、運動會

毎年春秋二回の學校運動會と合同して處女の運動會を開いてゐる所もあるが、又別途に一回位處女會の運動會として行つてゐる所もある。大正十年文部省に於て表彰した宮城縣下増田村處女會の如きがそれであつて、其の運動會の種類は綱引、徒歩競争、玉送り、フットボールの四である。

或は處女會が中心になつて婦人のみの運動會を毎年一二回開くと云ふことも趣味があらう、此の場合に堂々と白晝に於て盆踊などをやるべきである。盆踊については娛樂の項に詳論する。

運動會は青年會等と共同して行ひ之を國民運動會とするを以て理想とする。少くも一ケ年に四回位は行ふべきである。單に今日小學校に於て行はれてゐる運動會の模倣でなく國民運動會乃至處女會運動會としてはそこに特色が

なければならぬ。

### (二) 室内運動

室内運動の主なるものは剣道、柔道、槍術、薙刀等の武道及び玉突、ピンポン等である。就中處女會及び處女會員の運動として適當なるものを求むれば、武道に於ては槍術及び薙刀であつて、之にピンポン位の遊戯的のものであらう。之も會員が常に行ふとしては不適當なもので補習學校生徒として又は會合の場合に限られるものである。室内運動の一種として机間體操と稱するものがある。之は裁縫とか手藝などを二三時間も續けて行つた場合に一時間毎に三四分間行ふものである。五分間體操なども稱されてゐる。

外國にもこんな類の體操がある。自彊術と稱するものものに類したものである。日本人は無精な國民であるか斯うした體育にも趣味を有せない。

松元稻穂氏の創案にかゝるに國民體操と稱するものがある。左に其の女子用の一般を掲げよう。

#### ◎ 國民體操

第一運動 (手ヲ腰ニトル)

(一) 十分高ヲ踵チアゲ

(二) 膝ヲ半バ屈ゲ

(三) 膝ヲ強ク伸バヌ

(四) 靜カニ踵チオロス

(五回) 全身ノ血液ノ循環ガ催進ナル

第二運動 (手ヲ胸ニトル)

(六)



- (一) 輕ク頭ヲ後ロニ屈ル
- (ロ)
- (二) 元へ戻ス
- (一) 頭ヲ十分ニ右へ廻ハス
- (二) 頭ヲ前ニ廻ハシテ元へ戻ス
- (三) 頭ヲ十分左へ廻ハス
- (四) 頭ヲ前ニ廻ハシテ元へ戻ス
- 三回ツツ 腦ノ疲レヲ治ル
- 第三運動 (手ヲ肩ニトル)
- (一) 元氣ヨク臂ヲ上ニ伸バス
- (二) 臂ヲ屈ケテ手ヲ肩ニ戻ス
- (五回ツツ) 肩ノ疲レヲ治ル
- 第四運動 (手ヲ胸ニトル)
- (一) 息ヲ吸ヒ込ミツ、胸ヲ上ニ引キアゲテ後ロニ反ル
- (二) 息ヲ吐キ出シツ、體ヲ起コシテ元へ戻ス
- (三回) 胸ガ正シクナリ廣クナル
- 第五運動 (手ヲサゲタルマ、)

- (一) 輕ク「ヨイサ」ト掛聲ヲナシツ、右手ヲ下ニスリサゲ、左手ヲ脇ノ下マデスリアベテ 體ヲ右ノ方ヘ十分ニ屈ケ
- (二) 息ヲ吸ヒ込ミツ、體ヲ起コシ、手ヲ元へ戻シ、直チニ「ヨイサ」ノ掛聲ヲ左手ヲ下ニスリサゲ、右手ヲ脇ノ下マデスリサゲテ體ヲ左ニ屈ケ
- (四回) 胃ヤ腸ノ機能ガヨクナリ腹ノ緊リガ出來ル
- 第六運動 (手ヲサゲタルマ、)
- (一) 輕ク「エイ」ト掛聲ヲナシツ、體ヲ十分ニ右ニ廻ハス、其際手ハ自然ノマ、テヨイカ、幾ラカ體ニ近ク振り廻ハスガヨイ。
- (二) 息ヲ吸ヒ込ミツ、體ヲ前ニ廻ハシ、直チニ「エイ」ノ掛聲ニ體ヲ左ノ方ヘ廻ハス手ハ自然ノマ、テヨイカ幾ラカ體ヲ近ク左ノ方ヘ振り廻ハスガヨイ
- (五回) 胃ヤ腸ノ機能ガヨクナリ、排泄モヨクナル
- 第七運動 (手ヲ肩ニトル)
- (一) 元氣ヨク臂ヲ上ニ伸バスト同時ニ、踵ヲ十分高クアゲ
- (二) 臂ヲ屈ケテ手ヲ肩ニ戻シ、踵ヲオロス

第八運動 全身ノ血液ノ循環ガヨクナル

- (手ヲサゲタルマ、)
- (イ) (胸式)
- (一) 胸ヲ上ニ引キアゲツ、掌ヲ外ニ反ヘシ、息ヲ十分ニ吸ヒ込ム
- (二) 掌ヲ先へ戻シツ、息ヲ十分ニ吐キ出ス
- (四回) 肺ノ機能ガヨクナリ又強クナル
- (手ヲ腹ニトル)
- (ロ) (腹式)

第八運動 全身ノ血液ノ循環ガヨクナル

- (一) 息ヲ吸ヒ込ミツ、下腹ニ力ヲ入レテ十分ニ張り出ス
- 様ニス
- (二) 息ヲ吐キ出シツ、腹ニ力ヲ入レテ十分ニ縮ム
- (四回) 肺ノ機能ガヨクナリ又落付ガ出來ル
- (手ヲ腹ニトル)
- (ハ) (胸腹式)
- (一) 胸ヲ引キアゲツ、息ヲ十分ニ吸ヒ込ム
- (二) 息ヲ吐キ出シツ、下腹ニ力ヲ入レテ十分ニ張り出ス
- (三回) 特ニ肺尖部ガ強クナル

◎ 運動の改善

- 一、筋肉ト骨ノ發育ノ程度ニ從フコト
- 二、體質ニヨリテ運動ノ程度ト種類ヲ選ブコト
- 三、衣服ハ質素テ輕ク窮富テナキコト
- 四、飲食物ハ十分ナルコト



- 五、年齢ニヨツテ運動ノ程度ト種類ト適當ニスルコト
  - 六、男女ノ性ニ從フコト
  - 七、季節ニ從フコト
  - 八、運動ノ時間長キニ過ルハ不可
  - 九、過劇ノ運動ハ特ニ注意
  - 一〇、運動ノ分量多キニ過ギテハナラズ
  - 一一、適度ノ休憩モ必要
  - 一二、運動ノ際ハ身體ノ健康、及ビ外界ノ狀況ニ從ヒ、調節スベキコト
- 以上ハ子女ノ教育上ニ就キテノ注意中ノ一項ナレバ以テ參考トスルニ足ル。

### 丙、社會奉仕事業

近年に流行した言葉の中で社會奉仕ほど耳さばりのよいものはない。大抵の流行語は一年もすれば鼻につくものであるが、これはそんなに嫌悪されないほど心持のよいものである。

社會奉仕とは英語の *Social service* であつて社會聯帶の觀念に基調を有つてゐる。慈善とか救済とか云ふ恩惠的の觀念から社會事業が離脱した如く、これも本務とか義務とか云ふ觀念から超脱して社會人としての分擔尊重の觀念に立脚せるものである。

我國では兎角如何なることにまれ偶像化し模型化する傾がある。社會奉仕と云へば青年團員の交通整理であるかのやうに決めてしまふ。從來に於てもこんな例は澤山にあつた。民力涵養、生活改善、社會教育、曰く改造曰く何々……、さうして寄つてたかつて凝固したカチカチのものにしてしまつて、それで萬事落着したつもりである。展開しようとはせずして、行き詰らせる、片付けると云ふ主義であつて、初めから最高目標に對して實行しようとする。社會奉仕に就いてもかゝる傾向もないではないが割合に生長の氣分があるのは喜ばしいことである。

社會奉仕はまづ手近から考へなければならぬ。自己の職業を忠實にやる、而してそれが自己の利得を唯一の目的とせず社會の福利を増進すると云ふ動機に基いたならば、正しく社會奉仕である。けれども之を以て自ら社會奉仕をやつた、本務以上のことをやつたと云ふ様な感懐いてはならない。崇高なる感念から職業を尊重することは大事であるが、反對給付を直に要求するやうでは眞の奉仕の意には適はない。

職業を忠實に行ふことが社會奉仕であつて見れば別に六ツカシイものではない。けれども進んでは自己の立場に應じて社會一般の爲に貢獻せなければならぬ。即ち財あるものは財を以て力あるものは力を以て人類共存の目的のもとに奉仕すべきものである。

處女會及び處女として社會に奉仕すべき道も自ら明かである。先づ第一に處女としては自己の分擔に應じて忠實に家、社會及び國家のために盡さなければならぬ。

試みに青年と處女とは如何なる點に於て社會國家乃至は家庭から待遇をうけてゐるかを調べて見るも必要なることである。



青年は兵役の義務を負ひ且つ一家を主宰しては公民としての義務を有し社會は亦各般の勤勞奉仕を要求してゐる。勿論之に伴つて權利をも有してゐるが寧ろ今日に於ては義務の方が過重である。然るに女子にありては處女の時代には殆んど義務らしき義務を負つて居ない。けれども其の社會及び家庭より受くる所の給與は青年よりも厚いものである。之は勿論將來母性としての義務が父性としての義務よりも過重であるからと云ふ豫想に基くものであるから致方ない次第であるが、思へば幸福なりと云はねばならぬ。野蠻未開の民族では外敵の攻防に對しては男子が主として之に當る代りに、平時に於ては男子は殆んど遊んでゐる婦人のみを働かしてゐる。之に反して文明國の婦人は子を生むと云ふ以外に殆んど社會に奉仕しないと云ふ程に極言されても、餘り大きい聲で反駁出來ないではないか。今後の女性は大覺悟を要する次第である。それ故社會奉仕をするとしても先づ家庭に於て自己の分擔を擴張し之を十分に果さなければならぬ。地方に依つては殆んど女子は外に出て働かぬことを以て誇りとし、一家五人の中で農耕に従事するものは父親一人と云ふ所もある。娘は十七八まで裁縫とか洗濯とか少し富裕な家では女學校又は補習學校へ通つてゐる中に數千圓の支度を以て嫁入をする。何のことはない體裁のよい盜人のやうなものである。こんな村に限つて年々歳々疲弊して行く。斯くの如き状態にある處に對して所謂社會奉仕をやらせようとするのは早計である。是非とも其の身近な職業尊重の邊から初めさせなければならぬ。

今左に處女會として行ふべき社會奉仕の重なるものをあけて説明する。

### 一 神社及び寺院に對する奉仕

敬神崇祖の觀念養成に就きては既に述べた所であるが、處女は其の清淨無垢なる心身を以て神に對し奉仕せしめなければならぬ。而して神社に奉仕するの形式には種々あるが、次には神饌田、祭事、境内整理の三項につきて詳しく説明する。

#### (一) 神饌田

神饌田とは神社の祭祀用に供饌する米其の他の作物を栽培する田である。大抵の神社には附屬の神饌田があつて其の祭事も行はれてゐる。住吉のお田植祭の如きは其の尤なるものである。今上陛下御即位の大禮に際しては悠紀、主基の二田を御點定になつたが、兩齋田の奉仕には附近地方の青年及び處女が主とし之に干つたのである。神社に神饌田のない所では之を設けて一面には町村の採種田とするがよい。其の奉耕には青年及び處女を以て之に充てる。青年は牛耕とか整地とかの荒仕事にあたり、處女は田植除草收穫等のやうな優しい仕事を分擔する。さうして田植などの場合に於ては嚴かなる式をして神威の加護を祈ると云ふことや、祈年祭を行ふ時に種粃を分つことなども誠によい企である。かう云つたやうなことは往時に於てはよく行はれたことであつたが今は廢れてゐる。神官神職が少しく進んだ頭を以て居れば敬神崇祖の念を涵養するにも極めて不自然な方法を用ゐずとも斯くの如き效果の多いものが少くない。神官神職の當に一考に價することである。

神田に奉仕するものは清淨でなければならぬ、未婚の處女でなければならぬ、と云ふやうな條件をつけることは如何にも古典的ではないか。諸事物質文明や理論的生活に進まうとする世の中にもかうした古典的な神祕的な生活がなければ人の人たる價値も何だか怪しくなると思ふ。



神饌田經營上の注意を列擧すれば左の通りである。

二二二

- (1)、種子は純良にして其の地方に獎勵するに足るものでなくてはならぬ。神職が自分勝手に選んだものではならぬ。或地方に於て甲乙二社があり共に神田を有して居つたが、勝手に神職が種子を選んで之を栽培し大晦日の晩に参詣者に分つて居つた。或る年には甲社のものがよいと云つて其の年の暮には甲社の参詣者が急に殖へたり又乙社の勢力が盛んになつたりした。併し兩者ともに之を農學上より見るとつまらぬものであつた。農會などから之を注意して模範種を栽培せしめようとしても兩者共に承知しない。その中に非常に多くの種子が入用な場合には所在の農家の種十までも購入して之を配付したと云ふやうな悪事が顯はれて、遂に其の筋から注意を促したと云ふ次第である。如何に神饌田の經營たからと云つても科學の前には妥協せなければならぬ。
- (2)、適當なる指導者(郡技手、村技手又は老農、補習學校農科教師等)を定め模範的の設計をなすこと。
- (3)、當番制を定むること。
- (4)、堆肥の如き基礎肥料の供給を怠らざること。共有田とか共同作業田等には共通の缺點として金肥のみを施用して堆肥などの使用は怠り勝ちのものである。之は製造が面倒臭いと云ふことに歸着する。
- (5)、面積は二反歩と云ふのが普通である。併し百名以上の會員がある所では五六反歩も設けてよいが、一箇所でなく數ヶ所とするもよい。又共同耕作田と合併してやつてもよい。
- (6)、幾區かに分つて分擔區を定めるを可とする。
- (7)、試作田(例へば二三品種の比較栽培とか簡單なる肥料試驗位を行ふ)を設くるも妙である。

(8)、共同責任の念を養はしめるやうに合議制にせなければならぬ。中心となる人があるのは必要だが專斷に命令してやつては他の會員は無責任になつてくる。

(9)、生産物を神饌に供するは勿論だが時には試食會などを開いて共樂の機會を與へるを可とする。

(10)、日誌とか經理の帳簿を作つて明瞭に記載し農業經營の研究に資するを要する。

## (二) 祭事奉仕

人身御供と云ふ話は人道上許し難い野蠻の風であるかのやうに思はれるが、實は神さまが可憐な乙女を捕つて食ふのでもなければ、また武勇傳にあるやうに猿や狸が弄ぶのでもなかつたらうと思はれる。今でも祭事には妙齡の令嬢が選ばれて奉仕する所が多い。そんな風に多數羨望の的となつて神に奉仕することから或は荒唐無稽な話が生れたものであらう。

人身御供のつもりで神に奉仕することは今も昔に變らぬことである。處女會員が祭事のある毎に其の神社の清掃なり祭祀の用度を整へると云ふことは寔に相應しいことである。現今では衛生上の立場から祭禮に會食することを餘りやらぬが、一三十年前までは村の祭にはよく甘酒などを神社(造酒藏のある所もあつた)で造つて参詣者に供したものである。又神樂をやると云ふ場合には一村總出で神社に詰め切り飲食を共にし、其の村から他村に縁づいた者などもまづ神社に集つて一應の響應をうけ次いで生家に歸つたものである。貧富貴賤の別を忘れて共に同胞であると云ふ愛を興さしめたものはこの祭事であつた。今日隣保事業(セトルメント)などと云つて西洋の眞似をせなければ人心が乖離すると叫んでゐることは要するに我國古來の美風を譯もなく破壊した罪である。祭禮の騒ぎが多

二二三



いと云つて巡査が人垣を造るやうではならぬ。改善すべきは改善し美風は美風で助長せなければならぬ。

祭事に際し處女會では他町村に嫁いで居る人々(女子に限つてもよい)を招いて簡単な茶話會を開くとか、會員の手になる手藝品でも分つとか云ふ風にすれば面白い。祭に歸つても生家にのみ居つて神社參拜さへせぬものが多いのを救ふ爲には、一時間でも三十分でも時を定めて神社に集まり參拜と同時にこんな温みのある催をすれば、自然他町村へ嫁いでゐるものも生郷を思ふやうになり、村と云ふ觀念も段々と大きくなつて三里五里の間ではそれからそれへと知己を得るに至るであらう。昔は親族と云ふ關係が非常に密であつたから、三等親でも六等親乃至は百年二百年の前に分家したり、縁組したものでも皆親戚として取扱つたものであるが、今は所謂兄弟も他人の有様となつて來た。これには種々の原因もあるが維新以來の急激なる社會風習の破壊に基くものと認める。

### (三) 神社掃除

祭事の時のみに限らず常に鎮守社を清掃することは青年會員及び處女會員の務である。之れにも青年會と處女會との分野を定めてもよい。單に掃除と云ふに止まらず神社の境内を神聖化し美化することを必要とする。花壇の如きも設けるがよい。神社を公開して兒童の遊園にすると云ふことは現行の法規に多少觸れるかも知れぬが、神威を冒瀆せざる限りは一層有効に利用すべきである。鎮守の社と村と云ふ觀念が大人となつてもコビリ付いて居ればどれ程人生に益するかも知れぬ。

掃除をすると云つても全部の會員が出るに及ばぬ。常には三、五日目に五六人でよい事もあらう。又一年に數回は全部の會員が出て雜草刈とか落葉掻きとか云ふことをやればよい。神社には植物も多いからそんな時に樹種の名稱や簡單なる植物學の性質を研究するなど面白いことである。

寺院に對しても前と略同様であるが、一町村内に宗派の異なつた數寺があり、又同じ村民でも旦那寺は他村に屬してゐるものもあつて神社ほど、統一的に奉仕する譯には行かぬ。併し大抵の場合は一村一邑一寺であるからそんな所では處女會としても同一の行動に出づることが可能である。寺院は祖先の祭祀所でありまた信仰の中心である。日本人ほど信仰心の薄いものはない。餘りに明治以降理知的に進み過ぎたからである。寺院は單に僧侶の住宅であつて、宗教は法養と葬式との必要にのみ限られ、宗教家は信仰の開拓者ではなくなつた。尤も世間が進んで理窟でも學問でも僧侶は一般民衆の最上位に居ることが出来なくなつたのも其の原因の一であらう。處女會などに於ては其の教養上に宗教心の養成を加へなければならぬ。學徳高き僧侶を招いて聽聞を開く場合には會員が進んで老幼の世話をすると云ふことも、又寺院の掃除とか集合の世話をするのも其の務であらう。基督教では日曜學校を開いてゐるが、佛教でも盛んに之を開いて其の世話には處女會員が當ることにしたものである。一年中一度も信仰と云ふことについて考へたことのない國民では寔に將來が思ひやられる。併し最近には佛教青少年女團、佛教日曜學校等の施設も漸く盛ならんとしつゝ、あるは甚だ心強いことである。

### 二 道路 愛護

何と云つても社會奉仕の主なる題目は道路に關するものである。殊に日本のやうに極めて不完全なる道路を所有



する國では一層のことである。田舎道では左側通行の宣傳も左程必要ではないが、道路を常に整へると云ふことは必要など云ふよりは不可缺のことである。第一、經濟上から云つても三尺幅の小道でもよく整理さへ出來て居れば孤輪車位は通り、農作物の運搬にも便利である。然るに一間又は九尺、二間幅の道路があるにも拘らず、石が出ても其の儘としたり、甚しきは田畑の中の石や作物の刈株までを道路に捨てる結果は、道路としての効用は非常に減ぜられてゐるのである。

今試みに道路面と牽引力との關係を表示すれば左の通りである。

◎一噸荷物を牽くに要する馬の頭數

路面の構造	馬の頭數
イ、固めざる砂道	一九頭
ロ、泥冠りの砂道	一六
ハ、埃冠り土砂道	七
ニ、固まれる砂利道	六
ホ、碎石道	四
ヘ、舗装せる道	二

以上の如く路面の構造が同一であつても泥冠りの道では埃冠りの道よりも運搬力が二倍以上も要するのである。

道路を保護して常に平坦ならしめ且つ路面を固めておけば經濟上には非常な利益を與ふるものである。凡そ文明の進歩は交通の進歩に基くものである。而して汽車や汽船の改良も必要ではあるが日常接するものはまづ道路であるから、之を愛護するは社會奉仕中實に最も緊要なるものに屬する。

處女會では時を定めて道路の掃除をなすこともよい。又山里では路畔の雜草を刈ることもよい。私有地に屬するものでも手當り三尺と云ふ埒で道路の傍の草刈を誰にでも許して居る所があるが寔に結構なことである。山村僻邑では路畔に雜草が茂つてゐる爲に、夜間など蟻の害を蒙むこともあり、露の爲に通行にも困難な所がある、單に草を刈ることのみによつてどれだけ便利になるかも分らない。

指導標は青年團で大抵建てゝゐるので處女會の手を煩はす必要がない様になつてゐるが、旅人の休憩の爲に水飲場を造るとか、下駄の鼻緒の材料置場を作るとか云ふことも面白いことである。或は硝子片陶器片の捨て場所作るなども優しみのある點で處女會の仕事であらう。牛馬水飲場も設けてやりたい。

冬季に於ては道路の雪掃を行ふと云ふことも北國では行はれてゐる。峠の休場と云ふ所に小屋を建て、旅人の假りの雨宿りに供する所もあるが（尤も昔はこんな奉仕事業はザラにあつた）、大師堂や庚申堂が漸々頽れて來て人情も漸く輕薄になつて來たやうに思はれる。

一道路に關すること云ひたいことは、指導標の建設も勿論必要だが個人としては旅人に對して丁寧な道を教へる事である。ウルサイと云ふやうな態度で教へられた時と、親切に而も明瞭に教へられた場合とは共に旅をした人の等しく感ずる所であらう。「指導標があるからそれを見よ」では何にもならぬ。之を讀めぬものもあり讀んでもなほ



不安なものもある。指導標の中には随分曖昧であつて反對に向いてゐるものもあり、通行者に迷惑を掛けることも多い。それと今一つは里程に關する處女會員の實際的知識である。田舎道ではよくあることであるが、三里と聞いて物の二里も歩んでまた聞いて見ると、四里と答へられて狐にダマされたやうに思ふことが度々ある。此の點に就ては少年にも少女にも學校教育及び團體教育に於て特に練習せしめておく必要がある。少年團の教範中に之が入つてゐるのは寔に故あるかなと思はれる。

### 三 兒童保護事業

社會事業としての兒童保護に就いては茲に論ずるの限りでない。處女會として如何なる點に於て兒童の保護に當らなければならぬかに就きて述べる。「二十世紀は婦人と兒童の世界である」と云はれたる如く、兒童の問題は寔に重要な社會問題である。而して此の兩問題相互にも密接なる關係を有することを思へば婦人殊に處女としても之に一考を拂はなければならぬ。今左に處女會として行ふべき兒童保護事業の二三を列挙して説明しよう。

#### (一) 貧困兒の就學及び出席

就學獎勵の問題の根本的解決は到底國家の政策に待たなければならぬ。併しながら一町村内にある三人や五人の貧困兒童が救へない譯のものではない。よしや慈善救濟の意味があつても之を行はざるに勝ること數等である。處女會員が衣服を調達してやるとか、學用品を給與してやると云ふことも、買ひたいと思ふ帶一本について幾分か

安いものを求めれば事足りる場合もある。凡そこんな事業は金が有り餘らなければ出来ぬと云ふものではない。某小學校の小使は貧困なる兒童が辨當さへ持つて來ぬと云ふことを知つて自からの飯を與へ、自分は生徒達の残した残飯を集めて食つて居つたと云ふ例もある。工場の小使にもこんな例があつた。農村などに於ては多くの日用品は自給自足であるから、百戸二百戸の村で三人五人の貧兒の就學をさせられないことはない。出席の督勵に就きても處女會として行ふことが出来る。部落毎に督勵するも其の一法である。

#### (二) 校外取締及び愛護

兒童の校外にある間は處女會に於て少くとも幼年生や女生丈けは取締つてやらねばならぬ。取締と云ふと語弊があるが、兒童の遭遇する危険を防止するとか、父母の手の行き届かぬ所は自分の家の子供許りでなく世話をしてやることである。トラホームのことは前にも述べたが、ある處女會ではトラホームの治療法(と云つても醫師法違反ではない)を練習して兒童の治療上の世話をしてゐる所もある。少くともその衛生上の注意を處女會員が知つて居て、一般の父兄母姉の行き届かぬことを注意してやる事丈けでも必要である。

時には處女會で兒童の愛護日を開くも面白い。之は一部落でもよい。或は又學業優等、品行方正な兒童には賞與を贈るもよい。或は雨天とか降雪の日には一部落の兒童を送迎することも必要である。之は青年團では大分行はれてゐるが處女會員でも出来ぬ事はない。非常な危険な日でない限りは處女會員が橋や河の傍で監視をして萬一の不慮を防ぐのもよい。獨木橋や河川の渡渉を要する所や日本にはまだく、數多い。電車や汽車許りが災害防止會の目標ではない。山村僻邑では都人士がビツクリする位の怪我也殆んど問題にせぬ。子供が橋から落ちて脚が折れたつ



て實際は醫者にもかけぬ。翌日になつてピッコを引きつゝ學校に來ると云ふ風である。

二二〇

處女會の兒童保護で面白いことは子供の衛生問題である。随分汚くした着物をきて平氣である子供が多いし、又體には垢をつけてゐるものも多い。之等は子供デーと云ふ日の前日にでも當日にでも處女會員が集まつて洗濯なり手當なりをしてやる。子供達を促してやらしてもよい。所謂洗濯日である、舊曆の七月七日には水に入つてはならぬが洗濯をすればよく垢が落ちると云ふので、一村の全部のものが集まつて洗物をする習慣が自分の郷里にあつた。此時には三四歳の子供までが皆自分の衣物などを持つて川の畔に集まつたものである。社會的統制とでも云ふべきものが嚴として見られるではないか。處女會などでも一ヶ月に一回位は部落毎に之を行ふも妙である。

兒童の服裝の如きも注意さへすればすくよくよなるものである。それには會としてやることも必要ではあるが會員の各自が常に兒童は我が村の子であると思つて愛するの心掛が肝要である。袖を綻はして歸つて來るものがあれば、誰彼の區別なしに捉へて縫つてやると云ふ所に女としての優しみが表はれるではないか。

### (三) 托兒所

托兒所は都市に於て必要なものであるが漁村などに於ても随分必要な所もある。即ち父母共に職業を外に求めるために幼兒の所置に困難するものは比較的が多い。學校に於て教師が學校勤務以外に單に兒童を預る所もあるが、こんな場合に處女會員中にも比較的富裕なるものが之を助ければ容易に行はれるのである。托兒所は一日二、三錢位の依托料をとつて晝食と間食とを與へるのが普通であるが辨當持參でも托したいと云ふ父母もあらう。之を設

けないよりはましであるから、村でも學校でも設けるに限る。さうして之を處女會に助けさせるのがよい。妙齡の女子が家の中のみで蠢々乎としてゐるのは褒めたことではない。報酬を得なければ出られぬ家なれば兎も角、富裕な家の娘が嫁入前の生活として之れ程崇高なものはない。母性教養の上から云つても誠に得難き機會である。

### (四) 少女會の指導

少女會を指導するのは處女會員の任務である。少女會を特設する場合には十四五歳以下の少女は處女會員中より除外されるが、いづれにしても青少年少女の指導者となるの覺悟が必要である。

### 四 公共に對する奉仕

公共心の涵養はやがて社會奉仕の觀念と一致するものであるが、特に公共營造物に對する心得の如き又は公共事業の助勢の如きは教化團體たる處女會としても肝要なる事業である。

公園、公會堂、水道、水路、水源等の保護に當るは勿論、公有の林野、果樹園、採種園等の保護管理の如きも、其の事業の性質に應じ女子の手に叶ふものは之を行ふがよい。今左に之等に對する奉仕事項の一般を列記しよう。

(一)、公園 に對しては其の掃除、樹木の手入れ、休憩所の設備改善、公德宣傳に關する施設等

(二)、公會堂 富村には大抵公會堂があり、又小にしては部落毎に青年會場兼一般民の集會場がある。併し其の管理が行届いて居ない。便所へ行つて見れば足を踏み入れることが出来ない。疊の上は塵芥が積つてゐるといつた



やうな仕末である。又公會堂の敷地にも雑草が茂つてゐるのが多い。處女會員にも之を整理する一部の責があらうと思ふ。備付の座蒲團なども洗濯をして欲しい。出来れば講習會とか講演會でも開いた場合の講師の宿泊所に供するやうに蒲團でも備付けて貰ひたい。

(3)、飲料水に關係した水源や水路や乃至は水道は清淨に保たねばならぬ。田舎では泉や井の非常に不潔になつてゐるのを認める。一舉手一投足の勞ではあるが矢張處女會員などが時々集まつて之を清潔にするの要がある。

(4)、公有林野及び山林に對しては其の下草刈、造林、開墾等に相當働いてゐる所もある。造林作業は青年や一般の男子がやるとしても、其の雜用には處女の手を要することが多い。

(5)、極稀ではあるが共有の果樹園や桑園を有してゐる所もあり、又養魚池なども營んでゐるものもある、又近來は採種圃を共同して營んでゐる地方が多くある。之等に對しては其の施肥とか除草とか種々の作業を處女會に於て引受けることにしたい。而して町村に對する奉仕の觀念を涵養するの機會としたいものである。

### 五 各種の宣傳

自己の廣告の爲にする宣傳もあるが、茲には社會奉仕の觀念から見た宣傳の一斑を述べる。前數章に於て述べた事項も徹底的に行ふには之を宣傳せなければならぬ。又次の二章に於て述べる生活改善事業も美風良俗の助長も宣傳によつてよく其の目的を達し得るものである。併し之等には夫れ自體に於ても目的と其の目的を達する方法があるので、全部が宣傳ではない。

處女會が主動者となつて何か一つの教化事業を廣く早く知らしめたい、さうして一種の氣分を醸成して其の事業の徹底を期したいと云ふ點に宣傳即ちプロパガンダの必要を生ずる。それ故宣傳は其の方法自體が巧妙でなければならぬ。時代の思潮に乗せねばならぬ。而して其の思潮を導くの概がなければ物笑の種となるに過ぎない。

今日學校や處女會等を出してゐるポスターの中には随分苦心したものが未だ十分なりとは稱し難い。

處女會に於て最近に行はれた宣傳の主なるものは兒童愛護、生活改善、節米混食獎勵等に關する事項である。

### 丁、生活改善事業

#### 一 生活改善と處女會

生活の改善又は改造と云ふことは數年前より特に我國の上下に叫ばれたる語であつて英語の所謂 *Life Better* である。生活と云ふことは吾人類の物質的並に精神的の兩方面の生活を指すのである。即ち我々は生きてゐると云ふ認識を有してゐるものであつて、此の認識がある爲に生理的に呼吸とか消化とか循環等の現象を存し、精神的には見るとか、聞くとか、考へるとか、喜ぶとか、悲しむなどの所謂心理的現象を有する。かく物質的にも精神的にも生活の現象を個人的に有するのみでなく、社會又は國家の構成分子としても茲に複雑なる生活の様式を生ずる。極端に云へば人類の生命がある限りは生活があると云つてもよい。

生活の改善とは要するに従來に於ける吾人生活の短所缺點を捨て、複雑より簡易に而して非文化的より文化的に進めることである。勿論精神生活及び物質生活の兩方面に就いて考察すべきものであるが、吾人の凡ての行爲も



思想も生活であるとすれば、生活改善とは要するに文化の向上と云ふ事實と何等の選ぶ所がないとも云ひ得る。而して其の範圍は頗る廣汎であつて、到底捕捉することを得ないとも云ひ得るのである。併しながら茲に生活現象を衣食住及び社交儀禮並に趣味及び娯樂の範圍に限り、職業又は政治等を除外して考へることも出来得る。

以上のやうな意義に於て生活改善の方法を講ずることも實に容易の事業ではない。其の基調たるべき思想に就きても攻究せなければならぬものであるが、茲に其の詳細を述ぶるの要はないが唯一言したきは次の事項である。

日本人の思想は古來精神界に重きを置き過ぎた結果物質に對する明確な觀念がなかつた。而も常に物質と精神との不調和に關して種々の悲劇や喜劇が起つたのである。物質を尊重せぬことを以て紳士の態度であるかの如く考へ所謂「武士は食はねど高楊枝」を氣取つて居つたが、其の實、生活の爲に物質の壓迫を排し難くて種々の矛盾や撞着を産んだのである。

それと今一は日本人の生活に對する執着心の薄弱なることである。換言すれば百事皆な明日主義であつて又著しくゴ都合主義であることが、纏て生活をして因循ならしめ微温的ならしめたものと認めることが出来る。

處女會の刻下の最大任務は一般社會生活及び家庭生活の改善をなすことに存する。併しながら既に余の屢々述べたるが如く、此の事業も決して將來の主婦とし妻としての準備でなく、又社會及び家庭に於ける手助者としての爲ではなく、處女それ自身としての立場から盡すべきを盡すにあり、と提唱したい。從來の處女會等の生活改善事業等を見るに多くは常に處女の生命に即して居らぬ。主婦會のお助をするとか、將來の妻母としての準備の爲であると云ふ觀念があつて、其の事業と處女會の間には少くとも薄い一枚の帳が下りてゐる。

處女會に於ては如何なる方法及び施設を以て生活改善事業に當るべきか左に項を分ちて説かう。改善の實際的問題即ち改善の内容形式等に就いては本書の役目ではないから参考として後に補説するに止める。

## 二 生活改善思想の宣傳

處女會員相互の間に生活改善の機運を造るのも必要なことであるが、到底かゝる社會問題は一局部のみの運動では其の効果を挙げ得られない。故に一町村に於て假りに生活の改善をしようと思ふのであれば、まづ處女會が中心となつて時に觸れ機に乗じて思想上から開拓せなければならぬ。宣傳に就きては社會奉仕事業の所に述べた通り講演とかポスターとかに依つて一般民衆に迅速に而も徹底的にある事物を周知せしむることが必要である。生活改善の宣傳も之と同様である。衣、食、住、社交、儀禮の改善であつても、其の大體の改善方針が決まれば之をポスターなり又は、模型なりにして展覽會を開くとか、配付するとか、掲示をなすとか、或は講演會を開くのである。講演會は其の外の講演であつても丁度都合がよいと見たならば、ポスターを陳列するなり簡單に講演の中に其の事項を加へるがよい。却つて眞向に振りかざして生活改善は……と説くよりも講話などの間にヒョコリ出て來る一齣と云ふものが非常の効果を舉げるものである。

生活改善のポスターにつきては生活改善同盟會の主催で生活改善展覽會が東京お茶の水東京教育博物館に於て開かれた際多くの標本的のものを提供された。次いで同展が大阪毎日新聞社等の主催で各地に開かれ之に關する出版物も少くないので多數の人は既に承知の筈である。



其の他俗謠、唱歌、俚諺、標語等によつて生活改善の趣旨を理解せしめることも肝要である。和歌山土曜會では大正十年の頃時の宣傳や生活改善の宣傳の爲に童謠を懸賞募集して廣く天下に發表した。近くは内務省に於ても民力涵養に關する標語や金言を募集した。處女會としては之等を利用することにした。

### 三 生活改善の研究會

基礎的研究は到底町村處女會や郡市處女會等のよくすべき所ではない。併し其の基礎的調査に基いて其の地方地方に於て實行し得べき點を研究調査して改善實行の方針を定むるは甚だ必要なる次第である。現今各地に於ても此の調査に従事してゐる團體もあるが只僅に一部分の問題に限られてゐるやうである。生活の改造は部分的にもせなければならぬが、そのみでは全生活の様式として見たる場合に不均衡を生ずるものである。生活の様式は相關的のものであつて一部と全體の調和が出来なければ駄目である。例へば洋服式の衣服に改めると云ふことは立式生活を要求することとなり、更に住居の建築様式をも支配する。それ故一事の改善はそれが他に深く影響せざる場合に限りて價値があるが、大抵の場合は思つた程でもない。

本邦人としての生活改善の方針及び原則的形式は生活改善同盟會等で調査研究してゐる。之を標準として町村處女會等に於ては重だつたものが委員となつて研究會を開き、其の決定事項は會員全體に諮つてよく理解せしめ、又は實行規的等に加へるものよい。小學校女教師などの任務はこんな點にあるのである。一町村の處女會で研究調査したものは郡處女會又は郡教育會等で統一して茲に又一の成案を得、更に町村處女會では之を周知實行せしむる爲の

研究會などを開くがよい。

### 四 生活改善講習會

講習會に就いては既に述べた所であるが、特に生活改善に關しても講演會なり講習會を開くがよい。町村に於けるものは餘りに多岐に涉らずとも一事項宛で結構であるが、前にも述べた如くそれが全體生活に對する位置を知らしめねばならぬ。例へば衣服の改善に就きて講習を行ふ場合には衣服が生活上に於ては如何なる位置を有してゐるかと云ふ點に及ばなければならぬ。さう云ふ講話をなさねばならぬと云ふのではなくて其の基調を茲におくと云ふことである。

生活改善講習會の題目の一例を挙げると左の如きものであらう。

一、衣食住の改善に關するもの

1、改良服

2、子供服

3、簡易裁縫

4、簡易料理 (例一品料理會)

5 混食代用食

6、燃料研究會



- 7、臺所
- 8、住宅
- 9、什器
- 10、計量器
- 11、廢物利用
- 12、整 容

ロ、社交儀禮の改善に關するもの

- 1、作法講習會
- 2、時の講演會

以上は今日迄に行はれたものに就きて調査した所により一例として掲げたものである。

### 五 生活改善事項

生活改善事項は頗る廣汎であつて、而も現代日本では新舊思想の融和も未だし、又社會の習俗も種々であると云ふ點から容易に其の決定を見ることが出来ぬ。土地は南北に跨がること一千里で、氣候風土も頗る參差たるものであるから生活の形式にも非常なる相異がある。左に掲ぐるものは生活改善同盟會（會長公爵伊藤博邦氏）で調査したものである。都市生活を目標とした様な氣もするが、參考のため同盟會規約と共に掲げる。農村に於ては之を基礎として更に研究するがよい。

### ◎ 生活改善同盟會規約

- 第一條 本會ハ生活改善同盟會ト稱シ、本部ヲ東京ニ、支部ヲ地方ニ置ク
- 第二條 本會ノ目的ハ會員相互ノ協力ニ依リテ我國民生活ノ改善向上ヲ期スルニアリ
- 第三條 本會々員ハ前條ノ目的ヲ達成センカタメ衣食住社交儀禮等ノ改善ニ心掛ケルハ勿論先ヅ以テ着手シ易キ左記事項ノ實行ニ努力スルモノトス
  - 一、時間ヲ正確ニ守ルコト
  - 一、訪問、紹介、依頼等ハ相互ノ迷惑ニナラサル様心掛ケルコト
  - 一、親近者ニ對スル外停車場等ノ送迎ヲ廢スルコト
  - 一、年玉、中元、歳暮、クリスマスプレゼント、餞別、手土産、祝儀、不祝儀等ニ於ケル虚飾ニ亘ル贈答ヲ廢止スルコト
  - 一、年賀、時候見舞等ノ回禮及書信ノ往復ハ虚禮ニ亘ラサルコト
  - 一、冠婚葬祭其他ノ儀禮ハ嚴肅ヲ旨トシ虚飾ニ流レサルコト
  - 一、宴會ノ弊習ヲ改ムルコト
  - 一、酒杯ノ獻酬ヲ廢止スルコト
  - 一、節酒
  - 一、節煙



- 一、衛生上他人ノ迷惑トナル行爲ヲ慎ムコト
  - 一、迷信ニ基ケル弊習ヲ排スルコト
  - 一、雇傭人ニ對シテハ人格ヲ重シ親切ヲ旨トスルコト
  - 一、冗費ヲ省キ收入ノ幾分ヲ必ス貯蓄スルコト
  - 一、金品ハ濫ニ貸借セサルコト
  - 一、水道、電燈、瓦斯等總テ公共的物資ノ浪費ヲ避ケルコト
  - 一、群集ノ場所ニ於テハ特ニ禮儀秩序ヲ重シ弱者ヲ扶ケル様心掛ケルコト
- 第四條 本會ハ其ノ目的遂行ノ爲メ必要ナル調査機關ヲ設ケ講演會展覽會等ヲ開催シ雜誌圖書其他ノ印刷物ヲ發行ス
- 第五條 本會々員タラント欲スル者ハ住所氏名ヲ本會事務所ニ届出テ會員徽章ヲ受ケヘシ
- 本會々員ハ會員徽章ヲ佩用スルモノトス
- 第六條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ會務ノ報告役員ノ選舉等ヲ行フ
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ケ
- 會長 一名 幹事 若干名 評議員 若干名 書記 若干名
- 第八條 會長ハ總會ニ於テ之ヲ推薦シ評議員ハ其ノ半數ヲ會長ノ指名ニ依リ他ノ半數ヲ會員ノ選舉ニ依リ幹事ハ會長ノ指名ニ依リ之ヲ決シ任期ヲ各一ケ年トス
- 第九條 會長ハ會務ヲ統轄シ幹事ハ會務ヲ掌理ス
- 第十條 評議員ハ重要ナル會務ニ關シ會長ノ諮問ニ應ス

- 第十一條 本會ノ維持費ハ會費及ヒ有志者ノ寄附金ヲ以テ之ヲ支辨ス
- 第十二條 本會々員ハ會費トシテ入會ノ際一時金五拾錢ヲ納入スルモノトス
- 第十三條 本會ニ賛助員ヲ置ケ
- 賛助員ハ一口以上ノ維持費ヲ納入スルモノトス
- 維持費ハ一口金貳拾圓トシ一時又ハ二年ニ分チテ納入スルモノトス
- 第十四條 本會支部ニ關スル規約ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十五條 本會事務所ハ當分ノ内東京市本郷區御茶の水東京教育博物館(電話小石川二二二一)ニ置ケ

◎ 住宅改善の方針

- 住宅ハ漸次椅子式ニ改メルコト
- 住宅ノ間取設備ハ在來ノ接客本位ヲ家族本位ニ改メルコト
- 在來住宅ハ接客本位
- 住宅ノ間取設備ハ常住ノ室ヲ主トシ客間ヲ從トスルコト
- 住宅ノ構造及ビ設備ハ虚飾ヲ避ケ衛生及ビ防災等實用ニ重キヲオグコト
- 庭園ハ在來ノ觀賞本位ニ偏セズ保健防災等ノ實用ニ重キヲ置クコト
- 庭園ハ家族本位ニ設備スルコト
- 庭園ハ成ルベク開放的ニスルコト



家具ハ簡便堅牢ヲ旨トシ住宅ノ改善ニ準ズルコト

家具ハ其ノ使用ノ目的ニ適シ體裁好ク構造ヲ堅牢ニスルコト

特ニ兒童用家具ノ改善ニ注意スルコト

大都市テハ地域ノ狀況ニ依リ共同住宅(アパートメント)並ニ田園都市ノ施設ヲ獎勵スルコト

註 アパートメント トハ蜂窩狀ト云フノテアツテ一棟ノ建築ノ中區切ラレタル住宅ガ澤山ニアリ娛樂室トカ浴室トカ講堂トカ庭園ト云フモノハ共同シテ使用セラレルヤウニナツテキル住宅デアル。

田園都市ハ Garden city ノ譯語デアツテ人口三萬以下位ノ工業都市ヲ目的トシタモノテ、労働者ノ住宅地ニモ相當ノ空地ガアツテ菜園ナドニ供セラレ、マダ中央ニハ廣イ公園ヤ花壇ガアル。都市ノ經營ニ田園ノ長所ヲ引キ入レタモノデアル。

### ◎ 服装の改善

服装改善ノ方針

在來ノ和服ハ事務服トシテモ將タ労働服トシテモ甚ダ不便ナバカリテナク一般ニ自由ノ活動ヲ妨ゲルコトガ非常デアリマス。故ニ和服ハ畢竟褻衣トシ、又ハ閑居休養ノ衣服トシテ相當ノ價值ガアルニ過ギマセン、ト云フ趣旨ニヨツテ生活改善同盟會テ服装改善ノ方法ヲ示シテキルモノヲ示スト次ノヤウデアル。

一、方針

男子服ニ關スル事項

1、男子服ハ漸次洋式ニ改メルコト

2、過渡期ニ於テハ在來ノ和服ハ成ルベク自宅用ニ止メルコト

3、過渡期ニ於ケル男子ノ禮服

(甲)、洋服ノ場合ニハ無地背廣、モーニングコート、フロックコートヲ用ヒ凶事ニハ喪章ヲ附ケタイ。但シ制服アルモノハ自ラ別問題デアル

襟飾ハ凶事ニハ黒色ヲ用ヒルコト。帽子ハ吉凶共ニ山高中折トシ、夏時ハ麥藁等ヲ用ヒテヨイ。靴ハ吉凶共ニ黒ヲ用ヒルコト。其他凶事ノ裝身具ハ華美ニ亘ルコトヲ避ケルノガ當然デアル。

(乙)、和服ノ場合ニハ男子ハ黒紋附羽織袴ヲ用ヒルヲ本體トシ、事情ニヨツテハ其ノ何レカヲ用フルモ差支ナイ。凶事ニハ喪章ヲ附スルコト。帽子ハ洋装ノ場合ニ準ズルコト

4、事務服

(イ)、輕便ナ洋服又ハ改良服ノコト

(ロ)、作業ノ種類ニ依ツテハ上ツ張り又袖カバ等ヲ使用スルコト

(ハ)、上着ヲ脱イダ時ニハオーバーシャツヲ用ヒルコト

5、労働服

労働ニ従事スル服装

(イ)、オーバーシャツ、オーバーオール、半ズボン、袴、腹掛、股引ヲ本體トスルコト

(ロ)、労働ノ種類ニ依ツテハ上ツ張り、エープロン等ヲ用ヒルコト

備考 (イ)、オーバーオールハ必要ニ應ジテ腹部ニバンドヲ附ケ下部ニ乗馬用式又ハ半ズボン式ニ作ルガヨイ。(ロ)、袴



襟ハ袖口ヲ狭クシ前ヲ合ハス様ニスルガヨイ。(ハ)、股引ハ股間ノ露ハレヌ様ニ改良スルコト。(ニ)。労働ノ種類ニヨリテハ労働帽、鼻口及ビ耳ノ保護器保眼器及手袋ヲ用ヒルコト。(ホ)、労働ノ種類ニ應ジテ足部ヲ十分ニ保護スルニ足ル履物ヲ使用スルコト

婦人服ニ關スル事項

- 1、婦人服ハ漸次洋服ニ改メルコト
- 2、職業婦人ノ事務服ハ洋服ニスルコト
- 3、婦人労働服ハ筒袖トシテモツス(東北テ用フル袴ノ一種)カササン(中國テ用フル袴ノ一種)ノ類ヲ用ヒルコト
- 4、家庭作業ノ際ニハ婦人ハ成ル可ク上被ヲ用ヒルコト
- 5、過渡期ニ於ケル婦人服ハ袂ヲ短クシ帶幅ヲ狭クシ襟下ヲ緩テ、又ハ成ルベク袴(若シクハスカート)ヲ用ヒテ身丈ヲ短クシ且ツ洋式下着ヲ用ヒルコト
- 6、過渡期ニ於ケル婦人ノ禮裝 祝着ハ無地紋附ヲ本體トシ紋ヲ模様アルモ可イ、喪服ハ無地紋附ヲ本體トシ紋ガナクテモ可イ。事情已ムテ得ナイ場合ニハ吉凶トモ縞物ヲ用ヒテヨロシイ。但シ凶事ニハ喪章ヲ附ケルコト。

兒童服ニ關スル事項

- 1、兒童服ハ成ル可ク速ニ洋服式ニ改メルコト
- 服裝全般ニ關スル事項

一、衣服ノ構造及ビ様式ハ衣服本來ノ職能ヲ顧慮シ成ル可ク之ヲ簡單ニシテ製作ニ手数ヲ要セズ且ツ運動ノ自由ヲ妨ゲザルモノニシタイ

ノニシタイ

- 2、衣服ノ裁チ方縫ヒ方及ビ着方等ハ舊慣ニ拘泥スルコトナク一層自由ナラシムルコト
- 3、縮入及ビ重ネ物ヲ廢シ襦袢及ビ脚着等ニテ調節スルコト
- 4、反物ハ大幅長尺ノ制ニ改メルコト
- 5、衣服地ハ成ルベク無地型附及ビ縞物ヲ獎勵スルコト
- 6、衣服地ハ木綿毛織ヲ獎勵シ從來ノ習慣ニ因ハル、事ナク衣服ノ種類ト用途トニヨツテ其ノ選擇ヲ適當ニシ水濕ニ弱キ織物ヲ上被ニ用ケル等ナキ様ニシタイ。
- 7、備付衣服ノ種類及ビ着數ヲ少クシテ被服費ヲ節約スルコト
- 8、出來合服ノ利用ヲ多カラシムル様獎勵シタイ。
- 9、成ルベク靴ノ使用ヲ獎勵スルコト

◎ 社交儀禮に關する改善事項

結婚に關する改善事項

- 1、婚約ヲ爲スニハ先ズ相互ノ健康診斷書ヲ交換スルガヨロシイ。
- 2、婚約前後ニハ兩親其ノ他ノ監督ノ下ニ、互ニ相識ル機會ヲ成ルベク多クスルコト。
- 3、結婚費ハ年收ノ三割以下ガ適當デアリマス。
- 4、新婦及ビ婿養子ノ入籍手續ハ結婚式舉行ト同日ニ行フコト。



- 5、結婚式ハ自宅又ハ神聖ノ場所ニ於テ之ヲ行ヒ料理店等ヲ避ケルコト。
- 6、披露ノ會ハ成ルベク自宅ニ於テ之ヲ行ヒ、簡略ヲ旨トシ招待客ハ親近者ニ限ルコト、但結婚ノ通知ハ此ノ限リテアリマセン
- 7、披露會ノ席上新婦ノ色直シ(着換)ヲ廢スルコト。
- 8、祝儀品ハ虚飾ヲ避ケ祝儀返シヲ廢スルコト。

◎ 葬儀に関する改善事項

- 1、死亡ノ通知ハ親近者ニ限リ、新聞廣告ハ簡略ヲ旨トシ、妄リニ多数ノ名ヲ連ネ又ハ幾通りニモ之ヲ爲サザルコト。
- 2、靈前ノ供物ハ質素ヲ旨トシ、香奠ハ香料ノ實費ニ相當スル位ノ少額ニ止メルコト。
- 3、通夜ハ親近者ニ限ルコト。
- 4、出棺並ニ儀式ノ時刻ハ必ズ之レヲ勵行スルコト。
- 5、葬式ノ前後ノ食事及ビ齋ハ出來ルダケ質素ヲ旨トシ親族並ニ葬儀係等ニ限ルコト。
- 6、葬式ニハ一切酒類ヲ用ヒザルコト。
- 7、途中ノ葬列ハ之レヲ廢止スルコト。
- 8、葬式並ニ之ニ代ル告别式ノ時刻ハ成ルベク會葬者ニ差支ナキ時間ヲ選ブコト。
- 9、葬式ハ嚴肅ヲ旨トシ簡短ニスルコト。
- 10、葬式ノ山菓子並ニ之ニ類似ノモノヲ廢スルコト。
- 11、香奠返シヲ廢スルコト。

◎ 宴會に関する改善事項

- 1、宴會ノ設備ハ成ルベク椅子卓子式ニ依ルコト。
- 2、宴席ノ都合上座式ニ依ル場合ハ成ルベク食卓飯臺等ヲ使用スルコト。
- 3、食膳ノ食量品數ハ其ノ席テ食ヒ盡シ得ラレル程度ニ止メ一品ツツ順次ニ取換ヘテ出シ且ツ成ルベク献立表ヲ添ヘルコト。
- 4、酒杯ノ献酬ヲ廢シ舉杯ヲ以テ之レニ代ヘルコト。
- 5、開宴中妾リニ席ヲ離レ或ハ舞踊スル等ノ事ナク、餘興ハ食事ノ前後ニ於テスルコト。
- 6、宴會ハ出來ルダケ夫人其他相當年齢以上ノ家族ヲモ併セ招待シ或ハ同伴スルコト。
- 7、自宅ノ宴會ニハ給仕人中ニ藝者等ヲ加ヘザルコト。
- 8、司會者又ハ主客ノ挨拶ハ食前ニ於テシ演說ハ食事ノ終リニスルコト。
- 9、主人又ハ司會者ハ豫メ來會者ノ席次並ニ演說挨拶等ノ次第ヲ定メオクコト。
- 10、飲食ヨリモ寧ロ社交ニ重キヲ置イタ簡短ヲ設備ノ會ヲ屢々開催スル様ニ奨励スルコト。

◎ 贈答に関する事項

- 1、一般ニ贈答ノ場合ヲ妙クスルコト。
- 2、形式的ナル手土産ヲ廢スルコト。
- 3、錢別ハ特別親交アルモノニ限ツテ贈ルコト。



- 4、交換的ノ贈答ヲ廢スルコト。
- 5、過分ノ贈答ヲ廢スルコト。
- 6、贈答品ハ實質ヲ旨トシ外形上ノ虚飾ヲ避ケルコト。
- 7、贈答品ヲ使者郵便其他ニ托スル場合ニハ手紙又ハ口上ヲ以テ贈答ノ趣旨ヲ明ラカニスルコト。

◎訪問接客迎送に関する事項

- 1、訪問ハ早朝食事時出勤前就寢時等他人ノ迷惑スル時刻ヲ避ケル様ニシタイ。又休日ハ成ルベク之ヲ避ケル様ニシタイ。
- 2、面會時間ノ定メナキ人ノ訪問ハ豫メ電話郵便等ニテ時間ノ打合セヲ行フ様ニシタイ。
- 3、面會時間ハ成ルベク之ヲ定メル様ニシ之ヲ定メタ場合ニハ出來ル丈ケ之ヲ知ラシメル様ナ方法ヲ講セラレタイ。
- 4、簡短ナ要件ハ玄關先ノ立話ヲ済マス様ニシタイ。但シ此ノ場合ニハ外套手袋等ハ脱クニ及バヌコト。
- 5、用事ノ訪問ハ挨拶ヨリモ用件ヲ主トシ成ルベク速カニ切り揚ゲル様ニシタイ。
- 6、來客ハ待タセヌ様ニシ且ツ接待ヲ簡略ニシ用談ノ場合ハ成ル可クソレヲ速ク済マス様ニシタイ。
- 7、食事ニ招イタ場合ノ外ハ來客ニ妄リニ酒食ヲ饗シタリ菓子ヲ出シタリセヌ様ニシタイ。
- 8、面識ナイ人ヲ訪問スル場合ニハ必ズ相當ノ紹介狀ヲ携帯スルヤウニシタイ。
- 9、紹介ハ他人ノ迷惑ニナラヌ様ニシタイ。
- 10、人ヲ訪問スル時ハ必ズ名刺ヲ差出ス様ニシタイ。
- 11、年若キ男女ヲ單身相互ニ訪問セヌ様ニシタイ。
- 21、停車場等ノ見送ハ親近者ニ限ル様ニシタイ。

◎年賀回禮時候見舞に関する改善事項

- 1、年賀狀ハ親近者ニ限り差出ス様ニシタイ。
- 2、年賀狀ハ形式ニ偏セズ簡便デシカモ誠意ヲ籠メタモノニシタイ。
- 3、年始ノ挨拶ヲ親シク交換スル機會アル場合ハ年賀狀及ビ回禮ヲ省略スル様ニシタイ。
- 4、年始ノ回禮ハ成ルベク三ケ日以内ニ於テシ親近者間ニ止ムル様ニシタイ。
- 5、特ニ招待シタ場合ノ外ハ年賀ノ客ニ酒食ヲ出サヌ様ニシタイ。
- 6、形式的ノ時候見舞狀ハ廢メル様ニシタイ。

◎公衆作法

- 1、停車場、劇場、寄席等公衆ガ順次用テ辦ズベキ場所デハ尊重ニ秩序ヲ重シ順番ヲ亂サヌ様ニスルコト。
- 2、群集雜踏ノ場合ニハ常ニ弱者ヲ扶ケ幼者老人等ニ對シテ力メテ路ヲ避ケ席ヲ讓ル様ニスルコト。
- 3、汽車電車寄席劇場會堂等テ横臥シ又ハ妄リニ席ヲ廣ク取り或ハ容儀ヲ崩シテ肌ヲ露ハシ或ハ塵埃ヲ起ツル等スベテ他人ニ迷惑ヲ與ヘ不快ヲ感セシムル如キ行爲ヲ慎ムコト。



- 4、公衆出入ノ場所ヲ妄リニ不要物ヲ棄テタリ喫睡ヲ吐イタリ或ハ禁止ノ場所テ喫煙シタリセヌ様ニスルコト。
- 5、集會ノ時刻ハ多數者ノ都合ヲ考ヘテ定メ開會ノ時刻ニ掛値ヲセズ且ツ時刻ニ遅レヌコト。
- 6、會食ニハ特ニ服裝及ビ身體ノ清潔ニ注意シ且ツ食事ニ音ヲ起テヌ様ニスルコト。
- 7、儀式講演等ノ席テハ妄リニ戸ヲ開閉シ歩行ニ音ヲ起テ或ハ談笑シテ靜肅ヲ破ルコトナキ様心掛ケルコト。
- 8、街路通行ノ際ハ車道トノ區別ニ從ツテ必ズ左側ヲ通行シ交通頻繁ノ場所テハ兒童ヲ遊バセタリ横ニ列ンテ歩イタリシテ通行ヲ妨ゲヌ様注意スルコト。

◎ 外國人に対する作法

- 1、外國人ハ常ニ相當ノ敬意ト同情トヲ以テ懇切丁寧ニ取扱ヒ充分ノ好感ヲ持ツテ歸國セシムル様努ムルコト。
- 2、外國人ニハ多數人數附纏フテ輕侮ノ語ヲ發シタリ批評シタリセヌコト。
- 3、汽車電車等テハ外國人ニハ特ニ席ヲ讓リ容儀作法ニ注意スルコト。
- 4、外國人ノ前テ肌ヲ露ハス等醜態ヲ見セツケヌ様ニスルコト。
- 5、外國人ニ對シ特ニ不當ノ利益ヲ食ラヌ様ニスルコト。
- 6、外國人ニハ滯在中本邦知識階級ノ人ノ會合ニ列シタリ優良ナル家庭へ出入シタリスル機會ヲ與ヘテ本邦ノ眞相ヲ十分理解セシムル様努ムルコト。
- 7、外國人招待ノ席ニ藝者ヲ待ラセタリ踊リテ見セタリセヌコト。
- 8、外國人ニ對シテハ外國語ノ巧拙ニ頓着ナク十分ノ友情ヲ以テ氣輕ニ隔テナク談笑スルコト。

- 9、外國ノ代表的人物來遊ノ際ハ必ズ相當禮儀ヲ以テ迎接スルコト。

◎ 食物の改善

食物は生活要素中第一のものであつて収入の半以上は之に費され、収入の少きものほど食物に投ずる費用の割合は大なるものである。

今内務省社會局の調査により収入階級別の支出費目比例を左に掲げる。(數字は%)

	五〇圓未満	六〇圓未満	七〇圓未満	八〇圓未満	九〇圓未満	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	平均
食料費	六一、七	五八、七	五八、六	五五、五	五三、九	五一、一	四三、九	五四、七
住居費	九、三	八、二	七、五	七、二	六、四	六、六	六、五	七、三
被服費	四、三	四、九	六、一	七、四	八、四	六、一	九、五	六、九
光熱費	八、九	八、〇	七、二	七、二	六、四	七、〇	四、六	六、八
其他	一五、八	二〇、二	二〇、六	二二、八	二四、九	二九、二	三五、五	二四、二

以上によりて見れば食料費の平均割合は収入に對し五四、七%である。如何に生計上重要な地位を占めてゐるか



が窺はれある。

食物は之を分つて主食物と副食物とにすることが出来るし、又其の料理に供せらるゝ物質の種類によつて肉食及び菜食に分たれる。

我國の食物を如何にして改善すべきかと云ふ問題はまづ我國食物の缺點を研究したる後に解決せなければならぬ。従來本邦の食物の缺點とする所は左の諸點である。

- 1、攝取食物分量の過多なること
  - 2、粗食なること（一定分量の食物に營養分の少きこと）
  - 3、調理法並に貯藏法の不完全なること
  - 4、衛生上の缺陷多きこと。
  - 5、炊事の爲に時間と勞力を多く費せること。
  - 6、臺所の構造不完全なること。
  - 7、食事の規律的ならざること
  - 8、食物に對する國民の思想は非合理的であつて亦之に無關心なことを以て誇りとして居つたこと。
- なほ各種の缺點もあるであらう。之を改善するには科學に根柢をおいた食品の知識が十分に婦人の頭になければならぬ。最近家事科が女子教育上に於て重んぜらるゝやうになつたのも故あるかなである。
- 今參考として生活改善展覽會における食物に關する參考資料中一、三を左に掲げる。

◎ 池田式節米法

池田式節米法混合食配合及煮炊表

飯名	材料	白米				煮炊法摘要
		材料分量	水ノ分量	食鹽分量	消化力	
米飯	白米	一升	一升二合		主食物トシテ白米飯ノ單純食ハ何レノ方面ヨリ之ヲ見ルモ不合理速ニ改造セザルベカラズ	
甘藷飯	甘藷	三五七合	七合五匁		甘藷ハ皮ヲ剥キ糞目(或ハ輪切)ニ切りテ米ト混セ合セテ炊キ程度ヲ見計ヒテ(稍早ク)火ヲ去リ長ク蒸シテヨク混合ス	
玉蜀黍飯	玉蜀黍	三合三匁	一升五合		玉蜀黍ハ粗ク臼ニテ碎キシモノヲ用フ、之ヲ一晝夜水浸シテ米ト混シテ炊ク(玉蜀黍ノ粘氣性ヲ去ランニハ豫メ蒸ス)	
麥飯	精麥	三合三匁	一升二合		丸麥ハ炊クニ時ヲ要スルガ故ニ先ヅ煮テ後チ米ト共ニ炊ク	
同	挽割麥	三合六匁	同		挽割麥ハ好ク磨キテ一夜水浸シタルモノチ米ト共ニ炊ク	
同	平麥	三合三匁	同		前者ニ準ズ	
粟飯	粟(精)	三合九匁	一升三合		粟ハ一夜水浸シ置キ篋ニ揚ゲテ水ヲ切りタルモノチ先ヅ米チ炊キ吹キ上ゲタル時手早ク入テ長ク蒸ス	
黍飯	黍(精)	三合九匁	同		黍ハ一夜水浸シテ米ト共ニ炊ク方法ナルモ寧ろ黍粉チ造リ堅ク捏ネテ味噌ヲシナシ副食的二用フルチ可トス	
大豆飯	大豆	三合八匁	同		大豆ハ炒リテ釜ニ入レテ十五分間位煮或ハ煮ズシテ直ニ取リ揚ゲ米ト混セテ炊ク一穀ニ豆類ハ肉類ニ類シ蛋白質脂肪ニ富ム	



品名	安	價	限	度
米飯	七合五勺	八	合四	勺
粟飯	七合五勺	八	合四	勺
蕎麥粉	二五〇	三三八	三二五	二二三
牛蒡粉	七四一	七〇四	六六七	六三〇
馬鈴薯	五七八	五四九	五二〇	四八二
甘藷	八四一	七九九	七五七	七一五
玉蜀黍	九〇二	八五七	八二二	七八七
黍	七五〇	七二三	六八七	六四〇
稗	六六七	六三三	五九九	五五五
粟	六六九	六三三	五九九	五五五
落花生(實)	二二二	二一六	二一〇	二〇四
蠶豆	八四四	八〇二	七六〇	七一八
豌豆	八三三	七九二	七五〇	七〇八
大豆	一〇〇〇	九五〇	九〇〇	八五〇
小麥粉	二四四	二三二	二二〇	二〇七
平麥	九〇〇	八五五	八一〇	七六五
提割麥	八三三	七九二	七五〇	七一八
精麥	九二五	八七九	八三三	七八六

池田式節米法混其材料安價限度表

品名	安	價	限	度
白米	一升二	九十五錢	九十錢	八十五錢
	一升	九十錢	八十五錢	八十錢
	一升	八十五錢	八十錢	七十五錢
	一升	八十錢	七十五錢	七十錢
	一升	七十五錢	七十錢	六十五錢
	一升	七十錢	六十五錢	六十錢
	一升	六十五錢	六十錢	五十五錢
	一升	六十錢	五十五錢	五〇錢
	一升	五十五錢	五〇錢	四十五錢
	一升	五〇錢	四十五錢	四〇錢

小麥粉	二五〇	三三八	三二五	二二三
牛蒡粉	七四一	七〇四	六六七	六三〇
馬鈴薯	五七八	五四九	五二〇	四八二
甘藷	八四一	七九九	七五七	七一五
玉蜀黍	九〇二	八五七	八二二	七八七
黍	七五〇	七二三	六八七	六四〇
稗	六六七	六三三	五九九	五五五
粟	六六九	六三三	五九九	五五五
落花生(實)	二二二	二一六	二一〇	二〇四
蠶豆	八四四	八〇二	七六〇	七一八
豌豆	八三三	七九二	七五〇	七〇八
大豆	一〇〇〇	九五〇	九〇〇	八五〇
小麥粉	二四四	二三二	二二〇	二〇七
平麥	九〇〇	八五五	八一〇	七六五
提割麥	八三三	七九二	七五〇	七一八
精麥	九二五	八七九	八三三	七八六



粟	40.0	38.0	36.0	34.0	32.0	30.8	30.0	28.8	28.0	26.8	26.0	24.8	24.0
白米	7月25日 7月28日	55.5	54.5	53.5	52.5	51.5	50.5	49.5	48.5	47.5	46.5	45.5	44.5
精製麥	52.7	50.9	48.1	46.3	44.5	42.7	41.0	39.2	37.5	35.8	34.0	32.2	30.5
攪割麥	47.5	45.8	43.3	41.7	40.0	38.3	36.6	35.0	33.3	31.7	30.0	28.3	26.7
平麥	51.3	49.5	46.8	45.0	43.3	41.5	40.0	38.3	36.6	35.0	33.3	31.7	30.0
小麥粉	13.9	12.4	11.7	11.2	10.7	10.2	9.7	9.2	8.7	8.2	7.7	7.2	6.7
大豆	57.0	55.0	51.0	50.0	48.0	47.0	45.0	44.0	42.0	41.0	39.0	38.0	36.0
豌豆	47.5	45.8	43.3	41.7	40.0	38.3	36.6	35.0	33.3	31.7	30.0	28.3	26.7
蠶豆	48.1	46.4	43.9	42.2	40.5	38.8	37.1	35.4	33.7	32.0	30.3	28.6	26.9
落花生(實)	70.2	67.7	64.0	61.5	59.0	57.5	55.0	53.5	52.0	50.5	49.0	47.5	46.0
粟	43.8	42.3	40.0	38.5	37.0	35.5	34.0	32.5	31.0	29.5	28.0	26.5	25.0
稗	28.0	26.7	24.4	23.1	21.8	20.5	19.2	17.9	16.6	15.3	14.0	12.7	11.4
黍	42.8	41.3	39.0	37.5	36.0	34.5	33.0	31.5	30.0	28.5	27.0	25.5	24.0
玉蜀黍	51.4	49.6	46.9	45.1	43.3	41.5	40.0	38.3	36.6	35.0	33.3	31.7	30.0
甘藷	47.9	46.2	43.7	42.0	40.3	38.6	37.0	35.3	33.7	32.0	30.3	28.6	27.0
馬鈴薯	33.9	32.1	30.1	28.1	26.1	24.1	22.1	20.1	18.1	16.1	14.1	12.1	10.1

牛 券	42.2	40.7	38.5	37.0	35.4	33.8	32.2	30.6	29.0	27.4	25.8	24.2	22.6
蕎麥粉	15.5	14.8	13.0	12.5	11.8	11.3	10.5	10.0	9.3	8.8	8.0	7.5	6.8
栗	11.8	11.0	10.8	10.0	9.8	9.0	8.8	8.0	7.8	7.0	6.8	6.0	5.8

處女會として食物の改善に對する施設は各地に於て夫々行はれてゐるが、今其の主なるもの及び將來行つてもよいと認める事項を左に掲げる。

- (1)、料理に關する講習會講演會(前述)
- (2)、食品に關する展覽會
- (3)、臺所の品評會
- (4)、流し場の品評會

以上の3、4は品評會と云つても只時を定めて審査して其の成績を定めるのである。その構造は勿論であるが清潔整頓等を第一の條件とする。便所の品評會なども之に類するもので農村などでは面白いものと思ふ。出品者は處女會員であつても又主婦であつてもよい。

- (5)、釜及び竈の研究會
- (6)、食品の鑑定 米や他の食品の品質等位及び價格等に就きて研究するのである。
- (7)、農産製造講習會 味噌、醬油、豆腐、納豆、澱粉、果實酒、ジャム、ジェリー、甘酒、茶等自家用食品



の製造

- (8)、カロリメートル、食料分析表、食物改善標語等の印刷物の配付
- (9)、試食會の開催
- (10)、節米に關する各種の施設（混食代用食の奨励）
- (11)、食料品市價の調査發表
- (12)、共同購入
- (13)、共同炊事（特別なる地方に於て行はるべし）
- (14)、燃料及び水の研究
- (15)、標準献立表の作製配付
- (16)、牛乳、鶏卵等の共同生産

東京に於ては消費經濟思想の啓發を目的として之が調査宣傳の爲め世帯の會が設けられて居る、今參考の爲其の會則を掲げる事にした。なほ一、二の參考資料を左に記載する。

◎世帯の會々則

第一條 本會ハ世帯ノ會ト稱シ會員ヲ以ツテ之ヲ組織ス  
本會ノ趣旨ヲ贊スル女子ハ何人タルヲ問ハズ本會々員タルコトヲ得

第二條 本會ハ會員相互ニ協力シテ家庭經濟ニ關スル知識ノ啓發普及ニ努メ經濟生活ノ向上ヲ計ルヲ以テ目的トス  
第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一 日用品ニ關スル調査研究
- 二 講演會並ニ講習會ノ開催
- 三 展覽會ノ開催
- 四 圖書雜誌其ノ他ノ印刷物發行
- 五 其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第四條 本會ハ本部ヲ東京ニ置ク  
但シ必要ニヨリ地方ニ支部ヲ設ケル事アルヘシ

第五條 本會々員タラント欲スル者ハ住所氏名ヲ明記シテ本會事務所ニ申込ムヘシ  
第六條 本會申込ヲ受理シタルトキハ直チニ會員名簿ニ登載シ其ノ旨本人ニ通知スヘシ

第七條 會員其ノ身上又ハ住所ニ變動アリタルトキハ其ノ旨遲滞ナク届出ツヘシ  
第八條 會員退會セント欲スルトキハ其ノ旨事務所ニ通知スヘシ

- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 一 幹事 若干名
  - 二 相談役 若干名
  - 三 書記 若干名



第十條 幹事ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之レヲ選舉ス

第十一條 幹事ノ任期ハ二箇年トス

但シ再選ヲ防ケズ

第十二條 幹事ハ會務ヲ掌理シ事業ノ計畫及其ノ實行ノ任ニ當ル

第十三條 相談役ハ本會ト密接ナル關係ヲ有スル官廳其ノ他ノ機關ノ役員若シクハ本會ニ對シ特ニ功勞アル者ノ中ヨリ幹事會之レヲ推薦依囑ス

第十四條 相談役ハ總會及幹事會ニ出席シテ意見ヲ述アルノ外凡ノ會務ニ關シ幹事ノ諮問ニ應スルモノトス

第十五條 書記ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ庶務及會計ノ事務ニ従事ス

第十六條 本會ハ毎年三月總會ヲ開ク

但シ必要ニ應シ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第十七條 總會ニ於テハ豫算決算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス

第十八條 總會ノ議長ハ幹事ノ互選ニ依リテ之レヲ定ム

第十九條 總會ノ議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之レヲ決ス可否同數ナル時ハ議長之レヲ決ス

第二十條 幹事會ハ幹事全員ヲ以テ組織シ必要ニ應シ開會ス

第二十一條 本會ノ維持費ハ會費及寄附金ヲ以テ之レヲ支辨ス

會員ハ會費トシテ毎會計年度ノ初メニ於テ金一圓ヲ納付スヘシ、但シ會費トシテ一時ニ金貳拾圓以上納付シタル者ハ尙後會費ヲ要セス

本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第二十二條 本會則ハ相談役ニ諮問シ總會ニ於テ出席會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之レヲ變更スルコトヲ得ス  
以 上

(東京市本郷區湯島東京女子高等師範學校)

櫻蔭會内

世帯ノ會假事務所)

◎ 文部省主催生活改善講習會に於て協議決定したる公衆作法

大正十年度

第一、集會ニ關スル事項

一、儀式、講演、其他一般集會ニハ相互ニ時間ヲ尊重シ、豫メ開會並ニ閉會時間ヲ定メテ之ヲ勵行シヒムヲ得ザル場合ノ外開會ノ挨拶終ル迄退場セヌコト、

二、會場ニ於テ着席スル際ハ最前列ノ席ヨリ順次着席シ、妄ニ席ヲ讓リテ時間ヲ空費シ、或ハ先ヲ争ウテ秩序ヲ亂ス様ナコトヲセヌコト、

附、司會者ハ豫メ會場ノ座席ヲ定メ置クコト、

三、儀式、講演、其他一般集會ノ席ニ於テハ妄ニ戸ヲ開閉シ、歩行ニ音ヲ起テ、或ハ談話シテ靜肅ヲ破リ、殊ニ惡罵、嘲笑、喧嘩等集會ノ妨グトナル様ナ事ヲセヌコト、



- 四、會場内ニ於テハ帽ヲ載キ或ハ外套襟卷等ヲ纏ハヌコト、但、特別ノ場合ハ此ノ限ニアラズ、
  - 五、劇場、寄席等ニ於テハ前項ニ準ジ、男女席ハ之ヲ嚴守シ、風紀ヲ紊サヌ様ニスルコト、
- 附、場内ニ於テハ妄ニ飲食喫煙セヌコト、

第二、會食ニ關スル事項

- 一、會食ニハ成ルベク食卓ヲ用キ、簡易ヲ旨トスルコト、
- 二、主人又ハ司會者ハ豫メ來會者ノ席次並ニ次第等ヲ定メ置クコト、
- 三、會食ニハ服裝及身體ノ清潔ニ注意シ、且容儀ヲ亂サヌ様ニスルコト、
- 四、食事中ハ身邊及器中ヲ取亂シ、或ハ食事ニ音ヲ起テ、妄ニ他人ノ前ニ手ヲ延シテ物ヲ取り或ハ卓上ニ肘ヲツク等ノ行爲ヲナサヌコト、
- 五、會食中ノ談話ハ用語、話題等ニ注意シ、相手ニ不快ノ感ヲ與ヘヌ様ニスルコト、
- 六、盃ノ交換ヲ廢シ、舉盃ヲ以テ之ニ代ヘルコト、
- 七、會食ニ際シ餘興ヲ爲ス場合ニハ其選擇ニ注意シ成ルベク食前又ハ食後ニ於テ之ヲ爲スコト、

第三、通行ニ關スル事項

- 一、街路通行ノ際ハ規定ノ側ヲ通り、又人車道ノ區別アル場合ハ之ニ從フコト、
- 二、道路ハ常ニ清潔ニ保チ、妄ニ痰唾ヲ吐キ、不用物等ヲ棄テヌ様ニシ、掃除ノ際ハ成ルベク塵埃ヲ起テヌ様ニ注意スルコト、
- 三、交通頻繁ノ場所ニ於テハ兒童ヲ遊バサヌ様ニスルコト、
- 四、道路ニ於テ安ニ立止リ、或ハ多人數權利ニテ歩ミ通行ヲ妨ゲヌ様ニスルコト、

第四、乗船車ニ關スル事項

- 一、船車ニ昇降スル際ハ先ヲ爭ハズ順番ニ從ヒ、敏速ニスルコト、
- 二、船車雜沓ノ場合ハ常ニ弱者ヲ扶ク、席ヲ讓ル様ニシ、讓ラレタルモノハ相應ノ禮ヲ以テ受ケル様ニスルコト、
- 三、船車内ニ於テハ席ヲ廣ク取り、或ハ容儀ヲ崩シ、肌ヲ露ハシ、或ハ塵埃ヲ起テル等他人ニ迷惑ヲ及ボシ不快ヲ感セシメル様ナ行爲ヲセヌコト、
- 四、船車内ハ於テハ携帶品ノ整頓ニ注意シ、且身邊ヲ不潔ニセヌ様ニスルコト、
- 五、船車内ニ於テハ高聲ニ放歌シ、或ハ卑猥ノ談話ヲ爲サヌコト、
- 六、船車内ニ於テハ妄ニ喫煙シ、或ハ不用物ヲ棄テ又ハ痰唾ヲ吐カヌコト、

第五、公共物ニ關スル事項

- 一、公共物ハ大切ニ取扱ヒ、殊ニ圖書館ノ書籍ノ如キハ鄭重ニスルコト、
- 二、公園、社寺、會堂等其他一般ニ開放サレタル場所ニ於テハ清潔ヲ保チ、妄ニ樹木ヲ折リ草花ヲ損ジ、又ハ禁止サレタル土手芝生等ニ立入ラヌ様ニスルコト、
- 三、公共用ノ水道及用水ハ濫ニ使用シテ他人ニ迷惑ヲカケヌ様ニスルコト、
- 四、公衆ノ浴場ニ於テハ湯水ヲ汚シ、或ハ之ヲ亂用スル等凡人ニ迷惑ヲ及ボサヌ様ニスルコト、



## ◎ 小學校を中心として生活改善の實行を促進する方法

(大正十一年四月關東聯合教育會ニ對スル文部省諮問案答申)

小學校所在地ノ實況ニ鑑ミ其ノ地方ニ於テ生活改善上最適切緊要ナリト認メタル事項ニ就キ實行スベキ標準ヲ定メ左ノ諸項ニ依リ其ノ促進ニ努ムルモノトス

- 一、學校生活ニ於ケル教授訓育アラユル機會ヲ利用スルコト
- 一、同窓會、青年會、處女會等ト提携スルコト
- 一、父兄懇談會、戶主會、主婦會等ヲ利用スルコト
- 一、共進會、展覽會、及講習會、講演會等ヲ開催スルコト
- 一、生活改善ヲ目的トセル諸團體ト聯絡ヲ圖リ其ノ他適當ナル機會ヲ利用スルコト

## 戊、美風良俗の助長

社會奉仕も生活改善も將又智徳の修養や身體の鍛鍊及び衛生思想の向上に關する施設も實は其の郷土に於ける美風良俗の助長でないものはないのである。即ち一個人の身體を鍛鍊すると云ふことでも甲の人も乙の人も之を努めるならば遂に美風たり良俗たるに至るのである。

風俗は要するに個人の生活を離れて成立すべきものではないが、一方にはまた個人をも支配する(不知不識の間に

も)ものである。而して社會には良風もあれば惡風もあり美俗もあれば弊習もあつて、不斷に人の精神生活なり肉體生活を操つてゐると云つてもよい。如何に思案的でありまた脱俗的のものであつても社會から全く超脱することは出来得ないものである。ギリシヤのヒネクレタ詩聖でも矢張ギリシヤ人の様な風をして居つたであらうし、首陽の蕨許り食つてゐた支那人でも矢張其の當時の周の人のやうな習慣を持つてゐたであらう。斯くの如く人間は一方から見れば個人は自由であり思想も自由であつて其の生活にも創造があるが、他方より見れば風俗習慣の筈に殆んど操つられてゐる人形の様なものである。

社會之を一郷一邑と云ふ範圍で考へて見るも、そこには種々の良風美俗と惡風弊習が併び生ずることは所謂山野に蕨猪併び生じてゐると同じである。稻や麥のやうな有用な植物があれば、それにはまた稗のやうな雜草が生へる。よく手入の届いた田畑ではこの蕨草が勢力を得てゐるが、怠惰な百姓の田畑には蕨草が蕃つてゐるものである。社會にもこんな現象が至る所に見出される。

風習が人心を支配する勢力の偉大なことは茲に説くまでもないが、自分は多年農村教育に従事してゐた關係上更に痛切に之を感じる次第である。凡そ風俗を改善すると云ふ事業の階段は次の様であらうと思ふ。

- (1)、まづ其の風俗が良くないと覺らしめること。
  - (2)、次に之に代はるべき良俗の何たるかを知らしめること。
  - (3)、かくて改善の方法を知らしめ實行せしむること。
- 心理學的に解釋すれば今少しく複雑であるが、大體以上の順序は單なる一風習を改善するにも必要な経路で



ある。

所が第一の良風でないことと云ふことを民衆に覺らしめることが非常に困難な事業である。任地を異にする毎にまづ遭遇することは其の地方の風習になれぬ爲に、意外な所で生徒から反感を買つたり、嘲笑の的となることである。よしそれは其の地方の悪習であり、又一般には通用されぬ弊風であつても、生徒は之を當然と考へ、又普通一般のことと考へてゐる場合が頗る多い。

以上は學校の生徒のみでなく青年及び處女の間にも同様であつて吾人は屢々呆然たることがある。例へば其の地では女が煙草を喫むと云ふことを尋常のこととしてゐるとする。そんな地方へ初めて行つて煙草の害を話しても効のあるものではない。彼女等は日本中の女と云ふ女の凡てが煙草を飲んでゐると考へたり、又煙草を喫むと云ふことを此の上もない幸福であると考へてゐるのである。又知的の方面であるが家庭で味噌や醬油を製造せぬ農村へ行つて農産製造の必要などを説き、之等の製造をするやうにと奨めて見ても殆んど其の効果はなく大抵冷笑してゐる。何んだそんなものは買ふものだ、自分の家で作るのは日本中でもどこか一地方だらう位に思つてゐる。人は一般に己徳の強いもので自分のやつてゐることが天下通用のものと思ふものが多い。見聞を廣めるの必要なるは此の點にも存する。民力涵養などで定めた美風良俗の助長に關するものには随分その地方の風習に捉はれたものが多い。凡てのことが地方化することは必要であるが、同時に一般社會に通用し得るものでなくてはならぬ。

美風良俗を助長し更に進んで淳良なる新道徳を建設するの事業は到底一人のよくする所ではないが、今日に於ては青年團や處女會の力によつて相當の實績をあげてゐる所も少くない。左に處女會として施設すべき事項を列舉し

其の方法をも研究しよう。

### 一 敬神崇祖の念の涵養

敬神崇祖と云ふことは單に形式や方法でなく其の心の中に流れる純真なる敬虔の念である。

之をして一村一邑の風をなさしむる迄には特に考慮を拂はなければならぬ。町村當局者又は學校等は勿論當面の責ある神官神職等は茲に留意せなければならぬが、處女會としては特に次の諸點に注意を拂ふを可とする。

- (1)、神社奉仕(前に述べた通りである)
- (2)、家庭神棚の奉仕 處女會員の勤めとして常に家庭の神棚の清掃につとめ又祭日には獻饌を忘れぬこと。
- (3)、神符を大切に取扱ふこと。
- (4)、神社に就きては其の由緒等を明にし之を印刷して各戸に配付するなり又は講演等に加ふる。
- (5)、敬神に關する講演會等を開くこと。
- (6)、國祭日の觀念を涵養すること。
- (7)、神社の祭事には出來得る限り参拜すること。
- (8)、報告祭(結婚、出産、其の他の重大事項ある毎に神社に参拜して報告祈願すること)を行ふこと。

以上の如く列舉して見ると之に類するものも少くない。要するに氏神社を精神生活の中心とすることは甚だ必要なる次第である。地方によつては處女會員などが一度も神社に参拜したことがない所もあり、神社前を通つても額



づくことをもせない所がある。神社は其の由緒から云へば種々であるが、いづれも國家に功勞のあつた人であり又自己の民族の祖先であり特に我國では一天萬乗の位におはしました天皇を祀れる神社も少くないのである。神社の社格には官幣社、國幣社、縣社、郷社、村社、無格社等の區別があるが、守護神は必ずしも格式に従ふものではない。併しながら無格社中又は神社と認められざるもの、中には如何はしき姪祠邪院も少くない。近時神社の合併を奨励し崇敬の中心をして歸一せしめ、形式内容共に神社としての尊敬を保たしめやうとせるは寔に喜ばしいことである。併しながら神社が合併されて崇敬の念を増したかと云ふと、さうとは云はれないやうに思はれる。却つて小部落に鎮守社があつた場合が個人の崇敬は厚かつたやうに思はれる。

祖先の墳墓に對する奉仕や祭祀に就きても前に述べたことに準じて其の美點を保存したい。

## 二 言語の矯正

方言は必ずしも排斥すべきものではない。寧ろ地方的色彩を表はした重厚な民風を培養する上にはなくてはならぬものであるとも云ひ得る。併しながら野卑なる言語や矯慢なる話振りなどは改めなければならぬ。況んや今日の如く全國を一家とし進んでは國際的に事をやらねばならぬ時代に於ては猶更のことである。

言語の矯正は常に男子に行はれ易くして女子には行はれ難いものである。これ男子は其の郷土を出づることも多く交友も多いから自ら廣く通用する語を用ふるに至るのである。處女會などでは特に矯正を要する方言を調査しおき常に其の矯正に努むる可とする。一時に矯める必要はない。又標準語であればよいので、江戸子や大阪子を真似

る必要はない。輕薄なる才人肌の人は三四日の旅行でもすれば都言葉を使ふが、それでは却つて鼻につく。

處女會で言語の矯正をすれば勢ひ青年會でも之をやる様になり、家庭でも漸次此の方面の改善を見る様になるであらう。

## 三 質素勤儉並に貯蓄心の養成

女に虚榮はつき物とされてゐる。そんなに女は虚榮心の強いものであるかどうかは保證の限りではないが、兎に角女は消費經濟に専ら與つてゐることから、世間からは虚榮な不經濟なものと見做されたのである。又女子は多く生産の苦心を知らない爲にどしどし消費すること許りになつたものもあらう。粒々の辛苦を知らない都人士が米を無駄にすることを何とも思はないのと同様である。夫れ故婦人が目醒めて來て、婦人の本分は單に消費許りでなく生産にも干與せなければならぬと判つて來れば、質素や勤儉の必要をも悟るやうになるものである。實際日本に於ても田園の婦人は寧ろ極端なる吝嗇家であり、又或る地方の婦人は男子と同様に勤勉である。然れども之は外面的の觀察であつて眞に自覺せるものとは云ひ得ない。矢張り男子の手助けとか補助とか云ふ程度に過ぎない。質素も儉約も物の道理や世間の道理に通ぜない考からであつて、未だ美風とも良俗とも稱すべきものではない。

處女會は率先して質素でなくてはならぬ。木綿衣を奨励するが如きは當然である。併し必要なる裝飾までを省いて、無飾の尼になれとは勧められない。口紅やお白粉嚴禁の制も餘りに手厳しいと思ふ。それよりもアツサリとした整容法を奨励したいものである。



羽織や帯に華美なものを用ひてはならぬと云ふことも尤であるが、處女に對して餘りなことも云へぬ。併しながら次のやうな事を以て奢侈を戒めてもよい。

それは「人間は自分さへよければよいと思つてはならぬ。自分一人は金があるから美しい衣物は買つてもお隣りのお友達が買へなければ自分獨りで著ることは出来ない」と云ふことである。

而して茲に處女會員としては標準衣類と云ふものを定めてもよい。標準以外のものは結婚前であれば買へないものとの規約が實行されるれば餘程面白いと思ふ。

貯蓄心の養成に就きては各地に於て夫々共同貯金などを試みて居るが、今少く個人的にも之を進んで行はしむる様にしたい。これには處女會員の収入の増加を圖らなければならぬ。香川縣下では麥稈眞田が副業となつてゐるので大抵の女子は百圓や二百圓の貯金を持つてゐる。一日には晝食後の休もあり又雨の日や紋日もある。そんな時に暇さへあれば一尺でも二尺でも眞田を編む。さうして家の貧富の程度によつてその幾割かを子女に與へるのである。それ故少年少女も金と云ふことには餘程執着心もあり、又職業に對しても熱心である。

貯蓄心を養成するには収入を増すと同時に貯蓄の機關を設けることが肝要である。郵便局、銀行、信用組合等の設置がこれである。容易に貯金し得らるゝやうにせなければ収入を増しても其の機會を逸せしめる虞がある。貯蓄が増加すれば勢ひ勤勉になるものである。凡ては勢であつて勢が出来ればあとはそれに乘じて發展する。

貯蓄心の養成上には對しては處女會としては共同貯金の取扱を開始することも必要である。之は動もすれば帳簿等の不整理で困難なる問題が生ずることがあるから、其の初めに當つては安全なる策をとらなければならぬ。共同貯金は結婚等にて退會の際拂戻をする。而して貯金は親から貰つたもの許りでは駄目である、貰つたにしても理由がなければならぬと云ふことを會員に知らしめることが肝要である。貯金額の多少で表彰するのは考へ物であるが、其の貯金をなし得た経路を十分に調べて表彰するのは面白からう。奈良縣神戸村本郷婦人會では初穂貯金と云ふことをかなり古くからやつてゐる。

#### 四 敬老會

現今の處女會又は婦人會で敬老會を行つてゐないものは殆んどないと云つてもよい。併し其の實際を見ると餘り衰めたものではない。唯單に年一回お老人達を學校に集めて、お菓子を供し、長い講演をきかせ、小學生の唱歌を聴かせると云ふに過ぎない。それも温い時であればよいが、大抵は二三月頃の寒い時である。或る場合には敬老會でなく唐老會もあらう。さうした會を行つてしまへば後はそれ切りである。要するに一年の間に一日だけ（嚴格に云ふと二時間許り）老者を敬するので、其の他の時は關せず焉である。

敬老の事業は一年、三百六十五日の問題である。二六時中、處女會員にまれ青年會員にまれ一村一色の長老を敬し之を扶養するのではなくては其の價値はない。之を敬するとは如何にするか、道に逢へば之を譲り或は之を導き、言語を敬にし、應接に禮あるを云ふのである。老人は或る場合には世事に暗き事もあらう、親切が過ぎてウルサイやうなこともあらうが、それは若い者の萬事我慢しなければならぬ所である。一家の中でも同様であるが他家の娘達が特に老人に對して敬愛の念を以て遇することは誠に麗はしいものである。處女會などの大會もさることであるが支



會とか支部とか云ふ一部落の處女會員が老人を敬することが甚だ肝要である。七十歳以上に達した老人には處女會員が共同して贈金して綿入を縫ひ、之を一月のある日に贈呈するとか、お高祖頭布を仕立て、贈呈するなどはおかしいことと思ふ。又常に集會とか娯樂の爲に外出する場合にも處女會員が先導したり手を引いたりすることは從來行はれてゐるやうであるが、將來も大に奨むべきことである。

参考として優良なる成績を挙げつゝある和歌山縣下の一敬老會の規則を示さう。

### ◎ 和歌山縣西牟婁郡下秋津村敬老會々則

第一條 本會ハ下秋津村敬老會ト稱シ本村在住ノ曆年七十五歳以上ノ高齢者ヲ尊重慰藉シ敬老ノ風儀ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ本村處女會ノ事業トシ處女會員並ニ村内有志ヲ以テ組織シ其費用ハ會員ノ豫出ニヨル

第三條 本會々員ヲ左ノ如ク區分ス

一、本村處女會員ヲ正會員トシ別ニ會費ヲ徴收セズ

二、一時金三圓以上又ハ毎年金貳拾錢以上ヲ豫出スルモノヲ賛助會員トス

三、一時金五圓以上又ハ毎年金五十錢以上ヲ豫出スルモノヲ特別會員トス

第四條 本會ニ顧問四名ヲ置キ本會ノ事業遂行ニ關スル協議ニ與ル  
但シ顧問ハ男子ニシテ各家一名トシ處女會長之ヲ囑託ス

第五條 本會ノ事業項目左ノ如シ

一、毎年一回以上高齢者ヲ招待シテ優遇シ又時ニ高齢者ヲ訪問シテ慰藉スルコト

二、高齢者中生活難又ハ疾病ニ罹リ及ビ死亡シタル場合ニ相當ノ補助又ハ慰藉ヲナスコト

第六條 本會ノ會計ハ特別會計トス

### 五 矯風事業

矯風と云へば廣い意味では凡ての風俗を改善する事であるが、狭い意味では消極的に惡風を矯正すると云ふことになる。惡風を矯正すれば自然善良なる風が起るものであるが、兩者を切り離して考慮を拂ふことも大切である。又矯風と云ふことは個人の行爲までを含めて見る場合もあるが、多くは其の地方の風習に對するものである。地方の風習を洞察するの困難なるは前既に述べた所である。而して其の惡風なりや否やを定むることも容易なるが如くであつて實は容易な事ではない。

昔は無頼漢が非常に多く故なくして通行の處女や乃至は男子までも暴行を加へたことがあつた。余の郷里などでもこんな類の人は近年まで多くあつて、何の理由もなく人を侮辱したり降参せしめて得々たるものである。多くは博徒の中に之れを見た。

現今ではこんなものは稀であるが一地方ではそれ程目立たなくても他郷のものからは指彈されてゐる個人又は村風が少くない。「何村の人にはもの云ふてはならぬ、云へば五厘の損がゆく」とか、「何町の娘は嫁にはするな、すれば



一時に二人分の用意がある」とか云ふ風に、多少そこには一町一村の弊風とも見るべきものがある。又それ程に重大なる悪風でなくても世人からは厭み嫌はるゝものがある。今左に其の例を掲げる。

- イ、言語の野卑なること 敬語を缺くこと
- ロ、服装の整はざること
- ハ、立小便、手鼻、裸體等を常風とすること
- ニ、買食、立食、ツマミ食等をなすこと
- ホ、故なくして常に一致雷同して争論をなすこと
- ヘ、劃界争議等の工事訴訟を好んで起すこと
- ト、野盜をなすこと
- チ、暴飲暴食するなど凡て衛生思想の乏しきこと
- リ、男女間の風儀の亂れたること
- ヌ、怠惰なること、貯蓄心なきこと
- ル、公共物を粗末にすること
- ヲ、動物虐待
- ワ、時間不勵行

カ、盛禮

ヨ、結婚に對する妨害

タ、博奕及び投機の流行

レ、迷信

以上の如きは單に一例に過ぎない。之等の弊風が凡て其の地方にあると云ふのではない。或は形を變へてあることもあらうし、或は之に對する善良な風があつて既に昔の蠻風に過ぎない所もあらう。野盜の如きは青年團の發達に伴れて殆んど跡を斷つたと云つてもよい位である。

處女會として之が改善に當るべきものは以上列舉せる所にも數例を見出すであらう。曰く動物虐待の防止、曰く時間の勵行、曰く迷信の打破、曰く言語服裝の改善等これである。まづ現在の悪い所から改めて次ぎに積極的の方に進むべきである。

風俗改良に關する規約の一例を左に掲げる。

◎ 風俗改良に關する規約

宮城縣下増田村處女會

本會員一致左ノ事項ヲ遂行シ勤儉良風ノ實ヲ舉ルコト

一、年始ハ當學校内ニ會合シ祝意ヲ表シ各家ノ回禮ヲ廢スルコト

但シ親類、恩人、師匠等ニ對スル祝賀ハ此ノ限ニアラス



- 二、年始歳暮及盂蘭盆等ニ際シ物品贈答ノ舊慣ヲ廢止スルコト
- 三、神佛ノ例祭ニ對シテハ應分ノ供物ヲ捧ゲ尊崇ノ實ヲ盡スコト
- 四、佛事弔祭等ニハカメテ虚禮ヲ避ケ質素誠實ヲ旨トスルコト
- 五、門松ハ幹木ヲ用ヒザルコト
- 六、婚儀ハカメテ嚴正質素ヲ旨トシ虚飾ヲ避ケ祝宴ハ連日ニ及バザルコト
- 七、葬儀ハカメテ虚飾ヲ避ケ誠意追悼ヲ旨トシ引果子等ヲ飾シテ小學校基本財産ニ寄附スルコト
- 八、一家日用ノ物品ニシテ虚飾ニ涉ルモノハ之ヲ避ケ可成質素ヲ旨トスルコト
- 九、他人ヲ稱呼スルニハ野卑ナル言語又ハ呼棄等ノコトナク互ニ相當ノ敬語ヲ用フルコト
- 一〇、子守歌手秘歌ハ稚兒ノ感應上一般ノ風儀上大ニ留意スベキモノナレバ父母兄弟姉妹タルモノ充分注意スルコト

## 六 迷信の打破

前項に之を列擧したる所であるが、農村に於ても都市に於ても迷信は餘程深く其の根柢を有してゐる。寧ろ或は都市に於ては農村よりも悪性のものであると云つてもよい。農村に於けるものは時に寔に滑稽に類するものもあるが、別に害がある程でないのが多い。或は人間味のある淡い信仰もある。迷信と云つても簡單に理性的判断から決定すべきものではない。或は民族の歴史を美化するに足るものもあるであらう。或は人間の生活に哲學味藝術味を加ふるものもあらう。さう考へて來ると無下に斥くべきものでない。七夕祭を科學的に考へられてはたまらぬ。大晦日の

徹夜も衛生上から不可と考へられては人間の生活にどこに興味があらう。節分の豆播をも自分は迷信だから止めるとは云ひたくない。

迷信と云ふ中には随分面白いものがある。左に其の數例を掲げる。

- イ、眼病の平癒には赤い旗を便所に立てる
- ロ、子供の大罨（ヘルニヤと云ふ疾病である）又は陰部の痛む時は蚯蚓を探して洗つてやれば癒る。
- ハ、夢に金を手に入れたら放さないで目を醒ませば必ず翌日は金が入るなど、と云ふ夢の判断
- ニ、災難や病氣にかゝらぬために種々の文字を書いた紙片を門口に貼るとか、咒文を唱へたりする咒の類
- ホ、狸、犬神、狐、死靈、生靈等が人に憑依すると云ふ類
- ヘ、以上の爲に祈禱をすれば病氣や憑依なども去ると云ふ類
- ト、家相などと稱して意味なき家作の變更をなすが如き類。家相全部が迷信ではない。
- チ、神に誓約又は報告の意味でなくて私利私慾を祈願するの類

以上の中にも其の方法や根本觀念がよければ迷信とならぬものもある。各地方に於ては迷信に關する調査をなし、處女會等に於ても極力其の打破に務むべきである。殊に女子には此の弊が多いものであるから此の事業も餘程肝要である。只一時に之を一掃しようとして、却つて地方の民風を荒ますやうなことがあつてはならぬ。主婦會等ともよく協議して實行の出來易いものから初めるがよい。女人禁制のお山などが近來科學的の頭でドン／＼征服されて行くのは愉快であるが、一面から考へると何だか世界の神祕が破壊せられたやうな氣もする。そこには寺なり神社な



りの崇敬味が女人によつて冒瀆されると云ふことのないやうに所謂俗化されないことに努めなければならぬ。

## 己、娛樂及び趣味

處女會として獎勵すべき娛樂と云ふことは二つに考へられる。

一は處女會が行ふ共同的の娛樂、二は處女會員各個の娛樂である。

併しながら兩者は實質から云つて異なるものは少く大抵は同一であるものが多い。例へば音樂、運動、讀書、見學、旅行、活動寫眞等にしても個人としても娛樂であるが、又會としても共同的に行ひ得る娛樂である。娛樂は互樂であり共樂でなければならぬ。花卉を作るとか小鳥や鳴蟲を飼育するが如き獨自的な娛樂も之を共同してやる所に却つて價值が生ずる。

娛樂と趣味との別は明瞭ではないが、娛樂は精神及び身體に對する慰勞であり、趣味は吾人の心から噴き出づる積極的な美に對する追求の感情である。兩者は勿論利益から超脱してゐるが趣味の方は更に高尚な情から成立する。而して趣味は單に美のみではなく、眞に對しても善に對しても表はれる。學問に對する趣味や道德に對する趣味と稱すものがそれである。

如何なる娛樂も單に慰安ではなくして趣味化する事が出来るものである。例へば處女會で音樂會を開いたとする。最初は面白半分で慰勞と云ふ意味に過ぎなからうが、會員が段々音樂を練習するやうになり、やめるにもやめ

られぬ、飯よりも好きだと云ふ風になつてくれれば最早娛樂ではなくて趣味となつたのである。さうすれば趣味とは娛樂の徹底したものと云ふにさうとも限らない。娛樂と同時に津々として吾人の感情をそより崇高なる情操を誘起せしむるに足れば既に趣味を發生したのである。娛樂は淳美なる趣味を涵養するものでなくてはならぬ。一時の感興に投ずるだけでは大なる價值はない。況んや人の弱點に乗ずるものでは語るに足らぬ。

### 處女會の娛樂施設

として舉ぐべきものは餘りに多くはない。併しながら余は左記のものを以て處女會及び處女會員の娛樂としたいと常に思つてゐる。

イ、音樂(琴、三味線、長唄等をも含む)

ロ、運動體育に關するもの(前述)

ハ、盆踊

ニ、觀櫻、紅葉狩等

ホ、螢狩、蕨狩、若菜摘、蕈狩等

ヘ、活動寫眞

ト、寄席芝居

チ、生花挿花

リ、茶の湯

ヌ、和歌俳句



- ル、小禽飼育、鳴蟲飼育等
- ヲ、園藝
- ワ、讀書及び讀書會
- カ、寶探
- ヨ、福引
- タ、謠曲
- レ、俗謠及び琵琶歌
- ソ、歌劇
- ツ、活人畫
- ネ、舞踊

以上列記したもの、中には或は智徳に關するものあり、或は體育に關するものあり、或は娛樂を副二の目的とするに過ぎざるものあり、既に述べたる所もあれば茲には就中娛樂として重要なもの數種につきて述べることをする。

### 一 音 樂

音樂とは西洋の器樂や聲樂や弦樂許りでなく、茲には日本本來の琴二味線等の器樂や義太夫長唄等をも加へて考へて見たい。又尺八とか笛とか太鼓とか鼓の如きも考察せなければならぬ。西洋樂はまだ日本人の趣味に合致しな

い。和樂は其の教授の困難であつて又動もすれば退嬰的な氣分を生ぜしめると、その當事者が世間から一段下に見られてゐるものが多く、眞に藝術家として尊敬されてゐないと云ふ點から、從來音樂と云へば直に洋樂を意味する様な次第であつた。併し門外漢たる余輩より見ても日本固有の音樂には國民性も表はれてゐるし、島國日本の神祕をも含蓄してゐるやうに思はれる。其の之を聴くと之を自ら物するに論なく、之を透して日本趣味を體驗し得ると云つてもよい。義太夫が我が國民に如何なる感化を與へたるかは皆人の知る所であつて、單に勸善懲惡と云ふ上から見れば修身講話や説教より數等上の效果があつた。自分の郷里は阿波であるが無智文盲なお上さんでも義太夫のサワリ位は暗んじてゐるので、子供を戒めるのにも仙臺萩や一之谷の三段目でやる。それが直説法な懲戒よりも温みがつツブリあるやうに思はれる。今でも自分は幼い時の母の義太夫訓戒が耳に残つてゐるやうに思はれてならない。

處女會員などにも餘裕のある所では三味線位は手ほどきでも教へるやうにし、又義太夫の一段位は教へてもよいと思ふ。處女達の生活に隙を與へぬと云ふことはやがて生活をして淳化せしむる所以である。冬の休などに立派な先生を雇つて義太夫の一齊教授などをやるのも妙ではないか。其の前に文部省などで日本音樂を樂譜によつて教授し得るやうにせよと、最近に於て建議が何處からか出た筈である。至極結構のことと思ふ。日本音樂を藝者や役者の占有に委して何時までも捨て、おくべき秋ではない。

琴の練習は一部の富者に限られてゐるが之も出來得れば廣く處女會員中の有志の者にやらせたい。琵琶でもよし何でも一つの音樂は修業をする様にしたい。生活に餘裕がなければ出來ぬと云ふ程のものではない。今日處女會等で音樂會でもやれば大抵は富豪のお嬢さんのみで占領され、其の他のものは恨めしさに聴いてゐる許りである。



之では却つて悪い感じを與へる。娛樂も趣味も民衆化する所に價値がある。

二二二

處女會では年に三四回は音樂會を開催するを可とする。過渡期に於ては單に聴くと云ふ許りであつてもよい。演奏者は學校の先生や生徒や一部の會員又は斯道の名人でもよい。併し將來は是非會員たるべきものは何か一曲はやると云ふことにしたい。

處女會の會歌と云ふのも一つは娛樂ともなるものである。勿論會歌又は團歌はそのみではなく、團の精神並に會員としての希望を言葉で表したものであるから單に娛樂のみではない。而して會員が常に之を口ずさむ様にならなければ眞の價値はない。會歌の歌詞中には随分駄作も多い。折角のことであるから斯界の人にも批評を仰いで少しは藝術的作品の匂をさせたい。曲に至つては作曲の何たるを解せないものが作つたものが多いやうである。何とかしたいものである。左に參考の爲各地優良處女會歌の數種を紹介する。

◎長井村處女會歌 (兵庫縣城崎郡)

- 一、澄める長井の川のべに  
影をうつして行く水な  
　　咲く姫百合のいさぎよく  
　　くみて清めん己が徳
- 二、操正しき白菊の  
　　香るを日頃のかてとして  
　　軒端の霜にいと高く  
　　いよゝ高めん己が徳
- 三、道につゝしみ業はげみ  
　　里に平和の神となり  
　　老や若きないたはりて  
　　家名舉ぐるぞつとめなる

四、來れ乙女子道の友

共にきばめん女子の道

清く樂しき我が庭に

共につくさん道のため

◎立子山處女會歌

(福島縣)

- 一、  
春は櫻の不忘園  
秋は紅葉の蓬萊山  
何れ劣らぬ眺かな
- 二、  
山は緑に水清く  
自治協同に名を得たる  
これぞわれらの生れし地
- 三、  
榮ゆく御代に生れあひ  
乙女われらぞ嬉しけれ  
婦徳を磨き身をばねり
- 四、  
夏は螢の立田川  
冬は雪積む館の山  
嗚呼なつかしの立子山
- 地のに人の和をそへて  
嗚呼なつかしの立子山  
これぞ我等の故郷なる
- 平和の村に生ひたちし  
すめ大御言かしこみて  
處女のはこりを身にぞ得ん



庭の撫子園の梅

匂はん色のなつかしや

強くやさしくやがてまた

恵の露にうるほひて

八年の學業いそしみて

花咲く春をかざらなん

◎宮城縣下増田村處女會歌

(處女會中央部撰野の幸)

(一)霞にほゝむ岡への櫻

鶯、雲雀の樂しき歌も

野を守る少女の我等が幸ぞ

(二)はたらきをはりて木蔭にのめば

はたらきをはりて川邊にたてば

野を守る少女の我等が幸ぞ

(三)雨にも風にも心をつくし

ゆたけくみのりぬ御國の寶

野を守るをとめの我等が幸ぞ

(四)木枯深雪を物ともせず

やみにもかほれる強さをおもへ

きげよや女神の尊き御こゑ

陽炎燃えたつ廣野の藁

これみな樂しき女神の驗

野を守る少女の我等が幸ぞ

あふるゝいづみの冷たいかなや

頬を吹く風のすゞしいかなや

野を守る少女の我等が幸ぞ

夜に日にそだてし山田の稻は

まじめにはげみし報をみせて

野を守るをとめの我等が幸ぞ

野みちにたにまに白梅紅梅

をとめのわれらもかくこそあらめ

つよくやさしくまじめに働け

◎愛媛縣三島處女會歌

一

三島の里に生れたる

赤き心の一すぢに

二

三島の里に生れたる

松の緑の一すぢに

三

三島の里に生れたる

研く智徳の一すぢに

若き少女に誠あり

流れてつきぬ廣見川

若き少女に誇あり

操はたかし戸祇の山

若き少女に望あり

響はつきじ理想の地

◎奈良縣本郷婦人會歌

(採郷土歌を兼ねて)

一、古りし神代の芳ばしき

流れも清き水上に

二、これぞ我郷墳墓の地

秋は織りなす紅葉の

三、戸数は千餘七百の

歴史語るや宇陀川の

平和を誦ふ里一つ

春は櫻の花衣

眺めもあかね天地や

民草こゝに榮えつゝ



- 一つ心に陸じく
- 四、朝夕仰ぐうぶすなの
- 五風十雨の幸ひを
- 五、そそりて立つや経が塚  
連る山も將た谷も
- 六、利鎌に刈るや八束穂の  
殖林養蠶養雞と
- 七、春の耕し夏の水  
人とし人とならんため
- 八、御代の恵に集ひよる  
智徳を磨き技を鼓ひ
- 九、かくて産業日に進み  
いと美しき里風は
- 一〇、いざ立て奮へ大正の  
かゝる我等が双の肩
- 勵みきそふや父祖の業
- 八阪の森は神さびて
- 生業ふ民にたまふなり
- ゆかりも深し鎌足公
- 無盡の富を蔵したり
- 其の名知られし本郷奉
- 務は多し束の間も
- いそむ業のいとまにも
- 勵むや青年婦人会
- 健兒一百朝夕に
- 有爲の民とならんため
- 勤儉淳朴人情の
- かゝるかをちの里かけて
- 富國利民の礎は
- 奮闘努力諸共に

二 盆 踊

盆踊は民衆化せられたる舞踊である。之を保存し改良して奨励することは目下の急務と信ずる。殊に農村にては之に代はるべき新娯樂を見出し難い。近時社會教育の聲が盛んとなつて漸く盆踊の禁を解く地方が多きに至つたのは甚だ喜ばしい次第である。併し其の所作とか音頭には改善の餘地もあり、開催の方法には文化的の企がなくてはならぬ。アイヌ踊を去ること遠からぬ踊りでは今日の民心に投ぜない。少しく教育でも受けたらぬのは恥かしくて踊れぬと云ふのでは駄目である。

さうかと云つて餘りに實利的な農業の話だとか肥料配合だとか養蠶法とかを音頭の文句にしたものでも馬鹿らしい。藝術的でなければ永く深く民心の偲仰をうくる譯には行かぬ。それには義太夫くづしと云つて余の郷里にある盆踊の音頭などは餘程面白いと思ふ。仙臺萩とか忠臣蔵とか云ふ義太夫を踊に合せる様に節付したもので、其の師匠と云ふものも立派な格式を持つてゐて、弟子入をするには師弟の禮を執らなければならぬ。音頭がそれであるから踊までが生々としてゐる。シヨーク、ホッコイ、シヨーク、ホッコイのアイヌ踊に似た諸國の踊などとは比べ較にならぬ。之も矢張情趣に富んだ義太夫國の特産である。

盆踊は學校の校庭で行ふことにしたい。さうして夜間は十二時限りとし成る可く月夜を選びたい。或は從來のやうに假装をする地方では之を禁じたい。俗惡な假装よりも清潔なる服装が如何に藝術的であるか解らぬ。自分の郷里では勿論假装は一切やらぬ。鳥取縣では盆踊の改善に就きて前述のやうなことを定めてゐる。

歌詞の改良については各地に於て試みてゐるが、今一例として山梨縣北巨度郡小泉村の盆踊歌を左に紹介する。

○ 小泉村盆踊の歌



流行り簪髪かたちより直な心が美しい  
 意氣な刈萱仇めく桔梗そして風情な女郎花  
 岩間がくれのつつじでさへもゆる思ひの色に咲く  
 可愛らしいのは豌豆の花よ花は小花でこむらさき  
 心あり氣にちり込む花を乗せて棹さす筏舟  
 一人山路は物すごござる早く聲出せほととぎす  
 よしや今宵は疊らばくもれとても涙でみる月を  
 好いた水仙好かれた柳心石竹氣はもみぢ  
 千里胡沙吹く風さへ絶えてさびし馬子唄冬の月  
 山を通ればいばらがとめるいばらはなしやれ日かくれる  
 山家なれども我古里は柴の庵もなつかしや  
 蛙なくさへ恨のあるにまして寝ざめのほととぎす  
 飾る花壇の窠窟よりもわたしや野菊の亂れ咲  
 望みある身は谷間の清水暫し木の葉の下くゝる

三 活動寫眞

何と云つても近時に於ける娯樂界の王は活動寫眞がある。今日では其の利用を如何にすべきかと云ふ迄に進んでゐる。青年會員や處女會員は常設の活動寫眞を観ると云ふ以外に、一ケ年に三四回は會として活動寫眞會を催して一般町民を集め娯樂に資することにした。其の方法は別に困難なものではなく、唯男女席などを分つとか、多数の観覧者ある場合には特に取締上や衛生上に注意すればよい。最近には各郡市共活動寫眞機を備付け、適當の映畫を選んで組織的に町村又は区域内を巡回してゐる。寔に喜ばしき現象である。

文部省に於ては夙に此の方面の改善に努め映畫の認定及び推薦の制を布いてゐる。認定と云ふのは教育上弊害なしと認められたもので、推薦とは寧ろ藝術的にも教育的にも推薦するの價値あるものである。左に参考の爲最近官報所載にかゝる最初よりの推薦映畫目錄を掲げる。

◎ 文部省推薦映畫目錄

番 號	題 名	卷 數	種 別	判 別	所 有 社	和 洋
1	聾盲啞者ヘレンケラー	7	史 劇	教育、成人	國 活 社	洋
2	コロンブス一代記	6	同	教育、一般	同	同
3	家庭の女	5	諷 刺	藝術、一般	日 活 社	同
4	鳥 人 歌 人	7	活 劇	娯樂、一般	大正活社	同
5	エドガールのハムレット	2	少年喜劇	娯樂、成人	同	同



37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	22	22
東宮殿下御渡歐實況	東宮殿下御渡歐實況	東宮殿下歐洲御巡遊發途の景	皇太子殿下御渡歐奉送實況	國際オリオンヒツク大競技	新スクリオンマガジン第十	國際時報第一號第十九	世界の奈落	海上の狼狩	ヒボコ	暗の中の飛躍	赤熱の十字架	天空の女	守錢奴の悔悟	寶島	食人島に難破
2	1	1	1	1	1	1	4	1	2	6	7	5	5	6	6
同	同	同	同	同	同	同	同	實寫	喜劇	活劇	同	人情	文藝	少年劇	實寫
同	同	同	同	同	同	同	同	教育、一般	娛樂、成人	娛樂、一般	同	娛樂、成人	同	藝術、一般	教育、一般
松竹社	大正活社	日活社	國活社	日活社	同	ユ社	日活社	同	大正活社	日活社	大正活社	同	ユ社	日活社	ユニバーサル社
同	同	同	日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	洋

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
青い鳥	パテール週報四十三號	タコマ附近の風景	綿の境界	アルプス登山鐵道	ニューヨーク見物	ナイヤガラ瀑布	羅府の石油田	アロンクス動物園	カーネギー天文臺	美しきバサテナの町	お化けトラランク	母の留守	學校の友達	お菓子のお使ひ	日曜學校
6	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
童話	同	同	同	同	同	同	同	同	同	實寫	喜ベシ畫	同	同	同	少年喜劇
藝術、一般	娛樂、一般	同	同	同	同	同	同	同	同	教育、一般	同、一般	同	同	同	娛樂、成人
國光商會	日活社	同	國活社	同	同	同	同	同	同	松竹社	日活社	同	同	同	大正活社
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	洋



69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54
ワイツフメスの細	トムジョンを待ち受けて	誰の罪	ミラクルマン	補公一代記	本然の心性	リガダンの心情	二人の夕刊	夕刊	鳥と花	釣魚狩	古城の廢止と海中動物	黄金の神	信仰	何香何番	七不思議の一
1	1	4	8	4	4	2	5	4	1	1	1	5	5	2	1
同	喜劇	人情劇	正劇	史劇	人情劇	喜劇	人情劇	新派劇	同	同	實寫	人情會社劇	宗教的人情劇	喜劇	實寫
同	同	娛樂、成人	藝術、成人	教育、一般	同	同	娛樂、成人	教育、一般	同	娛樂、一般	教育、一般	娛樂、成人	藝術、成人	娛樂、成人	教育、一般
同	同	映畫交換所	同	日活社	同	映畫交換所	同	同	同	同	松竹社	同	同	日活社	日活社
同	同	同	洋	和	同	同	洋	和	同	同	同	同	同	同	同

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38
熱球飛ぶ	忠臣蔵	全国スキー大会	日本スケート大会	戸山學校生徒の體操	交通大宣傳會實況	交通事故のいろいろ	山を抜く力	雛祭の夜	路上の靈魂	女は鬼門	テキサスの小英雄	噫川島逡巡の死	野生の女	燃えさかる焔	良妻賢母
5	10	1	1	3	1	1	5	4	8	5	2	5	5	6	6
正喜	舊劇	同	同	同	同	實寫	喜活	童話	社會	正喜	正劇	新派	人情喜	人情	喜劇
娛樂、成人	同	同	娛樂、一般	同	同	教育、一般	娛樂、成人	娛樂、一般	成人、藝術	娛樂、成人	娛樂、一般	教育、一般	同	娛樂、成人	娛樂、一般
團活社	日活社	同	同	國活會	同	交通事故防止會	松竹社	大正活社	松竹社	日活社	ユ社	日活社	松竹社	同	國活社
洋	同	同	同	同	同	日	洋	同	日	同	洋	日	洋	同	洋



100	99	98	97	96	85	94	93	92	91	90	89	88	87	86
信州墓参乃木將軍	發芽と開花	乙女は死を決して	小天使	身代り父	靈魂の不誠	最近の薩吟噓と派遣軍	一太郎やあい	皇太子殿下御外遊實況	知らざる妻	大冒険	大疑問	縁の捨兒	アルプス横断飛行	日本アルプス縦断
	1	5	5	1	7	4	3	11	5	5	6	5	3	3
琵琶劇	實寫		家庭劇	喜劇	禁止喧傳劇	實寫	教訓劇	實寫	同	人情劇	諷刺劇	正喜	同	實寫
同	教育、一般		同、成人	娛樂、一般		同	同	教育、一般	同	同	同	娛樂、成人	同	教育、一般
松竹社	日活社		名畫洋行	國活社	松竹社	仙臺キリス ト青年會	松竹社	日活社	同	±社	中外協會	同	國活社	松竹社
和	洋		洋	同	洋	同	同	同	同	和	同	同	洋	和

85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
雲上の國	新聞になるまで	感化院の娘	マセラノ海峡の海豹狩	運動の解剖	まだ喰ひ度い	自然然兒	水郷の歌	エドガーの名探偵	壯麗なる巴里	英京の觀兵式	我若し王者なりせば	樂長の	偽唇	荒男と小供	模範兵士
	1	5	1	1	2	5	5	2	1	1	8	1	7	5	5
同	實寫	正喜	同	實寫	喜劇	正喜	悲劇	喜劇	同	實寫	史劇	正劇	同	同	人情劇
娛樂、同	同、一般	教育、成人	娛樂、同	教育、一般	同、成人	娛樂、一般	藝術、成人	娛樂、一般	同	教育、一般	娛樂、同	藝術、同	同、成人	同、一般	娛樂、成人
松竹社	報知新聞社	同	松竹社	同	同	同	同	同	同	大正活社	同	同	松竹社	同	日活社
洋	和	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	洋



なほ認定映畫ではあるが處女會の研究者故天野藤男氏の創作にかゝる「都に憧れて」の如きは農村處女が徒に都會に憧憬して故もなく家を出づるものにはよい教訓劇である。處女會などで映畫を選ぶ場合には餘りに感情をそゝるやうな痛烈なるものは採らぬがよい。寧ろ今日の處女は樂天的に活々とした元氣を保つやうに教養せなければならぬので、活動寫眞などでは餘り涙を流すやうなもの許りは採りたくない。

#### 四 寄席芝居

寄席や芝居のある所では處女會員に之を娛樂として利用せしむることは當然である。會規を以て寄席芝居に行くことを禁じた所もあるが、云ふべくして行はれぬ許りでなく、却つて其の利用に疎いものと云つてもよい。少くとも町村を改善せんとする程のものは寄席芝居を左右して之を改善せしむる位の覺悟がなくてはならぬ。全部迄も改善せしめ得ないとしても、時には高尚優雅なる娛樂を提供せしめ、青年會員や處女會員總見の舉に出でる位にしたい。然らば勢ひ寄席や芝居の興行主も教化と云ふことをも理解するに至るであらう。教化と云つても一にも二にも教訓的のものと云ふのではない、藝術味もあり高雅なる趣味を養ふに足るものであれば之をも教化的と稱したい。夫故時には田舎廻りの大根役者の芝居でなく、一流の藝術にも觸れしめる必要がある。低級なる趣味に満足せしめやうとするのが仰も誤りである。人形芝居の役者なども近時墮落したが、昔は藝の達者なものも多かつたし、又之を鑑賞する人も少くなかつたやうに思はれる。

#### 五 俗 謡

一の音樂の所でも一寸述べておいたが俗謡及び俗歌の改良と云ふことも必要な教化問題である。俗歌の曲には今日の儘でも恥しくないものがある。曰く博多節、曰く追分、曰く出雲節（安來節）、曰く木曾節、曰く磯節、曰く佐渡節、曰く松前節、吾人はその一としてこれ等の曲を不可とする點を發見し得ない。古くは二上りや米山甚句、さては近くは鴨綠江節、何ぞ其の情調の淳美なる、

男許りが歌を歌ふべきものではない。夫唱婦和は單に言語進退のみではない。女も大いに歌はなければならぬ。然るに現今の歌詞には余蘊も満足するものではない。盆踊の文句と同じく改善されなければならぬ。併し戀愛に關することは嚴禁せねばならぬとは認めぬ。お染久松でも立派な詩人が作つた詩ならば却て親孝行の歌よりはよい。博多節の文句の「博多帯しめ……………歩く姿か柳腰」でも二上りの文句の「一度は氣やすめ……………」でも別に卑穢だとも風俗悽亂とも思へぬ。俗歌の改良を企てるものは此の點に一考を煩はして貰ひたい。

俗歌は矢張粹を集めて印刷にでもし其の歌ひ方は教授したいものである。學校の唱歌が到底學校外に出づることの出来ない今日に於ては俗歌俗曲の改良を以て之に代ふるの外に途はない。

#### 六 歌 劇



少女歌劇で思ひ付いたものではない。現今各地の小學校及び女學校等に於ても歌劇は相當に行はれてゐる。其の結果から見ても處女會に之を勧めたいと思ふ。題材に適當なものを選べば弊害はない。安芝居の様に脂粉をコテ／＼施さなくても出来るものである。さうして楠公父子や靜御前であれば誰も異論はなからう。ノラなどを出しては物議を起すが。

### 七 和歌及び俳句

文藝趣味に就きては茲に詳述するを得ないが、處女の生活を美化し善化するには少くとも和歌や俳句位の句作にふけらすことを必要とする。一ヶ月に一回位は一句を出さしめて廻覽するなり又は互に點をつけるも妙である。歌作でもやらせて居れば漸次上達するものである。神社などの献句も今は流行せぬ様になつたが田園趣味の鼓吹の爲にもよい企である。處女會員凡てに強ひなくとも一部のものでもよいが、出来得れば多数を包容したい。案外藝術的天才を有するものが田園の中から見出されるものである。今日では高等の教育を受けたもの、中から藝術家が表はれてゐるやうであるが、それは田園に住つてゐるものが昔のやうにその天才を發揮しようと努めないからである。

### 八 娛樂會

娛樂會と云ふものを時を定めて開くがよい。今日のやうに講演會の後で餘興的にやることも必要ではあるが、ゆつくりと樂しみますと云ふには一日半日を與へて眞に愉快に過さしめるに限る。處女會員のみに限つてもよし、又婦人子供に限つてもよし、又一般民衆の爲に開いてもよい。處女會が主催となつてやる時にはそれに相應したやうに施設すべきである。

娛樂施設に要する費用は處女會の經費でやつてもよく又寄附金によつてもよい。餘裕のある家庭の處女で嫁入をする時とか或は嫁となつて来た場合だとか、又は老人の喜壽の祝などには飲食の費に多くを費さないで、多少の金を割いて娛樂會などを開くは寔によい思ひ付である。又成功して歸つた人々が郷土の人々と奮交を温める爲に娛樂會などを開くも結構であつて、費用の上から云つても、社交の上から云つても大に獎勵すべきことである。之が盛榮から出てはならぬことは云ふまでもない。

尙参考として文部省に於て調査したる娛樂に關する數表を左に掲げよう。





遊山	雨乞踊	挿花	浮立	青年競技	盤持	祭踊	擊劔	狩獵	煙火	八木節	演劇	大弓	萬歳	江洲音頭	諸曲
											—			—	—
				—	—	—							—		
	—		—				—	—	—						
												—			
—		—										—			
—															

娛樂名	順位	首位	次位	三位	四位	五位	計
草角力	一四	—	一六	八	二	—	四一
村芝居	一七	四	—	—	—	—	三七
盆踊	八	—	—	—	—	—	三六
浪花節	四	—	—	—	—	—	二四
活動寫眞	—	—	—	—	—	—	一〇
圍碁	二	—	—	—	—	—	九
將棋	—	—	—	—	—	—	八
義太夫	—	—	—	—	—	—	八
神樂	—	—	—	—	—	—	六
競馬	—	—	—	—	—	—	三
講談	—	—	—	—	—	—	二
尺八	—	—	—	—	—	—	二
ニヤカ	—	—	—	—	—	—	二
闘牛	—	—	—	—	—	—	二

◎全国の地方地に於て喜ばるゝ娛樂種類と府縣數表（大正十年十二月現在）



計	節劇
四七	一
四七	四六
四七	四二
四七	二五
四七	二〇七

◎全國の都會地に於て喜ばるゝ娛樂種類と府縣數表（大正十年十二月現在）

娛樂名	順位	首位	次位	三位	四位	五位	計
活動寫眞		三九	六	一			四六
浪花節		一	九	二〇	四	一	三五
芝居		三	一七	七	三	一	三一
義太夫			四	八	一	三	二六
園碁			二	三	五	四	一四
觀劇及演劇		二	五	二	一		一〇
講曲		一	一	二	五	一	一〇
講談及落語		一			一	二	四
將棋					二	一	三
琵琶						三	三
野球			一			一	三

計	探勝	登山	鼓馬	觀櫻	釣魚	音曲	玉突	歌留多	角力
四七									
四六					一				
四五			一					一	
三七				一		一			二
二二	一	一					二	一	
一九七	一	一	一	一	一	一	二	二	二

◎各府縣の地方地にて喜ばるゝ娛樂表（大正十年十二月現在）

道府縣	首位	次位	三位	四位	五位	計
北海道	園碁	將棋	浪花節	盆踊		四
東京	村芝居	草角力	盆踊	浪花節	義太夫	五
京都	講談	演劇	運動會	盆踊		四











總計	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	廣島
	同	同	同	活動寫真	芝居	活動寫真	演劇	芝居	同	同	同	同	活動寫真	同
四七														
	演劇	浪花節	運動會	芝居	活動寫真	浪花節	同	活動寫真	野球	芝居	義太夫	芝居	園碁	同
四七														
		芝居	浪花節	同	義太夫	芝居	浪花節	諺曲	鼓馬	同	同	浪花節	演劇	歌カルタ
四六														
		園碁	義太夫	園碁		義太夫	園碁			諺曲	園碁		將棋	野球
三七														
		珠碁	玉碁	諺曲		カ ル タ		將棋					琵琶	
二二														
一九九	二	五	五	五	三	五	三	五	三	四	四	三	五	四

岡山	鳥根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨
活動寫真	演劇	同	活動寫真	諺曲	同	同	同	同	同	同	同	同	同	活動寫真	同
芝居	活動寫真	同	芝居	魚釣	芝居	義太夫	諺曲	演劇	同	芝居	浪花節	演劇	同	芝居	浪花節
同	浪花節	諺曲	浪花節	觀劇	浪花節	同	芝居	同	浪花節	義太夫	芝居	同	浪花節	園碁	同
	角力	浪花節	義太夫	音曲	花角力	諺曲		同	義太夫	觀櫻	義太夫	園碁	諺曲	浪花節	義太夫
	園碁	義太夫			登山	浪花節			園碁			義太夫	園碁		
三	五	五	四	四	五	五	三	四	五	四	四	五	五	四	四



## 庚、女子補習教育

## 總 說

補習教育の振興の必要に就きては今更説する迄もない次第であるが、從來の補習教育は殆んど男子に限られ女子を度外視したるかの如き感があつた。女子に對しては單に農閑期に於て裁縫を課する所謂裁縫學校を以て足れりとしたやうであつた。然るに時代は最早女子の教育程度を高めなければならぬと云ふ聲に促がされて、地方に於ては大部分の女子に對して中等程度の普通教育を施さなければならぬと云ふ考から村立とか組合立等で實科高等女學校や女子實業學校などが設けられてゐる。補習教育の目的もまた昔時の如き裁縫のみに限ることを許さなくなつたのである。工場でも少しく教育的の施設をしようと試みてゐる所では女學校と稱して、高等普通教育を簡便に施さうと苦慮してゐる。

補習教育の獎勵に對しては政府及び府縣に於ても各相當の補助金や獎勵金を交附したり、各種の勸奨施設をしてゐる。殆んど各府縣に設立せられたる補習學校教員養成所の如きも其の一である。併しながら未だ女子補習學校の振興に對しては一つも見ればべき施設がないのは甚だ遺憾なことである。又一面女子教育家が學校内にのみ没頭して殆んど補習教育等に對しては之を顧みざるが如き態度は大に謬れるものである。

補習教育と職業指導とは離るべからざるものであつて一面から見れば補習教育は職業指導であるとも云へる。然

るに從來我國の補習教育は殆ど此點に無關心であつたか乃至は之を目的としても事實は遠く之と離れてをつた。農業補習學校が農業の指導の上には左程に役立たなかつたのを見ても之を知るに足るのである。併し之は不徹底な教育の罪であつて、決して補習教育を自身に到底職業指導と相容れないとか、又は之に對して何等の効がないと云ふべき性質のものではない。

補習教育と云ふ意義は頗る廣汎なものであると云つてもよい。法制の示す所によると、別に他の實業學校などや職業學校と差異がない高い程度の補習學校をも設け得るのであつて、現在に於ても實業學校より程度の高くつて内容の整備したものが幾何もある。法制に示す所の補習學校と云ふ意味でなく、補習教育即ち實務に就いてゐるもの乃至は就かんとするものに簡易適切な方法で實用的の教育を施すと云ふ意義からであれば、今日の實科高等女學校で之に屬するものは多いのである。爲に其の學校の價值が下つたのではなく、極めて地方化したる學校となつてゐるのである。寧ろかくなることがさう云ふ學校としては當然でなければならぬ。

政府は實業教育を振作せんとして大正九年十二月實業學校令を改正し、續いて補習學校に對しても文部省令第三十二號を以て其の規程を改正し從來の面目を一新したのである。而してなほ實業補習學校教員養成所令を發布し又實業補習教育費國庫補助の途を開く等補習教育上には多年の宿題を解決した。

## ◎ 實業補習學校規程改正の要旨



實業補習學校の設置課程教科編成等に就いては文部省實業事務局に於て示したる實業教育法令改正の要旨中實業補習學校規程の改正の條を参照して考覆研究するを要する。左に參考として之を掲げる。

實業補習學校規程改正ノ要項

- (一) 從來ノ簡略ナ規程ヲ改メ其ノ内容ヲ整備シ施設上準據スベキ所ヲ示シタコト
- (二) 實業補習教育ノ本旨ヲ明カニシタコト
- (三) 課程ヲ分チテ前期後期トシ其ノ修業年限及教授時數ニ付標準ヲ定メタコト
- (四) 前期後期トモ相當普通學科目ヲ必修科目トシ殊ニ前期ニ於テ之ニ重キヲ置イタコト
- (五) 職業ニ關スル科目ニ付テハ前期ニ於テハ主トシテ職業ニ關スル基礎的知識技能ヲ授ケ發期ニ於テハ特ニ職業ノ種類ニ應ジ適切ナル事項ヲ擇ビテ授ケシメルコト、シタコト
- (六) 法制上ノ知識其ノ他國民公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニ力ムベキコトヲ明カニシ其ノ他教養上特ニ留意スベキ事項ヲ示シタコト
- (七) 女子ニ關スル規程ヲ設ケタコト
- (八) 學科目ノ分合並隨意科目選擇科目等ニ關スル規定ヲ設ケ生徒ノ學力職業ノ種類等ニ應ジ教授事項ノ選定宜シキヲ得シメタコト
- (九) 高等ノ實業補習學校ノ設置ヲ認メ又卒業後ノ學習ニ關スル規定ヲ設ケタコト
- (十) 實業補習學校ハ之ヲ學校、試驗場、講習所等ニ併設スルヲ得シメタルコト

- (十一) 教授上ノ設備ニ關スル規定ヲ設ケタコト
- (十二) 短期間特種ノ事項ヲ授ケル爲隨時講習ヲ爲スヲ得ル規定ヲ設ケタコト
- (十三) 學校ノ名稱ニ關シ規定上制限ヲ設ケメコト、シタコト

同前説明

(一) 從來ノ簡略ナ規定ヲ改メ其ノ内容ヲ整備シ施設上準據スベキ所ヲ示シタコト  
 實業補習學校ニ關スル從前ノ規程ハ頗ル簡略テ修業年限、教授時數等ニ付何等ノ制限ナク學科目ノ如キモ取捨選擇ノ範圍廣ク殆ンド據ルベキ所ヲ示サナカツタ爲斯教育ノ施設極メテ區々テ其ノ組織整ハズ内容亦適切テナイモノガ甚ダ夥クナイ蓋シ此ノ如キ自由寛容ノ規程ハ斯教育ノ普及促進ヲ最モ必要トシタ過去時代ニ在リテハ止ムヲ得ナイ所デアツタガ補習教育ヲシテ教育制度上有力ナ地位ヲ確立セシメルコトヲ必要トスル今日トナツテハ之ガ内容ノ整備充實ヲ圖リ施設上則ルベキ所ヲ明カニスルヲ緊切ト認メ新規程ニ於テハ修業年限、教授時數ニ付標準ヲ示シ又學科目其ノ他主要ノ事項ニ關シ相當據ルベキ所ヲ定メルコト、シタ

(二) 實業補習教育ノ本旨ヲ明カニシタコト  
 從來補習教育ノ目的ハ之ヲ一般實業學校ノ目的中ニ包括セシメ斯教育ニ關シテハ僅ニ訓令等ニ於テ其ノ本旨ヲ示シタニ過ギナカツタケレドモ實業補習教育ハ其ノ使命極メテ重大デアルカラ其ノ本領ノ存スル所ヲ明確ニスルノ必要ガアル依テ今回改正ニ際シ特ニ實業補習學校ハ小學校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ從事スルモノニ對シ職業ニ關スル知識技能ヲ授ケルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ本旨トスベキヲ示シ斯教育ノ趣旨本領ヲ明カニシタ



(三) 課程ヲ分チテ前期後期トシ其ノ修業年限及教授時數ニ付標準ヲ定メタコト

實業補習學校ノ修業年限及教授時數ハ土地ノ情況學科ノ種類等ニ依リ固ヨリ之ヲ一律ニ律スベキナイケレドモ從來施設スル所長短ノ差甚クシク其ノ適度ヲ逸スルモノ亦尠クナイ例ヘバ期間ガ餘リニ短クテ教養ノ目的ヲ達シ得ナイモノアリ或ハ年限著シク長キモ一年ノ教授時數甚ク僅少ナル爲却ツテ授業散漫ニ流レ緊張ヲ缺キ充分其ノ實績ヲ學ゲ得ナイモノモアル依ツテ新規程ニ於テハ斯教育ノ本旨ニ照シ又一面地方ノ實情ニ鑑ミテ適當ナル標準ヲ定メテ即チ修業年限ハ尋常小學校卒業者ヲ基準トシテ四年又ハ五年ノ程度ニ於テ之ヲ定メルヲ最モ適當トシ其ノ課程ハ入學者ノ資格ニ依リテ之ヲ前後ノ二期ニ分ツテ便宜トスル即チ前期ハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ準ズベキ者ヲ入學セシメ其ノ年限ヲ二年トシ後期ハ前期ノ課程ヲ卒ヘタル者高等小學卒業者又ハ之ニ準ズベキ者ヲ入學セシメ其ノ年限ヲ工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ二年農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ二年乃至三年トスルヲ相當ノ標準トスル尤モ必要ニ依リ後期ノ年限ニ一年ノ伸縮ヲ加フルガ如キハ固ヨリ之ヲ防グナイ又毎學年ノ教授時數ハ學校ノ種類學年ノ高低ニ依リ自ラ差異ガアルデアラウケレドモ工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百八十時乃至四百二十時、後期二百時乃至四百二十時ニ於テ農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百時乃至三百二十時後期百六十時乃至三百二十時ノ程度ニ於テ定メルヲ適當トシ之ヲ以テ標準トシタ然シ以上ハ固ヨリ大體ノ標準ヲ示シタニ過ギナイカラ土地ノ情況生徒職業ノ種類等ニ依ツテハ更ニ適當ニ伸縮スルヲ得ベク只從來其ノ時數ノ少キニ失スル學校ニ於テハ事情ノ許ス限リ之ガ增加ヲ圖リ成レベク標準ノ時數ニ違ヒシメナケレバナラナイ前掲ノ學校ノ外他ノ職業ニ關スル補習學校ノ修業年限、教授時數ハ亦右ニ準ジテ之ヲ定メルヲ必要トスル

(四) 前期後期トモ相當普通學科目ヲ必修科目トシ殊ニ前期ニ於テハ之ニ重キヲ置イタコト

學科目ハ從前ノ規程ニ於テハ修身、國語、算術及實業ニ關スル科目トシ實業科目ノ外ハ場合ニ依リ悉ク之ヲ缺グコトヲ得シメタケレドモ僅ニ義務教育ヲ修了シタ者ニ對シテ直ニ職業ニ關スル學科ノミナ課スルハ適切アナイバカリナク此ノ如キ年少者ニ對シテハ寧ロ小學校ノ教育ノ補充ヲ圖リ國民トシテノ一般の素養ヲ完カラシメルコトガ肝要デアアルカラ新規程ニ於テハ修身職業ニ關スル科目ノ外前期ニ在リテハ國語、數學、理科後期ニ在リテハ國語數學ヲ必修科目ト定メタ但シ教授時數少キ場合等ニ於テハ前期ノ理科、後期ノ國語又ハ數學ハ之ヲ缺グコトヲ得シメタケレドモ工業、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ數學商業ニ關スル學校ニ在リテハ國語、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ其兩科目トモ成ルベク之ヲ課スルヲ可トス以上ノ學科目ノ外教授時數多キ場合ニハ尙歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語、其ノ他ノ學科目中ヨリ學年ノ高低生徒職業ノ種類ニ應ジ適當ノ科目ヲ選ビテ之ヲ加設セシメルコト、シタ

(五) 職業ニ關スル學科目ニ付テハ前期ニ於テハ主トシテ職業ニ關スル基礎的知識技能ヲ授ケ後期ニ於テハ特ニ職業ノ種類ニ應ジ適切ナル事項ヲ選ビテ授ケシメルコト、シタコト

職業ニ關スル學科目ハ前期ニ在リテハ主トシテ職業上必要ナル基礎的知識技能ヲ授ケルヲ主眼トシ工業ニ關スル學校ニ於テハ工業大意、製圖、簡易ナル實技等農業ニ關スル學校ニ於テハ農業大意、林業大意、耕種、養蠶等商業ニ關スル學校ニ於テハ商業大意、簿記、珠算、商業文等水産ニ關スル學校ニ於テハ水産大意、漁撈、養殖、製造等ニ付選擇シテ之ヲ定メ其ノ他ノ職業ニ關スル學校ニ於テモ亦此ノ例ニ準ジテ其ノ學科目ノ選定ニ深ク留意セナケレバナラナイ又後期ニ在リテハ職業ノ種類ニ應ジ適切ナル事項ヲ選ビテ之ヲ定メ効果ヲ完ウスルコトニ力メナケレバナラナイ今職業ニ關スル學科目トシテ主トシテ後期ニ課スベキ事項ヲ示セバ左ノヤウデアル

一、工業ニ關スルモノ



機械及電氣ニ關シテハ應用機械學、機構、汽機、蒸氣機關、內燃機關、船用機關、發動機、水力機械、起重機、工作機械、精密機械、製造機械、暖房及換氣、冷蔵、測定及測量機、時計、機械製圖、木型、鑄造、鍛冶、製罐、機械材料、刃物、板金、電氣及磁氣、發電及電動機、電氣機械、電氣器具、電燈及照明、蓄電池、電信及電話、電氣測定及測定機、電氣材料、配線、電鍍及電鍍、電爐、電力輸送、捲線

土木建築ニ關シテハ測量及製圖、道路、橋梁、隧道、水道、鐵道、下水、開墾、河海工、土木施工法、家屋構造、建築製圖、規矩術、鐵筋コンクリート、室內裝飾、家具、建具、塗工、建築板金、鉛工、木工、泥工、煉瓦工、石工、製材、建築材料、構造薄弱、仕様見積

鑛山ニ關シテハ採鑛、選鑛、炭鑛、金屬鑛、石油鑛、製鐵、冶金、鋸鑛爐

交通ニ關シテハ船體構造、纜裝、造船材料、被關車、電車、自動車、航空機、車輛、

化學工業ニ關シテハ分析、燃料、石炭乾留、油脂、化粧品、石鹼、製糖、醸造、木材乾留、染料、顏料、塗料、製絲、酸及

アルカリ、肥料、製藥、製菓、製革、陶磁器、硝子、玻璃、煉瓦、セメント、ゴム、セルロイド、マツチ

染織ニ關シテハ織物原料、紡績、漂白、色染、捺染、機織、織物仕上、メイヤス

工藝ニ關シテハ圖案、彫金、鍍金、鍛金、裝身具、家具、樂器、玩具、木工、竹工、挽物、漆工、塗工、寄木及象嵌、紙器、印刷、寫真、製版、ステンドグラス、モザイク、製本、表裝、革細工、金屬着色、籠細工、廣告圖案、陳列裝飾、

工業一般ニ關シテハ工場衛生、工業法規、工場管理、工業簿記、原價計算

一、農業ニ關スルモノ

作物、園藝、土壤、肥料、作物病蟲害、農具、養蠶、畜産、農産製造、農業土木、農業經濟及法規、林業、水産等

一、商業ニ關スルモノ

商事要項、簿記、商業算術、商品及荷造、商業地理、經濟、商業法規、タイプライチング、速記、廣告等

一、水産ニ關スルモノ

漁撈、養殖、製造、水産動物、水産植物、海洋及氣象、航海及運用、機關取扱、魚類冷蔵、水産經濟及法規等

(六) 法制上ノ知識其ノ他國民公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニカムベキコトヲ明カニシ其ノ他教養上特ニ

留意スベキ事項ヲ示シタコト

實業補習學校ニ於テハ力ヲ技能ノ教育ニ用ヒルノ外重キヲ訓育ニ置キ獨リ修身科等ノ教授バカリテナク適當ノ方法ヲ講ジテ生徒徳性ノ涵養ヲ圖リ思想ノ善導ニ力メルト共ニ法制、經濟又ハ修身、國語等ノ學科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他國民トシテ又公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ又職業ニ關スル學科目ハ勿論其ノ他適當ナル學科目ニ於テ經濟觀念ノ養成ニカメルノハ極メテ緊要ノコトナル殊ニ後期ニ於テハ公民教育ハ職業教育ト相併シテ斯教育ノ二大眼目トナルベキモノナルカラ規程中特ニ其ノ趣旨ヲ明カニシタ其ノ他體育衛生ニ關シテ條項ヲ設ケタノハ補習學校ノ生徒ノ多クハ業務ノ傍ラ修學スルノテ其ノ保健衛生ニハ特ニ留意ヲ要スルカ爲テアルカラ課程中體操ヲ缺イタ場合ニモ常ニ生徒身體ノ發達ニ注意シ又衛生ニ付テ充分ニ考慮セナクレバナラナイ

(七) 女子ニ關スル規程ヲ設ケタコト

女子ニ關シテハ從前ノ規程中何等定メル所ガナカツタケレドモ女子ニ對シテモ斯教育ノ普及ヲ圖ルハ亦甚ダ緊要トスルトコロアルカラ新規程ニ於テハ別ニ女子ニ課スベキ學科目ヲ示シ其ノ發達ニ資セシメルコト、シタ即チ前期ニハ修身、國語、數學、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目、後期ニハ修身、國語、家事裁縫及職業ニ關スル學科目ヲ必修セシメルコト、シ尙必要ニ應



便宜他ノ學科目ヲ加設セシメルコト、シテ而シテ教授時數少キ場合ニハ前期ノ家事又ハ裁縫、後期ノ國語、家事、裁縫中ニ科目以内ハ之ヲ缺クコトヲ得シメタケレドモ此等ハ一般女子ニ必須ノ科目ナルカラ工業又ハ商業ノ補習學校等職業ニ關スル學科目ニ比較的多クノ時間ヲ要スルモノ、外ハ成ルベク其ノ總テヲ必修ノ科目トスルヲ可トスル又職業ニ關スル學科目ハ工業ニ關スル學校ニ在リテハ色染、機織、刺繡、洗濯及グリーニング等、農業ニ關スル學校ニ在リテハ作物、園藝、養蠶、畜産、農産製造等、商業ニ關スル學校ニ在リテハ簿記、商業算術、タイプライティング等、水産ニ關スル學校ニ在リテハ製造、養殖、水産動物、魚類冷蔵等ノ中ヨリ女子ニ適切ナルモノヲ選ビテ之ヲ定ムベキナル

(八) 學科目ノ分合並隨意科目選擇科目等ニ關スル規定ヲ設ケ生徒ノ學力職業ノ種類等ニ應ジ教授事項ノ選定其ノ宜シキヲ得シメタコト

學科目ノ選定ニ關シテハ一學科目若ハ其ノ一部ヲ他ノ學科目若ハ其ノ一部ニ併セテ一學科目ヲ定メル等分割合併ニ付深ク留意スルハ斯種ノ教育ニ於テ極メテ緊要ノコトナル例ヘバ必要ニ依リテハ修身ト國語、家事ト裁縫ヲ合セ又ハ理科ト農業大意、理科ト商品ヲ合セ或ハ船體構造ト造船材料、土壤ト肥料、商事要項ト商業算術、漁撈ト航海運用ヲ合セテ各一學科目トスルガ如キテアル又必要ニ依リ發動機ヲ蒸氣機關、內燃機關、水車等ニ、作物ヲ食用作物、工藝作物若ハ稻作、麥作等ニ、商事要項ヲ賣買、保險、保管、運送、銀行等ニ、製造ヲ食品、工用品若ハ織詰、製糖等ニ分ケルガ如ク一學科目ヲ數事項ニ分ケテ其ノ一事項若ハ數事項ヲ選定スルガ如キ固ヨリ適當ナコトナルガ之ヲ取捨ニ深ク留意セナケレバナラナイ而シテ學科目中加設學科目ニ屬スルモノ及後期ノ職業科目中或事項ハ必要ニ應ジ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目トシ又或學科目ニ付既ニ相當ノ素養アル者ニ對シテハ其ノ學科目ハ之ヲ課セヨコトモアル等生徒ノ學力職業ノ種類等ニ應ジ施措宜シキヲ得ルメテ教授ノ實効ヲ擧ゲシメルコト、

(九) 高等ノ實業補習學校ノ設置ヲ認メ又卒業後ノ學習ニ關スル規定ヲ設ケタコト

實業補習學校ノ後期ノ課程ヲ卒ヘタ者又ハ相當ノ年齢ニ達シ相當ノ學力技能アル者ニ對シテ主トシテ職業ニ關スル専門ノ事項ヲ授クル程度高キ補習教育機關ハ今後益々必要ナルカラ特ニ斯種ノ學校ノ設置ヲ促スコトハ甚ダ緊要テ殊ニ都市ニ於テハ工業、商業等ニ關スル事項ヲ授クルモノニ於テ一層其ノ必要ヲ見ルナル又農業ニ關スル學校等ニ在リテ後期ノ課程ヲ卒ヘタ後特殊ノ事項ニ付更ニ學習セントスル者ヲ一定ノ期間在學セシメル施設ヲナスガ如キ又必要ナル是レ高等ノ實業補習學校ニ關スル規程茲ニ實業補習學校ノ課程ヲ卒ヘタ者ノ學習ニ關スル規定ヲ設ケタ所以ナル而シテ斯種ノ程度高キ補習教育ノ施設ニ關シテハ其ノ修業期間、教授時數、學科目等ニ付標準ヲ設ケルコト困難ナルケレドモ學科ノ種類土地ノ情況等ニ應ジ最モ適切ニ之ヲ定メルコトニ留意セナケレバナラナイ又一般ノ實業補習學校ハ其ノ組織ヲ學年制ト爲スニ適當トスルケレドモ斯種ノ施設ニ在リテハ多クノ場合却テ科目制トナスニ適切トスル

(十) 實業補習學校ハ之ヲ學校、試驗場、講習所等ニ併設スルヲ得シメタコト

實業補習學校ハ今後益々之ヲ増設シ以テ斯教育ノ普及ニ力メナケレバナラナイカラ學校設置ニ關スル制限ヲ成ルベク寬容ナラシメル趣旨テ實業學校令中相當改正ヲ加ヘタガ改正實業補習學校規程ニ於テモ亦同様ノ趣意テ之ヲ學校、試驗場、講習所、實業補習學校教員養成所等ニ併設スルコトヲ得サセ以テ自由ニ有效適切ナル施設ヲ爲サシメルコト、シテ

(十一) 教授上ノ設備ニ關スル規定ヲ設ケタコト

實業補習學校ハ多クハ他ノ學校等ニ附設サレ從來簡易ヲ旨トシテ施設シタ爲概シテ其ノ經費乏シク設備ノ整ウタモノハ甚ダ少イ固ヨリ學校經費ノ節約ヲ圖ルハ緊要ノコトナルケレドモ今日ノ如キ補習學校ノ情況テハ其ノ實績ヲ擧ゲルコトガ困難ナルカラ他ノ學校等ニ併設シタ場合ニ於テモ少クトモ一二ノ専用室ノ如キハ勿論圖書、器具、機械、標本等教授上必要ノモノハ



之ヲ備ヘ學科ノ性質上實驗實習ヲ要スル場合ハ亦相當ノ施設ヲ爲スヲ必要トスル而シテ教授ハ晝間ニ行フノガ效果ハ多イケレ  
ドモ夜間ニ於テ行フ場合ニハ燈光ノ設備ニ留意シ教授上及衛生上支障ノナイヤウニセナケレバナラナイ

(十二) 短期間特殊ノ事項ヲ授ケル爲隨時講習ヲ爲スヲ得ル規定ヲ加ヘタコト

實業補習學校ニ於テハ正規ノ課程ニ依リ生徒ノ教養ニ力メル外又一面ニ於テハ相當實地ノ經驗又ハ素養ヲ有シ現ニ職業ニ從事  
スル者等ニ對シ短期間特殊ノ事項ヲ授ケル爲隨時講習、講話ヲ開催シ以テ廣ク地方當業者ノ教化ニ資スルガ如キ亦極メテ緊切  
ノコトアルカラ新規程ニ於テハ此等施設ヲ獎勵スルノ趣意ア之ニ關スル規定ヲ設ケルコト、シタ

(十三) 學校ノ名稱ニ關シ規程上制限ヲ設ケヌコト、シタコト

從來實業補習學校ノ文字ヲ附セナケレバナラナカツタケレドモ強ヒテ斯カル制限ヲ置クノ必要ガナイバカリデナク時トシテハ  
補習ノ文字ニ代ヘルニ其ノ學校ノ内容ヲ表ハスニ恰好ナ名稱ヲ用ヒタ方寧ロ適當ナ場合モアルカラ新規程アハ此ノ制限ヲ撤廢  
シタ然レドモ補習學校ニ於テ工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校、職業學校或ハ實業學校ノ如キ一般實業學  
校ト混同シ易キ名稱ヲ用ヒルコトハ之ヲ避ケ補習ノ文字ヲ附セザル場合ニハ學校ノ内容ヲ表ハスニ適當ナル名稱ヲ用ヒルコト  
ヲ必要トスル

以上實業補習教育制度ノ改正ニ伴ヒ教員資格モ亦之ヲ向上スル必要ガアルカラ此ノ趣旨ヲ以テ公立私立實業學校教員資格ニ關  
スル規程中改正ヲ加ヘ實業補習學校教員タルヲ得ル者ハ一般實業學校教員ノ資格アル者、實業補習學校教員養成所卒業者及小  
學校本科正教員又ハ專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者トナシ一般實業學校教員ノ資格アル者及修業年限二年ノ實業補習學校教員  
養成所卒業者ハ直ニ之ヲ教諭ト爲スヲ得ルコト、シ修業年限二年未滿ノ實業補習學校教員養成所卒業者及小學校本科又ハ專科  
正教員ノ免許狀ヲ有スル者ハ一定ノ期間助教諭ノ職ニ在リテ相當經驗ヲ得テカラ之ヲ教諭ト爲スコト、シタ即チ教員資格ヲ向

上スルト共ニ其ノ名稱待遇ヲ改メ斯教育ノ改善發達ヲ期スルコト、シタ

實業補習學校教員養成所並同施行規則ノ制定

實業補習學校ノ現狀ヲ見ルニ教員ハ多クハ小學校教員ノ兼務ヲ專任教員ヲ有スル學校ハ全國中其ノ數甚ダ少イノテアル此ノ如  
ク一意學校ノ事ニ當ルベキ專務者ニ乏シクテ克ク其ノ實績ヲ舉ゲルハ洵ニ至難ノ事ト謂ハナケレバナラナイ政府ハ此點ニ鑑ミ  
テ曩ニ實業教育費國庫補助法ニ改正ヲ加ヘ斯教育ニ對シ新ニ國庫補助ノ途ヲ開キ之ヲ專務教員増置ノ資ニ充テシメルコト、シ  
タカラ今後ハ各府縣トモ漸チ遂ウテ專任教員ノ増加ヲ見ルニ至ルテアラウケレドモ之ガ爲ニハ又一面ニ於テ益々斯種教員ノ養  
成ヲ圖リ教員素質ノ改善ヲ策シ優良ナル教員ヲ調澤ニ供給スルノ途ヲ講セナケレバナラナイ地方ニ於テモ既ニ之ガ必要ヲ認メ  
其ノ施設ヲ爲セルモノモ亦少クナイガ從來此ノ機關ニ付テハ何等法令ノ據ルベキモノガナカツタ爲此等ノ施設亦甚ダ不完全テ  
アルノハ斯種教員養成上洵ニ遺憾トスベキコトアル仍テ今回新ニ實業補習學校教員養成所並同施行規則ヲ制定シ養成機關  
ノ設置廢止並其ノ組織設備教員等ニ關シ新ニ規定ヲ設ケルコト、シタ故ニ未ダ其ノ施設ナキ地方ニ於テハ成ルベク速ニ之ヲ設  
置シ既ニ其ノ施設アル地方ニ於テモ力メテ之ガ整備充實ヲ圖リ以テ本制度設置ノ趣旨ニ副ウコトガ緊要アル茲ニ教員養成所  
令同並施行規則ノ要項ヲ述ブレバ次ノ通りテアル

(一) 實業補習學校教員養成所ハ主トシテ道府縣ニ於テ之ヲ施設スルチ適當トスルケレドモ大都市等ニ於テ工業、商業等ノ補  
習學校教員ノ爲ニ施設スルガ如キモ亦望マシキコトアルカラ養成所ハ之ヲ道府縣立又ハ市立トシタ而シテ該機關ハ之ヲ獨立  
シテ設ケル外其ノ設置ヲ容易ナラシメル爲公立實業學校、師範學校若ハ實業ニ關スル公立ノ試驗場、講習所等ニ併設スルヲ得  
ルコト、シタ

(二) 本所ニ入學ヲ許スベキ者ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校若ハ之ト同程度ノ實



業學校ヲ卒業シタ者又ハ師範學校ヲ卒業シタ者ヲ本體トシタケレドモ尙中學校若ハ高等女學校ヲ卒業シタ者、小學校本科正教員、小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ニハ入學資格ヲ與ヘ又尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校ヲ卒業シ二年以上實業ニ關スル經驗ヲ有スル者其ノ他之ニ準ズベキ者ヲ相當ノ學力ヲ有スルモノハ之ヲ入學シ得ルコト、シタカラ善ク入學志望者ノ情況等ヲ考察シ收容其ノ宜シキヲ得ルコトニ留意セムレバナラナイ而シテ養成所ノ修業年限ハ之ヲ二年ト爲スヲ最モ可トスルケレドモ此等卒業者ヲ要スルコト頗ル急ナル今日ニ於テ俄ニ完全ヲ望ムコトハ困難デアラカラ修業年限ハ最短ヲ一年ト爲スコト、シタ

(三) 學科目ハ修身、教育、法制、經濟並實業ニ關スル學科目及實習ヲ必修ノ科目トシ女子ニ對シテハ修身、教育、家事、裁縫並實業ニ關スル學科目及實習ヲ必修ノ科目トシタ然レドモ師範學校卒業者等既ニ教育ニ付相當ノ學力アル者ニ對シテハ教育ハ之ヲ課セザルコトヲ認メ又生徒ノ素養及養成セントスル教員ノ種類ニ應ジ國語、數學、外國語、簿記、社會學大意其ノ他ノモノヨリ適當ノ科目ヲ選擇シテ之ヲ加設シ得ルコト、シタ學科目ハ勿論其教授時數ノ如キモ深ク之ヲ考慮シテ最モ適當ニ課程ヲ定メルコトヲ必要デアラ

(四) 本所ノ教諭及助教諭ハ一般ノ實業學校教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者ニ限ルコト、シタ而シテ職員ノ待遇官等等級ニ關シテハ所長ハ實業學校ノ學校長ノ例ニ準ジ教諭、助教諭、書記等ハ實業學校ノ教諭、助教諭、書記等ノ例ニ準ズルコト、シ教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ハ亦之ヲ實業學校ノ場合ト同一ニシ其ノ他職員ノ俸給ハ實業學校職員ニ關スル規定ヲ準用シ分限ニ關シテハ公立學校職員分限合ヲ準用スルコト、シタ

(五) 本所ニハ教室、實驗室、實習場等ヲ設ケ又器具、機械、標本、圖書等ヲ設備スル必要ガアルノテ之ニ關スル規定ヲ設ケルコト、シタ此等ノ諸設備ハ成ルベク教授上支障ナキコトヲ期セナケレバナラナイ

(六) 現ニ實業補習學校教員ノ職ニ在ル者等ニ對シ時々必要ノ講習ヲ爲スコトハ其ノ學力ヲ補充シ教授ノ實效ヲ擧ゲルニ極メテ重要ノコトデアラカラ本所ニ於テ一面又所ノ如キ施設ヲ爲サシメル爲メ講習科ヲ設ケ得ル規定ヲ加ヘタ宜シク地方ノ實況ニ照シ隨時適切ナル講習ヲ行ヒ以テ廣ク教員實力ノ養成ヲ圖ルコトニ力メナケレバナラナイ

(七) 優良教員ノ養成ヲ圖ルガ爲在學中生徒ニ學資ヲ給與スルハ頗ル有效ノ方法デアツテ之ト共ニ一面ニハ其ノ卒業者ニ對シ一定ノ期間實業補習學校教員タルノ義務ヲ負ハシメルコトモ亦之ヲ必要トスルカラ今回施行規則中之ニ關スル條項ヲ加ヘタ然レドモ此等學資ノ給與及卒業後ノ服務ニ關スル事項ハ固ヨリ一律ニ律スルコトガ出來ナイカラ宜シク地方ノ事情ニ應ジ夫々適當ニ之ヲ定ムベキデアラ

一 女子實業補習學校の設置

女子實業補習學校は男子實業補習學校と分離して設けても又單に實業補習學校として男子部及び女子部を設けてもよい。併し學校長や教諭が兼任の必要もなく又經費も多く生徒の數も多ければ分設するを利ありとする。一町村の教育を圓滿平等に發達せしめようと云ふ點から見れば、一人の校長が男女の補習學校長を兼任するなり、又は一學校とするも別に不都合はない。

補習學校の設置は從來市町村又は之に準ずる自治體に限つて居つたが今回の改正令では農會、同業組合等にも學校設置の權能を認め獨立の府縣立實業補習學校をも認めたのである。又從來に於ては市町村等に於て實業補習學校を設置する場合にも中等學校や一般實業學校設置の場合と同じく特に土地の情況によつて其の須要なる理由を明か



にし且つ小學教育の施設上妨げなき場合に限りて設置することを得ると云ふやうな極めて不徹底のものであつた。改正令では此の制限を撤廢したのである。

従來の實業補習學校に於ては附設と云ふものが多くて、獨立の校舎とか豫算などを有せず殆んど有名無實のものが多かつたのであるが、改正令では附設を認めず併設か又は獨立でなければならぬこととなつた。

## 二 教科及び編制

要旨中にもある如く補習學校の課程は之を前期及び後期に分ち前期二年後期二年又は三年とする。前期に入るものは尋常科卒業生であつて後期に入るものは前期を終りたる者又は高等科卒業生である。女子實業補習學校に於ても此の原則に準據するを可とする。

女子實業補習學校に於ける學科目は左の通りである。

前期

修身

國語

數學

裁縫

家事

職業に關する學科

但し家事又は裁縫を缺くことを得るも出來得る限り之等も必須科目としたい。

後期

修身

國語

家事

裁縫

職業に關する學科

家事裁縫國語中の二科目以内を缺くことを得るも出來得る限り之等も前期同様必須科目としたい。

猶必要に應じては歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語其の他の學科目より適宜撰擇して加設することを得るのであるが、女子補習學校に對しても通年制で教授時數の多いものは寧ろ實業學校に準じて學科目を増加するを可とする。但し徒に形式だけを真似ても教員や設備が之に伴はなければ駄目である。

前期後期を卒業してもまだ十七八歳であるから婚期までは二三年乃至四五年もある。更に研究したいもの、爲には主として職業に關する専門の事項を授くる爲、高等實業補習學校の課程を設けるなり又は之を特設して普通の補習學校と連絡せしむるを可とする。

理想より云へば同一學年の生徒は一學級に編成するを可とすれども、生徒數の少い場合には前期生及び後期生の



二學級位に分つて教授するを可とし、更に少數の處では止むを得ず一學級として取扱つても致方ないが、勿論その教授訓練には分團式を採用せなければならぬ。今日の實業補習學校の編成を見ると如何にも組織的であつて多くは八學年八學級に編成し男女では十六學級、それに各相應した教授細目などもあるが、大抵は同一教材でお茶を濁してゐるのである。少しく頭のよい生徒が補習學校を馬鹿にしてかゝるのはこの爲である。寧ろ出來得る限り實際的に編制し、さうして成る可く學則に適合する様に教授訓練の實際をも遂行せしめたい。

◎ 女子實業補習學校の課程

標準として文部省に於て示したるものを左に掲げる。

本課程ハ一箇年ノ教授期間ヲ三十五週トシ、每週教授時數ヲ第一表ニ在リテハ前期八時後期六時、第二表ニ在リテハ前後期共各十二時、第三表ニ在リテハ前後期共各十八時トシテ作製シタルモノデアル、本課程ニ於テ裁縫職業ノ二學科目又ハ家事裁縫職業ノ三學科目ニ教授時數ヲ一括シテ配當シタルハ、此等ノ學科目中特ニ或學科目ニ重キヲ置キ又ハ或學科目ヲ缺ク場合ニモ適應セシムル爲デアル。尙裁縫ハ場合ニヨリ職業科目トシテ取扱フモ差支ナイ。

第一表

學科目	前 期			後 期		
	一學年	二學年	計	一學年	二學年	計
教 程	一八	一八	三五	三五	三五	七〇
修身						
道徳ノ要旨、作法						
國語						
普通文ノ講讀、作文、習字						
算術						
珠算						
裁縫						
普通衣類ノ裁方、縫方、繕方						
地方的實業ノ大意						
計	二八〇	二八〇	五六〇	二二〇	二二〇	四四〇

學科目	前 期			後 期		
	一學年	二學年	計	一學年	二學年	計
國語	八七	八七	一七四			
普通文ノ講讀、作文、習字						
算術	七〇	七〇	一四〇			
珠算						
裁縫	一〇五	一〇五	二一〇	一七五	一七五	三五〇
普通衣類ノ裁方、縫方、繕方						
地方的實業ノ大意						
計	二八〇	二八〇	五六〇	二二〇	二二〇	四四〇

第二表

學科目	前 期			後 期		
	一學年	二學年	計	一學年	二學年	計
教 程	一八	一八	三五	三五	三五	七〇
道徳ノ要旨、作法						
修身						
公民心得						
國語	二〇五	二〇五	四一〇	七〇	七〇	一四〇
普通文ノ講讀、作文、習字						
算術	七〇	七〇	一四〇			
珠算						
裁縫	二二七	二二七	四五四	三二	三二	六四
普通衣類ノ裁方、縫方、繕方						
地方的實業ノ大意						
計	四一〇	四一〇	八二〇	三二	三二	六四



計	前 期					後 期				
	一學年	二學年	計	一學年	二學年	計				
學科目	教	教	計	學科目	教	教	計			
修身	道徳ノ要旨 法	道徳ノ要旨 法	70	修身	道徳ノ要旨 法 公民心得 作	道徳ノ要旨 法	70			
國語	普通文ノ講讀 作文 習字	普通文ノ講讀 作文 習字	34	國語	普通文ノ講讀 作文 習字	普通文ノ講讀 作文 習字	34			
數學	算術 珠算	算術 珠算	20	數學	實用 計	算術 珠算	20			
理科	理科大要	理科大要	10	理科	理科大要	理科大要	10			
音樂	單體 音操 唱歌	單體 音操 唱歌	7	音樂	單體 音操 唱歌	單體 音操 唱歌	7			
家事	家事ノ大要 縫衣類ノ裁方 縫方 地方 的實業ノ大意	家事ノ大要 縫衣類ノ裁方 縫方 地方 的實業ノ大意	49	家事	衣食住育兒看護家計 等ニ關スル一般ノ事項 縫衣類ノ裁方 縫方 地方 的實業ノ大意 地方 的實業ノ大意	衣食住育兒看護家計 等ニ關スル一般ノ事項 縫衣類ノ裁方 縫方 地方 的實業ノ大意	49			
實業	裁縫	裁縫	14	實業	裁縫	裁縫	14			
計	240	240	480	計	240	240	480			

三 教授時間教授季節及び休業日

教授時間 は法令による標準では左の通りである。

工業又は商業 前期二八〇—四二〇時 後期二〇—四二〇時

農業又は水産 同 二〇〇—三二〇 同 一六〇—三二〇

通年制の女子補習教育では業繁期を除く以外は生徒も大抵は出席し易きものであるから教授時数は著しく増加し得るのであるが、一般には一週三日位で毎日二三時の授業を行ふとか、又は業閑期に於ては毎日六時間位の課業をなし業繁期には一ヶ月二三回召集するものが多い。教授時間の多少は其の地方の實情に鑑みて決定すべきものである。或は教育程度の進んでる地方では職業學校又は女子實業學校を設置し餘裕のあるものは之に入學せしめ其の他のものは之に併設したる補習學校に入學せしむるを可とする。

**教授季節** は通年制のものと同季節制のものによつて異なるが、兩者とも業閑期を殆んど休業するのは補習學校共通の制度である。季節制のものでも二ヶ月位は殆んど毎日三四時間づつ教授しなければ規定の時間には達し難いものである。裁縫を主要なる教科(時間の上より見て)とするものが多いので勢ひ男子の補習學校の様に隔日制などは採用し得ないのである。最も普通なるは冬季の三四ヶ月間と四月とを主要なる教授季節とし其の他は一ヶ月に三四回召集教授するものである。

**夜學制と晝學制** 女子の補習學校では殆んど夜學制は駄目なものとされてゐたが、土地の平坦で交通の便利な所では別に差支はない。和歌山縣下などには此制で成功してゐる所もある。又男子女子共に夜學制で同日に召集してゐる所でも別に弊害も生じない。青年男女が自覺して來れば何でもない問題である。併しながら女子の夜學制では點燈の設備が非常によくなければ裁縫などを課する譯には行かぬ。多くは業繁期に於ける學科を主としたる教授の際に應用すべきである。



**休業日** の問題は通年制で而も殆んど一般實業學校に準じた補習學校で起ることである。併し法令上より學則中に之を定めなければならぬ理由は、大祭祝日とか日曜とか云ふ日には教授を廢するのが普通であるからである。補習學校の教授日と云ふのは他の學校のとは違つて教授をなす日であつて其の他の日は教授はしないが休業日ではないのである。或意味に於ては其の日は生活上又は職業上の實習をなしてゐる日であると云つてもよい。又現に斯う云ふ考から男子の補習學校などでは教師が巡回して職業上の指導をなしてゐる所もある。女子補習學校に於ても實業に關する科目や家事裁縫に關する科目の練習を巡回指導する様にせなければならぬ。専任教師の必要は茲に在るのである。夫れ故特に一般の學校に準じて學則中に休日を含むるの要がある。

#### 四 女子實業補習學校の設備

規程第十八條に於ては「實業補習學校ニハ必要ルナ諸室、圖書、器具、機械、標本等ヲ備フヘシ」とあつて從來補習學校に於ける設備の不充分より來る効果のあがらなかつたことを根本的に改善せんとした。

教室や標本室や家事室等は小學校に併設したものでは其の設備を利用することも出来るが、教室だけは是非とも備へなければならぬ。夜間開設の場合に於て小學校教室を代用するにしても相當の設備を加へる必要がある。蓋し青年會館を男子補習學校に、處女會館を女子補習學校に使用するの案は甚だ緊切なことである。家事教室の如きも是非とも設けたい。現今の如く臨時に道具を持寄つて料理の實習をするなどは甚だ不便であつて効果も十分でない。女子實業補習學校の設備は之を高等女學校の設備を摸したものでは何にもならぬ。餘程郷土化、社會化、實業化

したものでなくてはならぬ。家事教室などは家庭を本位としたやうに設計すべきである。學校全體の設備でも家庭化すると云ふ必要がある。通年制の農業補習學校では農園とか農具とか畜舎の設備を要するであらうし、工業的のものでは實習用器具機械工場等を要するであらう。凡て眞似よりは直に役立つやうなものであつて欲しい。

#### 五 就學及び出席獎勵

就學期は四月で卒業期は三月であることは一般の學校と異なる所がない。

就學歩合を高める爲には特に就學獎勵の方法を講ぜねばならぬ。併し學校の成績さへ上れば割合に女子の補習學校では就學するものである。それは近時一般女子の自覺によると共に、良妻賢母主義から云つても相當の修養を積まなければ嫁入口が少くなると云ふ點からである。又單に補習學校では裁縫が習へると云ふ理由からのものもある。そんな類の生徒は大抵裁縫以外の科目を嫌ふものである。

就學しても出席の不定なものが多いのが補習學校の特徴であつて、生徒は學校に在籍してゐると云ふ觀念が餘程薄弱である。出席の不定なことは止むを得ざるに出づるものもあるが、中には前にも述べたやうに裁縫だけ習ひたいと云つて他の學科を嫌ふことに基因するものもある。

**就學獎勵** には法制によつて補習教育の義務制を布くことが第一であつて、之と共に就學生徒の保護施設を設けることも肝要である。併し今日の制度の下に於ては次の様な方法を執るより外に途がないと思ふ。

(一)、就學に關し町村又は處女會、戸主會、主婦會等に於て就學規定を設けること、又、獎勵委員を設けること



- (2)、小學校兒童の頃より補習教育の必要を知らしむること
  - (3)、補習學校後援會を設けること
  - (4)、一般世人に補習教育の趣旨を周知せしむること
  - (5)、補習學校卒業生の地位を認むること
  - (6)、學力技能檢定制度を設けること
  - (7)、他の一般實業學校又は高等女學校との轉學編入學等を認むること
  - (8)、工場商店等に在りては補習學校の爲に勉學の時間を與へ其の卒業又修了によりて地位及び待遇を高むること
  - (9)、就學旗其他就學表彰制を定むること
  - (10)、補習學校の形式内容を改善すること
- 出席の獎勵** に就きても種々の方法が行はれてゐるが、今其の主要なるものを例示する。
- (1)、部落又は自治團毎に出席を督勵せしめ又は前記の就學獎勵委員と同一の委員の督勵にまつこと
  - (2)、出席旗、出席提灯等の制を定め出席優良なる組又は生徒を表彰すること
  - (3)、教師は常に家庭の事情を調査し適當に家庭訪問をなして出席を督勵すること
  - (4)、學校に於ても職業を與へ又は實習材料の供給をなすこと
  - (5)、學用品の給與
  - (6)、其他前記就學獎勵の方法に於て述べたる事項に準ずる方法

## 六 教 員

學校は校舍、生徒及び教員の三要素から成立するものであると考へることが出来る。尤も社會や制度を度外視する譯ではないが大體夫れ等を除けば此の三要素の調和によつて効果を上げることが出来るものである。夫れ故に教員を得ると云ふことは如何なる學校でも必要な條件であるが、就中補習學校の如き特殊の教育で一定の標準のない變通自在な教育に於ては緊切なる條件である。

改正せられたる規定に於ては補習學校教員の資格を高め、其の名稱待遇をも殆んど一般實業學校と等しい程度に高めたのである。従來訓導と云ふ名稱を教諭又は助教諭と改め、奏任待遇の員數をも多くした。其他年功加俸の制をも之に適用したのである。

一方に於ては之等の教員たるべきものを養成する爲の便宜として實業補習學校教員養成所を新に發布し、府縣をして其の設立を促進せしめた。特に女子の補習學校教員養成所をも認めた。兎に角従來は女子に對するものは何でも法文的便宜的解釋によつて辛うじて施設されてゐたのであつたが、改正令では凡ての方面に女子實業教育に對する注意を拂つてゐる。現今に於ては鳥取、山口の二縣に女子の實業補習學校教員養成所の設置を見るに至つた。

なほ公立私立實業學校教員資格に關する規程を左に參照として掲げる。

### ◎ 公立私立實業學校教員資格に關する規程

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ實業學校ノ教員タルコトヲ得



- 一、學位ヲ有スル者
- 二、大學ヲ卒業シタル者大學ニ於テ試験ニ合格シ學士ト稱スルコトヲ得ル者又ハ公立學校ノ卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者
- 三、文部大臣ノ指定シタル者
- 四、文部大臣ノ認可シタル者

第二條 一般ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ實業補習學校ノ教員タルコトヲ得

一、實業補習學校教員養成所卒業者

二、小學校本科正教員又ハ小學校専科正教員ノ免許狀ヲ有スルモノ

第二條之二 實業ニ關スル特別ノ知識經驗ヲ有スル者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ實業補習學校ノ教員タルコトヲ得

## 七 教授の實際

補習教育に於ける一般教授論は本書の本領ではない。只女子補習學校に於ける教授の方針を明にし進んで各科の要目細目の編成方針教授法及び教科書等に關する事項に就きて大體の論旨を明にすればよいと思つてゐる。

### (一) 教授の方針

女子補習學校に於ける教授の方針は云ふまでもなく極めて實際的であつて且つ實質を擧げると云ふことを眼目と

せなければならぬ。而して亦一面より見れば處女の心理に立脚し處女の生活に觸れなければならぬ。

従つて常に生徒をして自己を活かしめ、自己の能力を發見せしめ、自己の開拓を圖らしめることを肝要とする。

小學校や女學校に於ても以上の教授方針は適用せられなければならないものであるが、特に女子補習學校に於て然りとする。實際的であり實績を擧げると云ふことは教育の墮落であると云ふ説もあるが、之は職業教育が餘りに平凡なる通俗化を圖つたが爲である。此の點は特に注意を要する。

教授方針に就きては各地に於て研究調査せられ、一定の成文を以て定めてあるものもあり、又不文律できめてゐる向もある。併し文化的の事業には目的の宣言が必要條件であるから、よく地方の實情などを調査した上で教授の方針をも成文として定むべきである。

教授の方針は各科の教授に於てその計畫にも實際にも表はれて來なければ駄目である、教授方針では極めて實際的に教授すると云つて居りながら、實際教授を見ると極めて非實際的にやつて居ると云ふ様であつてはお話にならぬ。裁縫科の教授にも家事科の教授にも自らその方針が現はれると云ふ點に於て價値があるのである。

教授方針に關する一の例を示さう。

### ◎熊本縣菊池郡清泉村補習學校の教授方針

- 1、教材の撰擇に留意し實際生活に適切ならしむること
- 2、常に教材を研究し教授の精神を確立し主眼點は的確に之を把束せしむること
- 3、教授事項の練習應用に努め智能の正確を圖ると共に實地活用能力を養成すること



- 4、常に生徒を働かせて適當に指導獎勵し自學自習の習慣を確立せしむること
  - 5、生徒の成績を考察し結果を顧慮し教授の改善を圖ること
- 各科教授の方針及び要項につきては德島縣名東郡八万農業補習學校女子部に於て次の如く定めてゐる。

◎德島縣名東郡八万農業補習學校女子部各科教授方針及び要項

修身

I、教授方針

- イ、修身教授ニ於テハ意志鍛鍊情操陶冶知性ノ啓發ヲナシ決行力ノ養成感情ノ純化批判力ノ養成ニ意ヲ用ヒ人格ノ完成ニ至ラシムベシ
  - ロ、國民道德ノ涵養ヲ重シシ之ガ理解ニ注意スベシ
  - ハ、女子ノ美德タル温良貞淑ヲ養フニ注意スベシ
- 2、教授要項
- 國定高等小學修身書徳目ニ同シ

國語

I、教授方針

- イ、教授ハ吾人讀書ノ際ニ於ケル心理過程ニ準シ大意把握ノ習慣ヲツクルコト

ロ、辭書ノ使用ノ方法ヲ授ケ推讀推解ノ習慣ヲ養成シ唯ニ一字一語句トシテヨリモ寧ロ全文體トシテ意義並ニ思想ニ注意シテ之ガ理解ヲナサシムルコト

ハ、默讀ニヨリ自由ニ思想ヲ把握スルノ習慣ヲ養フコト

ニ、不審事項ヲ發見シ常ニ質問シ研究セントスル態度ヲ養フコト

ホ、新聞雜誌其他適切ナル讀物ニヨリ讀書ノ趣味ト能力ノ練磨ニツトムルコト

ヘ、文學的教材ハ常ニ作者ノ地位態度ニ立チテ着想構想上ノ妙味ヲ味ハシムルト共ニ既往ノ經驗ヲ追想セシムベシ

ト、國民的教材ノ取扱ニツキテハ特ニ意ヲ拂ヒ熱烈ナル愛國精神ノ養成ト崇高ナル品性ノ陶冶ヲ念トスベシ

チ、法制經濟的材料及ビ農業的教材ハ其ノ概略ヲ取扱ヒ詳細ナル説明ハ之ヲ修身科及農業科ニ譲ルベシ

リ、其他、地理理科等ニ關スル材料ハ日常生活ニ關係密接ナル事項ニ限り比較的叮嚀ニ取扱フベシ

ス、上欄ノ字句ハ其ノ課ニ於テ精シク取扱フベシ

綴方

I、教授方針

- イ、日常須知ノ文章ニヨリテ平易明確ニ自己ノ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シムヘシ
- ロ、思想ト形式ノ關係ヲ密ナラシメ着想構想ノ指導ヲナシ自由ナル表彰ニ至ラシムベシ
- ハ、生徒ノ個性經驗ヲ重シシ彼等ノ自己表現ヲラシメ漸次社會慣用ノ様式ノ文ノ作成ニ導クベシ
- ニ、隨意題、題作等 生徒ノ能力ニ適應シテ課スベシ
- ホ、日用文ハ左ノ要トニヨリ指導スベシ



日用文ノ目的、文體心得、組織(前文、冒頭、時候安否、挨拶、本文、末文、結尾、日付、脇付、追書等)  
書狀ノ式詞、書狀ノ起詞

文種類 慶賀文、見舞文、悔ミ文、請招文、依頼文、謝禮文、謝絕文、報知文、弔祭文

### 數學

#### I、教授ノ方針

イ、日常生活ニ必要ナル計算ノ方法ヲ授ケソノ熟達ヲ圖リ思考ヲ修練シ以テ明確迅速ニ實地ニ運用スルニ至ラシムルベシ

ロ、家計職業及公民生活上必要ナル事項ニ就キテ經濟的知識ヲ付與シ、又事物ニ關スル數量的知識ヲ與ヘ處世ニ資セシムルベシ

ハ、筆算暗算珠算ノ連絡統一ヲ計リ特ニ珠算ヲ重ンズベシ

#### 2、教授要項

イ、整数、小數分數、四則應用問題

ロ、度量衡(本邦、外國)ニ關スルコト

ハ、比例

ニ、手數料、損益、公債、株券、税金、保險、運賃

ホ、歩合算及應用

ヘ、家計簿記

### 農業

#### 1、教授ノ方針

イ、生徒ノ日常經驗セル事項ヲ整理利用シ實驗觀察實習ト相俟ツテ正確ナラシメ、土地ノ狀況及家庭ニ於ケル實際ト對應シ其能ヲ養フベシ

ロ、近時農業ヲ輕視セル風著シ、コレ國家發展上一大危險ナリ、コハ本科ノ趣味ヲ解セザルニアレバ當ニ農業ハ國家ノ防備、食料ノ獨立及人生職業上重要ナル關係ト緊要ナル地位トヲ占ムルコトヲ覺ラシメ、眞面目ナル農業者タル信念ト農業上ノ趣味ヲ養フベシ

#### 2、教授要項

イ、米作(米作改良、調製、貯藏)

ロ、麥作(麥作改良、調製)

ハ、食料問題

ニ、肥料

ホ、土壤

ヘ、蔬菜(大根、蕪菁、人參、牛蒡、甘藷、馬鈴薯、里芋、葱、白菜、甘藍、茄、胡瓜、南瓜、大豆、蠶豆、豌豆、落花生)

ト、馬、牛、鶏、養蚕、桑園、病蟲害

チ、果樹栽培、柑橘、桃、梅、柿

リ、造林

ヌ、農會



理科

I、教授方針

イ、郷土ニ於ケル生徒ノ經驗ヲ基礎トシテ自然的環境ニ關シ日常人生ニ須要ナル知識ノ一斑ヲ得シムベシ  
ロ、生徒テシテ實物ニ接觸セシメ觀察思考ヲ精密ニシテ彼等ノ考察獨創ノ力ヲ修練シ且自然ノ妙味ヲ感セシムベシ

2、教授要項

イ、普通植物

ロ、カビ、バクテリア

ハ、腐敗、防菌

ニ、傳染病

ホ、鳥、獸、魚、蟲類

ヘ、酸類、鹽類、ソーダ類

ト、礦物、岩石（鐵、石炭、銅、石油、硝子、岩石）

チ、力、槓子、滑車、斜面、螺旋、摩擦、器械ト工事、

リ、密度、浮沈

ヌ、光

ル、生理衛生（人體生理、食物成分、衛生）

カ、製造工業物

ロ、天體、氣象

家事

I、教授方針

イ、家事ハ諸學科ニ於テ得タル知識技能ヲ綜合シテ實際生活ニ應用スル方法ヲ教フルモノナレバ實驗實習ヲ主トシ常ニ學理ト實際トヲ結び付ケ明確ナル家庭的知識ヲ授クベシ

ロ、教授上常ニ郷土的地方的ノ風俗習慣ヲ中心トシ其ノ改善進歩ニ導クベシ

2、教授要項

イ、家事上ノ心得

ロ、汁ノ拵ヘ方

ハ、飯ノ炊キ方物ノ煮方

ニ、掃除ノ仕方

ホ、衣服ノ手入汚抜

ヘ、醸造

ト、漬ケ方

チ、調理

リ、燃料

ヌ、住居保存修理

ル、看病救急

ナ、育兒

ロ、年中行事

體操

教授方針

1、體操遊技ハ主トシテ個人的ニ注意シ職業上ヨリ生ズル身體的不足ノ點ヲ救済スル爲ニ自發的自覺的ニ實行スル様指導スベシ

2、教授事項



- イ、小學校ニ於テ學ビタル簡單ナル體操
- ロ、國民體操
- ハ、自強術
- ニ、遊戯ノ簡單ナルモノ

裁縫

一、教授上ノ方針

- イ、生活上必須ナル技能ヲ授クルヲ主トシ通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方積リ方及ビ繕ヒ方ヲ授ケ其ノ習熟ヲ圖リ専ラ家庭ノ實用ニ資セシムベシ
- ロ、通常ノ衣類ニ關スル知識ソノ材料トナルベキ地質柄價格產地等實際的知識ヲ授ケ且衣類ニ對スル衛生經濟上ノ思想ヲ養成スベシ
- ハ、衣類ノ裁縫保存整理ノ方法ヲ知ラシメ又女子ノ具備スベキ性格ヲ陶冶シ特ニ節約利用ノ習慣ヲ養フベシ
- ニ、裁縫科ハ基礎的技術ノ堪能ニ俟ツコト多シ、故ニ之ガ習熟ヲ圖ルベク特ニ運針練習ニ注意スベシ

2、教授要項

イ、前期第一學年

- 運針、各種襦袢、一ツ身單衣、一ツ身縮入、一ツ身單衣、三ツ身單衣、四ツ身單衣、小裁、裁チ方練習、三ツ身縮、四ツ身縮、胸掛、補綴法、手甲、子供帶、三ツ身縮入、四ツ身縮入、本裁單衣女、本裁縮入、片面物裁チ方練習、四ツ身單衣

- 早縫練習、本裁縮入、本裁縮入、ミシン使用法、家事實習前掛、巻袖、單衣袴履、レース絲小切ニテ小細工
- ロ、前期第一學年
- 運針、各種單衣裁チ方練習、本裁、縮入袴履、女丸帶及男帶、寒冷知ラズ、半股引裁チ方、綴方、脚袴、夏帽子、單衣羽織、刺繡、本裁縮入男、女胴着、袖無袴履、小裁縮入羽織、繕ヒ方(綿、絹、毛布)本裁女物縮入羽織、西洋前掛、袋物、

ハ、後期第一學年

- 運針、綿布及絹布セル地單衣、女帶(腹合帶、丸帶)單衣羽織、股引(單衣、袴)女袴、子供用、夏帽子、衣服保存法、補綴法、洗濯法、雨合羽、小裁縮入羽織、呂刺及刺繡、帶、本裁縮入羽織(男女)片面物ニテ各種裁チ方及ビ仕立方、手提袋、シャツ、ツボン下、女股引、女シャツ、各種衣服仕立方練習、婦人用コート、冬帽子、小細工物、被布、襪履、カバー、刺繡、造花、

ニ、後期第二學年

- 運針、本裁單衣縫方練習、本裁單衣羽織、長袴袴、猿股、股引、半股引、枕蚊帳、腹掛、山付脚袴、蚊帳、單衣の重、本裁縮入重夜具、婦人コート、熨斗折り方、男袴、女兒服、比翼、附比翼、重掛、洋式函迫、熨斗、水引掛方

(二) 教授要旨要目細目の編成

教授の方針確定せば次には各科に就きて其の教授の要旨を定め次に其の要目を編し更に細目を編成するの必要がある。之は教材の撰擇及び排列と云ふ問題を實際に解決するの途である。



**教授要旨**

各科教授の要旨は師範學校中學校及び高等女學校に於ては文部省令を以て之を定めてあるが、實業學校及び實業補習學校に於ては未だ此の制がない。之は地方的にも又學校の種類程度に差異が著しいので之に適用する要旨及び要目などを定めるのは甚だ困難であつて又左程に効果もないと云ふ見地からである。併し學校に於ては是非共定めおく必要があるのである。郡市教育會などに於て大體の標準を調査研究し之に準じて更に町村補習學校各個に最も郷土化したるものを編成するを可とする。

女子實業補習學校に於ける學科目は修身、國語、數學、家事、裁縫及び實業に關するものを主とし、之に理科地理歴史體操等を加設するものあらうが、主要學科目に就きては其の教授要旨を慎重に定めねばならぬ。

**教授要目** 要旨に従つて教授すべき内容の大綱を取捨選擇するは甚だ緊切なることである。之を教授要目と稱する。要目は少くとも一時限に教授すべき教材の主題目位までに及ばなければならぬ。之を選定するには餘程の研究を要するものである。科學的系統をも考へなければならぬが、補習教育に於ては極めて實際的ならしむる爲に英斷なる取捨を試みねばならぬ。農業科の教材などに就ては特に然りとす。然れども單に平易で通俗な知識技能を授けることが補習教育であると考へてはならない。或る場合に於ては高尚にして而も必要な教材をも加へなければならぬ。徒に青年子女をして平凡化せしめてはならぬ。彼等の品位を高めるには變則でも少くとも今日の最上文化の知識をも窺はしむるを要する。

**教授細目** 以上のやうな見地から要目が出来れば次に細目を編する順序である。細目は要目を更に具體化したもので教授の内容の一般を示すと同時に之を各學期各週各時間に配當せねばならぬ。それ故茲に教授材料の排列

と云ふ問題に遭遇するのであるが、之れは一般教授法の示す所であるから別に言を費すの要がない。併し補習學校では各學科とも季節的に排列すると云ふ原則が最もよく適用されねばならぬ。

前期に於ては小學校の高等科と程度も等しいので別に問題はないが、後期に於ては教材を可成纏めると云ふ主義を執りたい。農業科などに於ても米作とか麥作とか肥料とか養畜とか云ふ風に一纏めにして教授するやうに排列したい。又時間制よりも回数制にしたいものであるが、之は我國の現状では出来難いとすれば、少くも以上のやうな排列法を採るを可とする。生徒の學習興味なども此の方が多く生ずる様である。

學級を多く設へることの出来得ない場合には以上の細目を年々交互に又は巡環的に排列するを可とする。その爲には多少は細目編成上に手心を要する。

**(三) 教授の方法**

女子實業補習學校に於ける教授の方法は其の種類程度に依つて異なるべきは勿論であるが、後期の生徒又は教授時數の極めて少い期間設の學校生徒に對する教授では、特に生徒をして自學自習の態度を執らしめ、教授上の興味を喚起するを要する。

極めて親切なる教授は結構であるが、生徒各自が眞に學習の興味を有せなかつたならば教師の努力は水泡に歸するであらう。

現今女子補習學校に於ける教授特に學科の教授を見るに生徒は學習の必要を痛切に感じて居らない。只お役目に



勉強すると云ふに過ぎない。然るに海外發展の盛んな地方で女子の補習學校生徒が手紙などを習つてゐる有様を見ると實に眞劍である。之は年頃になれば海外に在る男子に嫁したいと云ふ希望があり、その爲には手紙などが一人前でないとは結婚の成立に邪魔になると云ふ心配があるからである。又大阪などへ女事務員に出嫁しようと云ふ女子の多い地方の學校でも多くは普通學にも自發的に勉強してゐる。學習の動機をこんな所におくのはよいか悪いかは別問題として一顧を要することと思ふ。

裁縫手藝の教授には要目又は細目を生徒にも示しておくのがよい。一般的の裁方積方等の教授が終つたならば後は個人教授として時に一齊教授をすることゝしたい。今日の學校教育では試験をして探點をなし生徒の序列を定めるのに没頭して、個人某の實力を比較によらずして表はすことに努力しないやうである。昔流であり又少年團等の職業指導の法であるが、自分は補習學校の生徒などには一定の職業技能に對して證明、認定又は徽章を與ふるの法を採用したい。例へば裁縫科にても初級、中級、高級、最高級位に分ち、初級とは單衣袴の大人物を自ら自身で裁つて縫ひ得る程度とか云ふ風にして、それが出来れば何時でも試験をして初級の證明書を與へる。初級が終れば次に中級へ……と云ふ事にすれば學習するものも興味が出る。家事科などでも同様で之は寧ろ横に、料理、看護、育兒、簿記などに分つて、一科毎に實地が充分に出来る迄練習せしめて證明なり徽章を與へるのである。之に關しては本章中甲に於て述べた所を参照せられたい。

**教授用具** 教授の効果を十分に擧げるには用具の準備が充分に出来てなければ駄目である。標本や圖表などを充分に活用して教授を活かさなければならぬ。殊に補習學校では實物につきて教授するの要がある。實際の職業に

従事してゐる女子であれば猶更のことである。小學校教育のやうに標本や圖表の教授では満足出来ぬ。

新令に於ては工場などを實習に代用し得ることを定めたのも此の故であらう。教室教授に捉はれないで實學の機會を與へたい。田植などは一時間も三時間も講義をしなくとも、現地に臨んで三十分の實習教授をすればそれでよいこともある。併し之は方法が適切であると云ふ前提の下に於て適用せらるゝもので、教室教授よりも教師が樂だからやると云ふのではない。

#### (四) 實習教授

補習學校に於て實習の重んずべきことは今更云ふ迄もないが、之に就いては相當の實習設備を要するものと承知せねばならぬ。通年制の農村女子補習學校では農場の設置をも必要とし、又養畜養蠶なども實習の出来るやうにしたい。學校に於ける實習教授のみでなく家庭又は校外の相當設備ある工場、篤農家、試驗場、商店等に依つて實習せしめることも出来るのである。養蠶製絲の實習などを此の方法に行つて成功してゐる所もある。女子補習生の依託實習は種々面倒な問題もあるやうであるが、實際に行つて見れば大して六ツカシクもない。

家庭實習としては農村であれば常に家事の手助をしてゐるのであるから別に入らぬお世話のやうであるが、時には一定の案を與へてやらせるもよい。料理、飼育、作物栽培(特に蔬菜などの)如き科目中で特殊な事項を選ばばよい。家庭實習に於てはその日誌なり設計なり收支なりを明にせしめることを肝要とする。



## (五) 講習會

補習學校に於ても特別な事項につきて講習をなし得るのであるが、之は前に述べた處女會の事業として行ふものと大同小異で只主催が異なる迄であるから茲に再説せない。

其の他なほ補習學校に於ける教授上の施設に就きては之を處女會事業として行ふものとして説明したから再び述べない。只之等を補習學校の事業として行ふ場合には、法令の示す所により又教師が主動の位置に立つと云ふことになるまで、ある。夫れ故新しく困難な事業はまづ補習學校に於て之を試み、之を實際に適用するに及んで漸時處女會の事業としたい。例へば茲に家事科中の料理などでも其の一般原理や一般實習を補習學校の細目中で教へられたならば、處女會では之を應用して練習する會を設けると云ふ風にするのである。畢竟女子實業補習學校も處女會も一心同體でなければならぬ。

今次に女子實業補習學校並に女子農事講習會等に適切なる農業教材を列記して參考に供する。

## ◎女子に適切なる農業教材

## 一、普通農事の部

- 農業の貴重なる所以
- 種子の良否と作物生育との關係

○選種、特に鹽水選に就て(實習)

○播種的方式に就て

○整地の目的に就て

○施肥の必要に就て

○稻の栽培 (實習)

一、苗代

二、主なる品種

三、肥料

四、田植

五、除草

六、收穫及び調製

七、螟虫及び浮塵子の驅除法

○麥の栽培 (實習)

一、主なる品種

二、整地及び管理

三、肥料

四、黒穗病の驅除及び豫防法



五、收穫及び調製

○地方特産作物の栽培法

二、養蠶の部 (實習)

○桑樹栽培

一、地方に於ける主なる桑樹の品種

二、栽植

三、仕立法

四、肥料

五、施肥法

六、耕耘

七、株直及び結束

八、收穫

九、病害及び虫害の驅除豫防法

十、霜害

○蠶體病理

一、蛆害の病徴及び豫防驅除法

二、微粒子病徴及び豫防驅除法

三、硬化病徴及び豫防驅除法

四、軟化病徴及び豫防驅除法

五、膿蠶病徴及び豫防驅除法

○蠶室及び蠶具消毒法

○春蠶飼養法

一、蠶室の位置及び構造

二、貯桑室

三、國及び縣にて獎勵する品種

四、蠶種の管理及び貯蔵

六、催青法

七、掃立法

八、給桑

九、除沙及び分箔

十、眠起の取扱

十一、熟蠶の取扱

十二、上蔭及び收購



○夏秋置飼育法

一、主なる品種

二、置室構造

三、給桑

四、除沙及び分箱

五、上蔭及び收購

○殺蛹

○乾繭

○屑繭整理法

三、蔬菜の部 (栽培法實習)

○菜園の位置及び周囲

○土性と蔬菜

○肥料の選擇

○種苗選擇上の注意

○間引法

○冷床の構造大要

○温床の構造大要

○軟化室

○床の管理

○移植法

○人工交配法

○輪作及び連作の利害

○作付順序に就て

○菜園と施肥

○荷造法及び貯藏法

○根菜類の栽培

一、蘿蔔 二、蕪菁 三、胡蘿蔔 四、甘藷 五、牛蒡

○葉莖菜類の栽培

一、馬鈴薯 二、土當歸 三、百合 四、甘藍 五、菠蔴草 六、三河烏菜 七、白菜類 八、山東菜 九、京菜 十、

結球白菜類、十一、葱 十二、葱頭

○花菜類の栽培

一、甘菊 二、花椰菜 三、あめりかねり

○果菜類の栽培

一、茄子 二、蕃茄 三、蕃椒 四、南瓜 五、胡瓜 六、越瓜 七、甜瓜 八、西瓜 九、莢豌豆 十、菜豆



十一、枝豆 十二、虹豆 十三、刀豆

○果樹栽培

一、果樹蕃殖の方法

壓條法、株分法、挿木法、芽接法、枝接法、居接

二、剪定の必要及び方法

三、整枝法中主なるもの

盃狀・ピラミッド、カンテラアル、扇狀

四、梨の栽培

五、桃の栽培

六、葡萄の栽培

七、其他地方の特産果樹栽培

○蔬菜及び果樹病虫害の豫防驅除劑製法

一、ホルドー液 (調劑法實習)

二、銅石鹼液

三、松脂合劑

四、石灰硫黄合劑

五、除虫菊石鹼液

五、家畜の部

○家畜の飼養、管理

一、飼料の種類

二、飼料の配合

○馬の飼養

一、品種

二、飼養

三、管理

○牛の飼養

一、品種

二、飼養

三、管理

○豚の飼養

一、品種

二、飼養

三、管理

○養蜂



一、品種

二、飼育管理

三、巢の構造

四、採蜜方法

○養雞

一、育雛

二、品種

三、飼養

四、管理

六、花卉の部 (栽培實習)

○花卉の分類

○花園構造法

○春花壇

○夏花壇

○冷床

○温床

○促成開花法

○移植法

○鉢植法

○花卉繁殖法

○主なる花卉類の栽培法

○耐冬球根植物

ヒアシンス、アネモネ、ラナンキユラス、ヘソロカリス、クロツカス、チユーリップ、コンバラリフ

○不耐冬球根植物

フリージア、アマリ、ス、シクラメン

○不耐冬多年性植物

プリムロース、ベゴニア、ランタナフクシア、リチャードヤア

○耐冬多年性植物

カーネーション、スキートヴァイオレット、アルメリア、プリムラ、フロックス

○耐冬越年性植物

シキタリス、ダイアンサス、ライクスバー、マシオラ

○耐冬一年性植物

スキートビー、イベリス、リナリア

○不耐冬一年性植物



ヨスモス、シネラリア、パルサム、セロシア、ミノオネツト、ニジエラ、ヘリアントリス、パンジー、アマランサス、ウツ  
スニア、マリゴールド

七、簿記

○家政簿記帳法

○農業簿記帳法

八、其の地方に於ける副業に就て

八 經 費

補習學校の經費は設立者たる自治體の負擔であるべきことは勿論のことである。今日の狀態から見ると大抵は小學校に附設されてゐるものが單に新令によつて獨立又は併設したと云ふに過ぎないので經費なども甚だ貧弱である。専任教師を一名もおかぬ所もある。非常に多額の經費を支出する譯には行かぬが、少くとも自分は五六百戸の農村では男女の補習學校のために男子の農業科教員及び女子の裁縫家事科教員各一名の専任教員と普通學科の専任教員一名合計三名位をおき度いと思ふ。さうすれば次の如き俸給額を計上せなければならぬ。

専任農業科教員 一名 月 八〇—一〇〇圓 九六〇—一、二〇〇圓<sup>年</sup>  
専任裁縫家事科教員 一名 月 五〇—八〇 六〇〇—九六〇

専任普通科教員 一名 月 六〇—九〇圓 七二〇—一、〇八〇  
學校長其他兼任教員 四名 月 一〇—二〇圓 四八〇—九六〇  
計 二、七六〇—四、二〇〇

九 學 則

學則を定めることは甚だ容易なやうであるが實は非常に苦心を要するものである。體裁よく完備した學則でも實際と適合せなければ何等の權威はない。前にも述べた次第であるが徒に空粗な工夫を試みても駄目であるが、さりとて亦補習學校規程乃至は實業學校令をも辨へない程度の愚案であつてはならぬ。規程改正後日猶淺く且補習學校の丁年繼續主義を思ひ切れない地方では矢張八ヶ年制などの理想的な案を守つてゐる。高等補習學校や補習學校の研究生の運用法を知らないからであらう。

我國の補習學校の學則ほど實際と縁遠いものはないと思はれる。生徒は二三十人と云ふ學校でも堂々たる學則を定めてゐる。而し實際には學校長でも其の學則を知つては居ないで、戸棚にしまつて置くに過ぎない。寧ろ、こんな有様であれば、初めから簡單なものにしておいて、實際と合致するやうにしては如何かと思はれてならない。これは補習學校許りでなく、我國の凡ての學校の上に見る事實である。



## 一〇 教科用書

三五〇

教科書の撰擇は教授の効果をあぐる上に於て甚だ必要なことである。補習學校の教科書は特殊な色彩を有せなければならぬので日本全國に通用するやうなものゝ編纂される筈がない。現今では公刊に係るものに對しても檢定制度を適用しないので玉石混淆の有様である。府縣教育會に於ては男子に對する農業教科書公民教科書及び青年讀本を編纂せるものも多いが、女子に對するものは甚だ寥々たるものである。

## 一一 訓練の實際

補習學校の訓練は小學校とは異つて自主自治を本體として行はなければならぬが、完全なる組織の處女會が成立せば最早補習學校訓練の大半は達せられたものと云つてもよいのである。訓練の方針及び施設もまた處女會の徳性涵養に關する方針及び施設と何等異なる所がない。併し學校と云ふ立場から見ると教授や實習の間に於ても徳性を涵養すると云ふ努力と用意とが教師の方になければならぬ。適確なる方案があつての自主自治と放漫なる自主自治とは大に異なるものである。或る場合には教師は親切なる注告者となり聰明なる指導者とならなければならぬ。指導がおセツカイと見られるやうでは眞の指導ではない。感謝を拂はれるか乃至は將來に於て大なる思ひ出となる程

の指導法であつて欲しい。

實業學校令に於ても「須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニカムベキモノトス」と定めてあつて、從來の實業教育が徳性の涵養に苟もすれば缺陷のあつたのを改善された次第である。殊に女子の實業補習學校生徒は生理的にも心理的にも非常に繊細な注意を要する十二歳乃至十六七歳まで處女であるから、訓練上には特別なる注意を拂はせざるを得ないのである。不良性などの多く生ずるのも此期であるから補習學校及び處女會に於ては寛嚴宜しきを得たる教化訓練の法を彼女等の上に施すの要がある。

猶訓練に關しては女性特に處女期の心理を充分に辨へ、その上に個人の心理、境遇及び生理を調査研究し、之に適應したる方法を執らなければならぬ。家庭の事情などを承知せずして餘りに嚴格なる訓戒を施し、處女をして死を覺悟し之を敢行せしめたる例さへある。又月經時の少女を酷く戒めて家出せしめた例もある。女子教育に従ふものは鋭敏なる觀察力と深厚なる同情心を有たねばならぬ。

## 五、處女會の經營

### (一) 經費

何の事業をやるにも多少の費用を要するものである。否寧ろ多々益々可なりであつて、事績の擧がつてゐるものは大抵經費も潤澤なるを普通とする。効果を認められたが爲に經費を多く支出するやうになつたのもあるが、又反

三五二



對に最初から經費の多い爲に成績を挙げたものと認められるものも少くない。

貧者の一燈長者の萬燈と云ふこともあるが、お金の件はない同情は乞食に對してもその餓を醫するの効がないと云ふことも、今日の時代では認めなければならぬ。さうかと云つて自分は物質萬能を謳歌するものではない。方便としての物質の供給は事を行ふ上より見て極めて大切なものと認めるに過ぎない。

處女會の經營にも費用がなくてはならぬ。現在では一會に十圓や二十圓と云ふ極めて少額の豫算で相當成績をあげてゐるものもあるが、普通は百圓前後でなくては如何に小さい會でも時代に順應した修養的施設をなすことが困難であらうと思ふ。全國に於ける大正十年度の一會平均經費は貳拾八圓六拾錢弱である。

## 一 收 入

現今いづれの會でも収入の大部分を占めてゐるのは補助金及び寄附金である。勿論町村費を以て補助をしたり篤志者とか一般町村民の寄附金によつてやると云ふ事も悪いものではない。大に町村などからは經費を支出すべきである。又かゝる事業には相當寄附をすると云ふ篤志者も出て欲しいものである。日本人は寧ろケチな方であるから適當に寄附行爲を奨励すべきである。

併しながら處女會は元來自主自治であつて修養を本義とするものである。乞食主義で五錢拾錢と集めた金で其の清い事業を俗化するの餘程考ふべき問題である。會員としての態度は遅くまで自己又は團體の力によつて得たる収入を以て費用を辨するの覺悟がなくてはならぬ。

英國の少年團員たるの第一の資格中には自らの力で「二十五錢を貯蓄する」にある。二十五錢！ 何んだ一圓でも妾等は持つてゐると早合點をしてはならない。諸子の財囊中の一圓は如何にして出來たか、或は小使錢として父母から貰つた其の使ひ残りの金の集積か、乃至は十錢二十錢と母姉からセビリ取つたものではあるまいか。自己の汗、自己の意志で誰にも恩惠的な關係を持たないで出來たものは蓋し皆無と云つてもよからう。少年團員が僅に二十五錢を得るの苦心は決して並大抵のものではないのである。

### 共同作業収入

我國の處女會中에서도進歩したものは會として共同作業をなし、その収入を以て大部分の經費を支辨してゐる。収入を得んがため營まる、共同作業の主なものは大凡次の如きものである。

- 1、山林下草の刈取
- 2、山林の枝打
- 3、屑藪の整理
- 4、廢物利用（雜巾製作、下駄鼻緒製作等）
- 5、落穂拾
- 6、共同試作（米麥作等）
- 7、共同飼育（養蠶、養鶏、養魚等）
- 8、手藝品製作
- 9、品評會展覽會等の賣上金



なほ處女會の施設甲の中の共同作業の條を参照すること。

以上の外漁村に於ては一定の日に共同して海藻魚貝を採りたるものを販賣して會の費用に充つるもあり、また都市の處女會に於てはバザーを開き又は花の日會等を催して幾分の經費を作るものもある。

こんな月並的な方法以外に何か尤もらしいものはないかと云ふ質問は常にうけることである。けれども月並的な方法でもそれはやる人の考へ方一つで生きもし死にもする。これは處女會のお觸れだから、皆なが行くから妾も行く、行き度くはないが仕方なしに行く、共同作業が面白いから行く」と云ふ様に種々の心理状態もあるであらう。等しく共同作業だからと云つても其の價値は同一のものではない。

自分の爲と云ふことと處女會の爲と云ふことを區分して考へるやうでは眞の共同作業ではない。之には會員の考へも大事であるが父兄母姉の考へも大いに改めなければならぬ。

「宅で働けば一圓の収入になるのだが、處女會とか何んとか云つて手前辨當で働くのは損な事だ、それよりも五十錢とか三十錢づつ集めた方がよい」などと云ふ聲は處女會に對しても亦青年會に對しても起る所である。

昔の方が餘程こんな點では人格を尊重してゐる。一人前と云ふことによつて十五の少年も三十の壯者も公役の爲には同一に取扱はれて居つた。今では三十歳の壯者が十五の子供と共に働いては損だ、と人間を功程で評價するやうになつた。

處女會員が共同作業をする態度は昔のやうにあり度いものである。強いものも、弱いものも、年の長けたものも

幼いものも、皆んなが一生懸命になつて汗を流して働くこと云ふ状態に其の價値を認めねばならぬ。収入の多いことは寡いのよりもよいが、不平や不慢の結晶で作つた金は尊くはない。

**會費** 共同作業収入で不足な場合はまづ會費を徴するの必要がある。之は寄附金や補助金よりも先きに出すべき収入費目である。會費は前にも述べた様に各自の勤勞収入でなくてはならぬ。我國の家庭では家族の私有財産を認めなかつた結果（法律上には認めてゐるが）戸主以外は財と云ふことに無頓着であつた。直接利害關係を有する戸主のみは醜態として働いて居るが、家族は財に對する執着心が比較的弱かつたやうである。今日青少年男女に對し職業教育の必要を絶叫せられても當の相手たる彼等は左程の興味をも有せず、米を作るのはお爺又だ、俺等には一石や二石の増收は何等の關係もない」と云ふ態度であるのを自分は十有餘年農村教育に従つてゐた間の經驗上から實證し得る。

勤勞に對する報酬の觀念を歐米諸國の人士ほど迄に涵養すべきか否かは今暫く問題とするも、家庭にあつては幼時より僅小なる事柄でもよいから彼等の自由勤勞を獎勵し、其の収入を彼等の自由に且つ有意義に使用せしめる習慣をつけたいものである。

米國の農業學校乃至は低度の農村學校に於ては盛んに家庭農作を獎勵し、其の設計は勿論収入を自由に處分（勿論指導を與ふ）せしむるの制が廣く行はれてゐる。近時我國にても農業學校又は補習學校に於ては之に類する施設が行はれて相當の實績をあげてゐる。

女子に適當なる此の種の家庭作業につきては別に項を改めて述べるが、會費として支出すべき金はこんな風にし



て出来たものでなくてはならぬ。

所謂親の贖身金を貰つて出したのでは何んにもならぬ。副業の盛んな地方では處女會員も多少貯蓄をしてゐるものが多いが、そんな所では又兎角金を出し惜しみする習慣がある。

二 支出及び豫算

支出に關しては其の施設事業の種類如何によるから一概に云へないが、左に一例として豫算表を掲げる。

静岡縣印野村處女會經費歲入出豫算 (大正十年度)

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	増 減 Δ	說 明
第一款財産ヨリ生ズル收入	二、九五〇	二、〇九〇	八六〇	
一、基本財産收入	二、五五〇	一、七四〇	八一〇	基本財産預金三十五圓ニ對スル年七來三厘
二、當座預金收入	四〇〇	三五〇	五〇	當座預金利子
第二款共同勞作ニヨル收入	二〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	二、〇〇〇	
一、共同勞作收入	二〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	二、〇〇〇	
第三款寄附金	二〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	△一三、〇〇〇	

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	増 減 Δ	說 明
一、品評會出品物寄附	八、〇〇〇	二四、〇〇〇	△一六、〇〇〇	品評會出品物ノ賣却代
二、結婚記念寄附金	七、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	結婚者ノ記念寄附
三、有志者寄附	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	有志者ノ寄附
第四款入會金	六〇〇	五〇〇	一〇〇	入會者一人五錢宛十二人分
一、入會金	六〇〇	五〇〇	一〇〇	
第五款補助金	三三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	△七、〇〇〇	
一、村補助金	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	村補助金
二、其他補助金	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	△七、〇〇〇	村團體ヨリ補助ノ見込
第六款繰越金	三三、〇〇〇	五、〇〇〇	二八、〇〇〇	
一、繰越金	三三、〇〇〇	五、〇〇〇	二八、〇〇〇	前年度繰越金
第七款雜收入	三、九五〇	七、〇〇〇	△三、〇五〇	
一、講習會費	二、九五〇	五、〇〇〇	△二、〇五〇	會費一人五錢宛五十九人分
二、雜收入	一、〇〇〇	二、〇〇〇	△一、〇〇〇	不豫知收入
歲 入 計	一一三、五〇〇	一〇八、五九〇	四、九一〇	



科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	増 減 Δ	説 明
第一款事務所費	一〇,〇〇〇	一二,〇〇〇	△二,〇〇〇	
一、雜 給	五,〇〇〇	六,〇〇〇	△一,〇〇〇	役員旅費及ヒ事務取扱手當
二、需 用 費	五,〇〇〇	六,〇〇〇	△一,〇〇〇	備品、消化品、通信運搬費
第二款會議費	五,〇〇〇	六,〇〇〇	△一,〇〇〇	
一、需 用 費	五,〇〇〇	五,五〇〇	△五〇〇	印刷費及ヒ消耗品其ノ他諸費
第三款修養費	八三,五〇〇	八一,五〇〇	二,〇〇〇	
一、講 習 會 費	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	—	講師手當食物其ノ他諸費
二、講 話 會 費	二〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	△五,〇〇〇	講師謝儀其ノ他諸費
三、體 育 獎 勵 費	七,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	運動會賞品費
四、實 業 獎 勵 費	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	二,〇〇〇	品評會賞品其ノ他諸費
五、表 彰 費	三,五〇〇	二,五〇〇	一,〇〇〇	賞 品 費
六、旅 行 費	八,〇〇〇	七,五〇〇	五〇〇	見學旅行及ヒ遠足旅行補給
七、養 老 會 費	四,〇〇〇	四,〇〇〇	—	養老會諸費
八、娛 樂 費	四,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	娛樂設備費
九、弔 慰 費	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	弔 慰 費

會長ハ款内項目ノ流用支出チナスコトヲ得

一〇、雜 費	六,〇〇〇	五,五〇〇	五〇〇	雜 費
第四款財産造成費	一〇,〇〇〇	六,〇〇〇	四,〇〇〇	
一、蓄 積 金	一〇,〇〇〇	六,〇〇〇	四,〇〇〇	本年度蓄積金
第五款豫備費	五,〇〇〇	三,五九〇	二,四一〇	
一、豫 備 費	五,〇〇〇	三,五九〇	一,四一〇	豫 備 費
歲 出 計	二二三,五〇〇	一〇八,五九〇	四,九一〇	

(二) 會 館  
一 會 館 の 必 要

凡そ如何なる會であつても其の事業を遂行する上には中心となるべき一定の場所がなくてはならぬ。子供達が何時の間にやら拵へた小さい集りでも鎮守の森であるとかお寺の庭であるとかその集合の場所がある。場所と云つても單に場所でなくて雨露を凌ぐことの出来る家屋であれば更に都合がよい。處女會が一つの會館を有することは寔に必要なことである、學校を利用するもよいが今迄のやうに單に一年一二回の總會に教室を片付けて利用すると云



ふのではなくて、少くとも常に處女會の小集合にもまた其の事務をとる爲にも利用せられるのでなくてはならぬ。實際處女會にせよ青年會にせよ發達の遅々たる所以は會館のない爲であると云つてもよい。人間の社交性が満足されると、そこに統一性が表はれて來るもので、會合の機會が多ければ多いほど何か一緒にやらうと云ふこととなるのである。近頃或る機會に澤山の學生が集まつて何かしら企てた事があつたが、初めの間は時代思潮に醒めかけたやうな又迷つてゐるやうな學生氣質で、甲論乙説、各人各種の意見を述べ到底一致點を見出さないだらうと思はれた。併し三日過ぎ十日経つて何時の間にもやと同じ目的に向つて進まうと云ふ傾向が見出され、其の後は今日の形式から見れば多少は非難もあつたが、兎も角も大事業を成立せしめた。かう云ふ風なもので會合の機會を與へ場所を與へる、その場所も集合し易い様な一定の建物であると云ふと、何等の目的を有せぬ人達であつても共同して何か事業を行はうとする機運が生れるものである。目的が決定して居れば尙更の事である。

處女會館の必要な事は以上述べた事によつて明かであつて今更詳述する迄の事もないが、尙之を列挙して見ると次の通りである。

- 1、會合の場所を與ふること
- 2、會の事務所となる
- 3、會の事業遂行上より或は講習會場となり或は娛樂場となり或は補習教育場となる
- 4、社交機關となる

本邦の婦人は非社交的であると云ふ非難は、從來家庭生活を重要視した始果、婦人と云へば直に家庭の内を整理す

れば事足るものであると考へ、其の社交的訓練を與へなかつた故である。如何に社交的であれと強ひてもこれが訓練の方法を講ぜなければ到底其の目的は達せられない。少女期の學校生活が彼女等の一生の社交範圍の大部分である事は少く教育に心を用ふるもの、等しく知れる所であるが、これは僅に一村一郷の人に限られてゐるのである。會館があつて時には一村一郷のものに限らず隣村とか又は郡内のもものが集まると云ふ事にすれば、女の世界は餘程擴張せられるのである。學校の教室でもこんな事は出來ると云ふかも知れないが、それには之を利用する爲に時間やら整理の勞力やらで面倒である。會館が特設せらるればこんな七面倒な問題がなくて隨時に而も容易に行はれる。

## 二 會館の位置及び規模

一町村一處女會の原則から見れば勿論會館も一つに限りたい。併し山村僻邑では一村と云つても東西五里南北八里、五戸、十戸づつの多數部落から成立つてゐる所もある。さう云ふ特別な所は別としても、集まる上に都合のよいと云ふ事から見ると一村内に部落毎に設けるのがよい場合もある。けれども五町か十町を距つた所にも大字なるが故に別に建てると云ふことは考へ物である。會館の目的を十分に達することから云つて、出來得れば一町村一館の主義にしたい。位置の問題も大さの問題も之から考へねばならぬ。位置につきては次の條件を考慮すべきである。

- (1)、學校内又は學校に近き所なること
- (2)、交通の便利なること
- (3)、一町村の中央なること



(4)、閑静にして而も風致よきこと

(5)、役場神社寺院等とも接近せること

(6)、文化的設備(例へば電燈電話等)の利用され易きこと

以上の外水質、土質、附近の職業との関係もあるが之等は一般に教育的營造物を設くるの條件と變りはない。茲に一言したきは從來學校の位置を決定するには種々の問題があつて容易ならざる教育界の難件であつた事である。東西の二部落に分れてゐる一村があるとなせよ、當然一小學校で澤山であることは部落民も承知してゐるが、さて之を一校にしようとするとその位置に就いて中央説が起る。幸にして中央によい所があるとしてもそれが一町か半町かいづれかに片寄つてゐるともう承知しない。僅かに五間だけ東に偏してゐると云ふので血まで流したと云ふ實例もあつた。學校とは話が違ふが滋賀の縣令某氏で、縣會で、縣廳の所在地問題でイガミ合つた頃の話柄を残された人がある。大津たの彦根たのと中央説を互に主張してゐる時に、縣令某氏はそれでは縣廳を船にして縣の中央である琵琶湖上に浮べてはと云ふ意見を出して熱し切つた縣會議員を煙に巻いたと云ふ事である。笑話のやうであるがこんな事に類した小問題は農村に於ても學校の建築には勿論招魂碑、青年會館、公會堂等の建設に常に惹起される問題である。これは未だ自治體たる町村の觀念が確立しないで部落本位の根性が抜けないからである。少しく目を大きくして一町一村と云ふ立場から考へて見れば何でもない問題である。

處女會館は學校内に設けらるゝが便利であるが、學校の位地が以上述べた様な情實で不便な所に設けられてゐる所ならば、必ずしもこゝに設けねばならぬ筈のものではない。

會館の大きさは會員數に比例すべきは勿論である。人口三千戸數約六百戸の村では處女會員が約人口の百分の三

三、三と見做すと九〇—一〇〇名である。假りに百名の會員とすれば凡そ次の如き規模の會館を必要とする。

一、教室兼講堂 五〇坪(二室の教室に區劃し必要に應じ一室とすること)

一、文庫及び閱覽室 二〇坪

一、家事研究室 二〇坪

一、事務室 一〇坪

一、其の他(便所昇降口物置等) 二〇坪

計 一二〇坪

勿論以上位あれば補習學校に利用することも出来るであらう。小學校を利用する場合にも之を利用する爲に必要なる建物例へば處女會館専用の事務室とか倉庫とか研究室位は設けねばならぬ。かくして小學校の教室なり講堂なりを有効に利用することが出来るのである。

女子補習學校を晝間常設とする場合には獨立せる會館兼教室を必要とするは論なき所である。

今日部落本位に青年會館を設けてゐる所もあるが、一部落四五十戸の所でも二十坪前後を之にあてゝゐる。地理的關係もあるがこんなものを一箇所に集めれば一町村で女子と男子との二會館位は設けられ、さうして其の講堂的のものは學校の講堂ともなり又村の公會堂ともなるであらう。和歌山、香川、千葉等には青年會館が比較的が多いが、餘りに小さい爲に青年の單なる娛樂場或は遊場となつてゐるに過ぎないとの非難がある。



### 三 會館の形式

三六四

従來の青年會館などは多く覺敷であつて、青年がまづ晝の草臥を休める所であると云ふ位に考へたのである。日本の現状から見れば之も容認せねばならない様にも考へられるが、家庭も覺敷であるから會館も覺敷でなくてはならぬと云ふ論はない。少くとも青年會館の現状を見るとよくもこんな所で集合してゐるものだと思はれる。新築の時は左程でもないが五六年もすれば壁は汚くなる、壁にも天床にも蜘蛛が巣くふと云ふ有様で衛生上から見ても身慄ひする。そこに大の男が三人五人薄暗いランプの下で寝そべつてゐると想像して見給へ。自分は青年會館の現状から考へても處女會館の建築は立式でなくてはならぬと思ふ。學校の様な無味乾燥なものでは不可いが便利と云ふ點から見れば立式でなくてはならぬ。會館の入口は出来る限り道路に面し而も廣くせなければならぬ。學校の講堂などが比較的奥まつた而も七曲り八曲りして行かねばならぬ所にあるので、各種の集會を開いても人の集まりの悪いのを仰つてゐるものがある。講堂の出入口を廣くし道路に接して之を設け且つ土間とした結果三大節の儀式にも又講演會等にも呼びもしない村の人民どもが來ると云つてゐる校長さんがあつたが、之は大なる心得違である。呼んだお客は多分村會議員さん等であらうが、そんな人許りを集めて鹿爪ラシク會式を済まして能事終れりとする時代は既に過ぎ去つたのである。

### 四 會館の經費

新築費は勿論多額に上るものであるが餘裕のある村では公費を支出するもよい。寄附金による場合には出身者中の成功者に依頼するもよい。寄附金のごとは今日日本人の間にも多少訓練されて來たがまだ駄目である。募集してゐるものもその本来の性質を辨へてゐない。税金の様に人並を重視してゐる。餘財のあるものは進んで自己出身の町村の爲に一萬二萬の金を投ずるの覺悟がなくてはならぬ。然るに見榮を張つた人並の寄附金はするが率先してかゝる榮えない事業に寄附する心掛を有するものは少い。

### (三) 幹部の養成

町村處女會を振興せしむる必要上郡及び縣に於てはその公費を以て又は郡處女會等の經費を以て處女會幹部養成講習會を開くを可とする。青年團の幹部養成に就きては既に數年前より殆んど各郡市に於て行はれ最近に於ては府縣に於ても之を實施し相當の成績をあげてゐる。處女會員に對して講習會を徹底的に行はんには寄宿制によるを可とする。されば勢ひ女學校とか女子師範學校を利用するの必要がある。季節も夏季休業中又は冬季春季休業中に行ふのが相互に都合がよい。講師としては府縣社會教育主事や女子教育に關係あるものから選べば經費の上から云つてもまた地方の事情をよく知つてゐると云ふ點から云つてもよい。強ひて多額の費用を投じて知名の士を聘するまでもない。今文部省の調査によると、大正十年度に於ける全国各地に開かれたる郡以上の範圍の幹部養成講習會では次のやうな講師が選ばれたと云ふことである。

講師種別

講演回数

三六五



中等學校長及び教員(主として女學校)	八六
府縣郡社會教育主事	五八
縣郡規學屬群主記	一七
勸業技術助手等	一三
學校衛生主事及び醫師	一三
小學校教員	一一
理事官郡長	八
其他	一一
不明	一八
計	二四五

期間は可成長いのがよいが色々な都合もあるので五日間乃至七日間であらう。今日の實際では三日位が普通であつて稀には一日と云ふものもある。一日講習とか一夜講習とか云つて速成的に多大の功を收めようとする向もあるが、之は寧ろ講演會とか幹部會とか云ふ位にして強ひて講習などと云ふ美名を附さぬがよい。經費は出来得れば公費を以て支辨するを可とするも、町村處女會等から補助をなし又多少の負擔は受講者の自辨にさせてもよい。

講習會には附帶事業として見學、運動體育、協議、討論、意見發表、活動寫眞、茶話會、展覽會等を行ひ、その

寄宿制度に於ては全然自治的ならしむるを可とする。

講習會開催中は適當なる醫師を聘して健康診断や體量變化の調査等を行ふの要がある。

講習科目

文部省に於て調査した所によると、大正十年度に於て郡以上の範圍を以て開かれた處女會幹部養成講習會は總數一百會である。その中に如何なる講義題目が選ばれたかと調べて見ると次のやうである。

家事裁縫及び作法	七七回
一般修養	四八
處女會の指導經營	四五
體育衛生	一九
思想問題	一一
科學及び常識	一一
趣味及び娛樂	一〇
農事	九
雜	一二
計	二四五回

前表によつて大體現今に於ける處女會指導の傾向を窺ふに足るものがある。一般に其の方針が明瞭に定まつてゐる



るとは云へない。更に各個の講習會につきて考察するに、或は家事科にのみ限つたものもあり、一般の修養に逼つたものもあり、又單に處女會の指導經營に局限した場合もあり一様ではない。

講習會の外に見學をなさしむることも幹部としては必要なることである。單に物見遊山と云ふ念でなく模範的に自治的に旅行を續けると云ふことにも價值があり、又神宮參拜等によつて幹部と云ふ誇りを保たしめることにも價值は十分にある。見學の引率者としては社會教育主事を設けてゐる所では別に問題がないが、婦人の適當なる人があれば更に結構である。さうして模範處女會などの視察も行はしめたいものである。見學旅行の場所は必ずしも遠きを選ぶ必要はないが出來得れば伊勢神宮の參拜を之に加へたい。さうして他日自己の町村處女會員を引率して行ふ際には適當なる指導者たり得ることを期せしめねばならぬ。

#### (四) 統制施設

##### 一 統制の必要

種々の施設がある云ふ事は必ずしも會其のもの、眞價を高むるものではない。所謂お題目を唱へるだけでは眞如の月を拜むことは出來ぬ。そこに統一せられたる一大意識がなくては離れ離れの施設たるに過ぎない。講習會を何回開いた、見學旅行を何回やつた、敬老會を何回催した、曰く何々、これでは個々別々としては萬全の効果を擧げ得たにしても、處女會其のものとしては何等の向上も發達もなく、年々歳々新入會者を迎へ舊會員を送つて更に新裝

を凝らしたに過ぎないのである。或は發達し或は衰退すると云ふ處女會なるものは多くは會としての生命が存せぬからである。茲に於てか處女會の發達充實を期する爲には統制施設の必要を叫ばざるを得ない。

統制とは會をして永遠に發展向上せしめんため組織的、有機的の體制を整へその事業施設をして合目的たらしむる事である。一の事業は單にその効果と目的とを以て論ずべきではなく、それは全體より見て如何なる點にあるかを確定し、而してその効果は總て第二第三の事業の根柢を與ふるものでなくてはならぬ。又一面から見れば會員と云ふ會員は元來個々別々のものであるが、之等の個々の人々をして處女會なるもの、團體的結合を自覺せしめ、團體員としての地位を認識せしむることは甚だ肝要なることであつて、これやがて團體をして永遠に生命ありしむるか、又は單なる會合に過ぎざらしむるかの分岐點である。統制上必要なるものは會則、大會又は總會、事務所、諸記録等である。左に會則大會及び記録の三項につきて特に説明する。

##### 二 會 則

會則は如何なる會團にも必要なるものであるが、之を詳細なる條文に編すべきか、又所謂法三條に満足すべきかは頗る研究を要する所である。

併しながら未だ會の成らざるに先だちて會則を制定しその整備を誇らんとするが如きは愚の極みである。今日余の最も奇異に感ずるものは補習學校の學則と青年會則である。共に如何なる地方にても其の方面より觀察すれば堂堂たるものであつて整備せること驚嘆すべきものがある。併しその實際を見ると誠に貧弱であるから更に驚嘆する。



補習學校などでは學年を分つて八ヶ年として豫科本科研究科として更に學科配當左の如しとある。どうして大學又は専門學校の學科課程表にも比肩すべき程であるが、生徒總員八名、教授は同一教材同程度でやつて居ると云ふ次第である。何故今少しく實際に近い學則にしないのであるか。ある補習學校では卒業式を行つたが卒業生徒は一人も集まらない。致方がないので來賓とし參列した郡會議員が代理で十枚計りの卒業證書を受取つて歸つた。さうして九人までは卒業證書を本人が受取つたが一人はどうしても之を受取らない。何故かと云ふと「自分は研究科と云ふものを卒業した覚えはない、隣りの三吉どんと同じ様に十日許り算術やらお話やらを聞いたに過ぎないから、貰ふなら矢張三吉どんと同じで本科卒業と云ふのを貰ひたい」と云ふ。代理で受取つた郡會議員さんも致方がないので校長さんの手許へ送り返して來たが、學校でも郡役所の方へ研究科卒業生何名と報告して居るので何んとかして之を受取らして呉れ、イヤ受取らぬで、卒業證書が宙宇に迷つてゐると云ふ喜劇にでもありさうな實話である。

併しながら法三條で満足すべき時代ではない。處女會に於ても立派な會則があると會の運用も發達も十分に期する事が出来るものである。法律や命令ほど嚴格なものではないから何々スベシとか、退會ヲ命ズとか云ふ温味を缺いたものでは宜しくない。寧ろ何々のこと云ふ約束的の語句を選ぶを可とする。

會則を定むるにも漸定主義を探るを可とする。初めから微に入り細に入り條章を整ふるよりも必要に迫られて逐次之を改正増補する所に眞の價値が存するのである。會員自らが作つたと云ふ感じを與へねばならぬ。先生が勝手に作つたものだから會員は餘り守らなくても致方がない、マア會則は會則として實際は之丈けでよいと高をくぐることは探るべき途ではない。

然れども會が稍面目を整へ内容の充實するに至つては會則も亦完全の域に進まねばならぬ。而して會則によつて會の發展を期するの基礎とするに至らしめねばならぬ。會員も既に此の期に於ては自己の創意による會則の内容と歴史とを承知し、新入會員も知らず識らずの間に其の大體の事情を辨へるものが多いから、會としても左程の困難を見ずして會規の運用を期することが出来るのである。

會則には如何なることを定むべきか、前各項各章に於て述べた所であるが、少くとも完全なる處女會則は左の數項につきて規定せねばならぬ。

- (1)、名 稱
- (2)、會 員
- (3)、設置區域
- (4)、役員及び其の權限
- (5)、目的及び事業
- (6)、經 費
- (7)、統制施設